

## 平成26年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 6月6日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・法令に基づく報告	6
・諸般の報告	7
・議案等の上程（第26号～第36号）	8
・議案等に対する質疑	12
・意見書案の上程	12
・請願の報告	13
・議案等の委員会付託	13

### 第2号 6月9日（月）

・一般質問	19
木村優子議員	19
1. 福祉のまちづくりについて	19
田川正治議員	26
1. 学校給食センター問題について	26
2. 子ども子育て「新制度」について	36
3. 「社会保障費の削減」と「医療・介護総合法」による町民生活の影響 について	40
4. 公契約条例の制定について	43
川口 晃議員	46
1. 医療費を中学生卒業まで無料に	46
2. ゴミ袋代金の値下げについて	49
3. 小中学生の通学道路の安全対策	53
太田健策議員	58
1. 旧焼却場の解体について	58
2. 給食センター建設について	65
3. 町の補助金について	71

### 第3号 6月10日（火）

・一般質問	79
福永善之議員	79
1. 「町立の中央・仲原保育所老朽化による建て替え」と「仮称子ども館 新設」について	79
久我純治議員	99
1. 下区公民館前の水路の改良工事について	99
2. 酒殿駅裏の道路について	102
本田芳枝議員	106
1. 子ども館（仮称）構想について	107
2. 男女共同参画行動計画に粕屋町らしさを	119
3. 食育推進計画の策定を	122
山脇秀隆議員	125
1. 子ども館（仮称）について	125
2. 町営住宅の老朽化と高齢世帯の居住対策について	132

#### 第4号 6月13日（金）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	141
議案第26号 専決処分の承認を求めることについて	141
議案第27号 専決処分の承認を求めることについて	143
議案第28号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	145
議案第29号 粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について	147
議案第30号 工事請負契約の締結について	148
議案第31号 工事請負契約の締結について	148
議案第32号 工事請負契約の締結について	148
議案第33号 工事請負契約の締結について	148
議案第34号 工事請負契約の締結について	148
議案第35号 工事請負契約の締結について	148
議案第36号 住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について	156
意見書案第1号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを 求める意見書（案）	157
請願第3号 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願	157
請願第1号 学校給食センターを引き続き公設・公営で行うことを求める 請願（継続審査分）	157

陳情第1号 「『要支援者に対する介護予防給付継続』と『利用者負担増 の中止』及び『特養の要介護1, 2の入所継続』に関する」 意見書提出を求める陳情（継続審査分） .....	158
・閉 会 .....	159

平成26年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成26年6月6日（金）

# 平成26年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月6日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 請願の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信                      ミキシング      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範                      副町長 箱田彰

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	八 尋 悟 郎
住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	税 務 課 長	石 山 裕
収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 涉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市計画課長	山 野 勝 寛	地域振興課長	安 松 茂 久
道路環境整備課長	因 光 臣	上下水道課長	中 原 一 雄
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	神 近 秀 敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

私たちの今任期の始まりは昨年の4月29日ですので、議会の定例会を単位に考えれば、この6月議会から今任期の2年目に入ったとすることができます。この1年の間に、国においては教育委員会制度でありますとかもろもろの問題を提起し、議論なさっているようであります。どの問題についても、国のあり方、また地方公共団体のあり方、ひいては国民生活の根幹にかかわることからして、注視していかなければならないと思います。

町議会におきましては、去る5月16日金曜日、3回目となります議会報告会が開催されました。粕屋町議会活性化特別委員会の委員長、副委員長さんを初めとして、全ての皆さん方のご努力により、完全とはいかないまでも良とする評価はいただいたのではと思います。皆さんお疲れさまでございました。今後とも、町と議会は車の両輪、また二元代表制の観点から、諸課題について多くの町民の方々の負託に応えるべく、粕屋町議会として研さんしていかなければならないということをお願いし、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、1番木村 優子議員及び3番安河内 勇臣議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から6月13日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの8日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

改めまして、おはようございます。

6月2日から梅雨入りをいたしました。幸いには、福岡県では大した雨も降っておりませんが、宮崎、四国においては大変な雨量で、洪水の危険性が高まっております。

こういう中、本日、平成26年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと大変お忙しい中、全員の皆さんにご出席を賜り、心から御礼と感謝を申し上げます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第1号は、平成25年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成25年度粕屋町一般会計補正予算（第2回）第2条により、子ども・子育て支援新制度システム整備事業、保育所等整備事業、道路改良新設事業、橋梁維持事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業に係る繰越明許費は、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

報告第2号は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

長者原上区雨水調整池新設工事において、地元協議や地下埋設物の状況により、工事が遅延いたしました。平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算中、資本的支出のうち、管渠事業費の一部を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告いたします。

報告第3号は、平成25年度粕屋町土地開発公社決算の認定についての報告でございます。

平成25年度土地の取得については、当初事業計画のとおり行っておりません。土地処分につきましては、土地活用事業の一環として進めておりましたが、スポーツ広場の用地3工区売買価格について、セキスイハイムとの協議が調い、売買契約を締結し、所有権移転までを完了いたしております。また、売買代金3億5,300万円による繰上償還を行うとともに、平成25年度第3回9月議会で補正予算の議決をいただきましたとおり、借入金の返済資金として、町から2億円を補助し、公社債務額を圧縮しております。去る5月20日に、公社監事による決算監査を経て、5月

26日に、決算の認定について理事会を開催いたしましたところ、審議の結果、全員一致で承認されましたことをここに報告いたします。

以上でございます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告をいたします。

まず最初に、指定金融機関の交替について報告をいたします。

平成5年3月議会定例会におきまして、指定金融機関を株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合の3金融機関の交替制で指定する旨の議決を受け、現在4巡目で、株式会社福岡銀行を指定しておりますが、その期限が平成26年8月31日までとなっております。したがって、次の順番であります株式会社西日本シティ銀行を平成26年9月1日から平成28年8月31日までの2カ年間、指定金融機関に指定する予定でございます。

なお、指定金融機関による窓口対応は、午前9時から午後4時までとし、それ以外は会計課職員にて窓口対応をいたすこととしております。

次に、第26回アジア太平洋こども会議・イン福岡、ホームステイ受け入れ事業について報告いたします。

本年も受け入れ家庭の協力を得ることができましたので、フィジー及び中国の広州市から参ります8名の児童と2名の引率者の受け入れをいたします。粕屋町には7月15日から7月23日までの間、1週間程度の滞在予定です。5月28日に、受け入れ家庭の方との打ち合わせを行い、受け入れ準備を進めておりますが、今後は町内小学校への学校登校や粕屋町での歓迎行事について、関係機関と協議調整を図りながら、受け入れ態勢を整えてまいる所存でございます。

次に、九大農場周辺跡地についての報告をいたします。

昨年度より実施いたしております九州大学農場移転予定地内、及び本年度から実施しております県道予定地内の発掘確認調査について、若干の状況が判明いたしましたので、報告をいたします。

この遺跡につきましては、今年度の発掘調査で、今から1,300年前と思われる当時の郡役所跡と見られる建物跡が確認されております。今、5月から6月にかけて、大学教授と専門家の現地所見からも、その可能性が高く、昨年度、調査で確認

いたしました倉庫群と見られる建物跡とあわせて郡の役所に関連した一連の施設であろうとの見解になっております。現在、鋭意、その広がりや建物の時期の確認を続けておるところですが、糟屋郡内では初めて、県内でも数少ない郡役所ということから、7月に一般公開や説明会を準備するよう、指示をいたしたところでございます。現在の九大農場跡地の状況を報告させていただきます。

以上、報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は11件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、議案の上程を行います。

平成26年第2回定例会に町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が2件、教育委員会委員の任命同意が1件、条例の改正が1件、工事請負契約の締結が6件、住居表示関連が1件、以上11件でございます。

それでは、議案順にご説明申し上げます。

議案第26号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成26年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布、同年4月1日から施行されましたので、これに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する期間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成26年3月31日に専決処分をいたしたものでございます。よって、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回、改正の主な内容といたしましては、法人町民税の法人税割の税率の見直し、軽自動車税の税率の見直し及び固定資産税の特例措置等を講ずる内容となっております。本年4月1日より施行されるものから段階的に施行される一括の改正について、所要の整備を講じるため、改正いたしましたものでございます。

議案第27号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、

国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額を77万円から81万円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものであります。地方自治法179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する期間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成26年3月31日に、専決処分をいたしたものであります。よって、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第28号は、教育委員会委員の任命同意についてでございます。

粕屋町教育委員会委員であります中前美絵氏が、本年8月8日をもって任期満了により退任されますので、その後任として、舎川真理氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

舎川真理氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、長年PTA活動やボランティア活動に携われ、識見、人格ともにすぐれた方でございますので、何とぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議案第29号は、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を定めておりますが、条例の別表中、特殊教育職員等という字句につきまして、平成18年6月に、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法において、特殊教育にかわり、新たに特別支援教育という規定がなされましたので、今回別表中の字句を特別支援教育職員等に改めるものでございます。

議案第30号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、大川小学校の校舎増築工事を実施するもので、児童数増による学級数増加に対応するため、既存校舎教室棟を西側へ延伸するように、鉄筋コンクリート造り3階建ての校舎を増築し、普通教室6室、教材室2室、多目的トイレ3カ所、昇降口、空調設備等を整備するものでございます。

この工事を実施するにあたり、平成26年5月23日に、共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、香椎・青木特定建設工事共同企業体、代表者 香椎建設株式会社 代表取締役 城戸幸信が、工事請負金額1億9,537万2,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力の発生の翌日から平成27年3月23日までとするものであります。

本工事は、25年度から繰越明許費であり、国の補助率は2分の1となっております。

す。国の財政措置により町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約いたすものでございます。

議案第31号も工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、大川小学校第2期大規模改造工事を実施するものでございます。

大川小学校の教室棟校舎は、昭和52年建築、昭和53・56年に増築を重ね、老朽化が進んでいるため、2カ年に分けて大規模改造工事を行うよう計画しているところでございます。昨年度に引き続き、今年度もその第2期工事として、校舎教室棟の外壁改修、内部改修、手すり取り替え、電気設備改修、給排水設備改修を行います。

この工事を実施するに当たり、平成26年5月23日に、共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、飯田・オリーブハウス特定建設工事共同企業体が、工事請負金額2億4,084万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成26年9月30日までとするものでございます。

本工事は、25年度からの繰越明許費であり、国の補助率は3分の1となっております。増築工事と同様に、町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約をしたものでございます。

次に、議案第32号も工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、大川小学校・粕屋中央小学校空調設備設置工事を実施するものであります。

現在、地球温暖化の影響によりまして、夏場の教室の気温が30度を上回るような状況であります。また、大気汚染による環境の悪化も懸念されているところでございます。これらの状況から、この工事を実施するに当たり、平成26年5月23日に、共同企業体6社による指名競争入札を行いましたところ、空研・野上特定建設工事共同企業体 代表者 空研工業株式会社 代表取締役 楢木 隆が、工事請負金額9,493万2,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成26年10月1日までといたすものであります。

本工事は、平成25年度からの繰越明許費であり、国の補助率は3分の1となっております。この財政措置により、町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約いたすものであります。

議案第33号も工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、前議案と同様に、仲原小学校・粕屋西小学校空調設備設置工事を実施するものでございます。

この工事を実施するにあたり、平成26年5月23日に、共同企業体6社による指名競争入札を行いましたところ、西日本空調システム・アユミ電業特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社西日本空調システム 代表取締役 中山傳善が、工事請負金額9,460万8,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成26年10月1日までとするものであります。

本工事も、平成25年度からの繰越明許費であり、国の補助率は3分の1となっております。前の議案と同様に、町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約いたすものであります。

議案第34号も工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋中学校の校舎増築工事を実施するもので、生徒数増に伴う学級数増加に対応するため、既存校舎教室棟を南西側へ延長するように、鉄筋コンクリート造り3階建ての校舎を増築し、普通教室6室、男女トイレ3カ所、多目的トイレ3カ所、空調設備等を実施するものでございます。

この工事を実施するに当たり、平成26年5月23日に、共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社代表取締役因 善一が、工事請負金額1億8,673万2,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成27年3月23日までとするものであります。

本工事は、平成25年度からの繰越明許費であり、国の補助率は2分の1となっております。この財政措置により、町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約するものでございます。

次に、議案第35号も工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋中学校第2期大規模改修工事を実施するものでございます。

粕屋中学校の校舎は、昭和61年に建築され、老朽化が進んでいたため、5カ年に分けて、校舎・体育館の大規模改造工事を行うよう計画をいたしておるところでございます。昨年度に引き続き、今年度は校舎の第2期工事として、運動場側校舎の内部改修工事、電気設備改修工事、給排水設備改修工事を行います。

この工事を実施するに当たり、平成26年5月23日に、共同企業体7社による指名

競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社代表取締役因善一が、工事請負金額2億7,086万4,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成26年10月27日までとするものであります。

本工事は、平成25年度からの繰越明許費であり、国の補助率は3分の1となっており、町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約をいたすものでございます。

最後に、議案第36号は、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について、議決を求めるものでございます。

実施につきましては、別図1に示しておりますとおり、区域を平成26年に、別図2に示しております区域を、また平成27年に、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うものでございます。

これらの件につきましては、さきで開催されました住居表示審議会において諮問どおりの答申をいただいたところでございます。

何とぞ全ての議案についてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で議案の提案理由の説明を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

事務局長。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の6ページをお開きください。

意見書案第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案)。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年5月29日。提出者、粕屋町議会議員田川正治議員、川口 晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上です。

◎議長(進藤啓一君)

次に、請願を受理しておりますので事務局長が報告いたします。

事務局長。

◎議会議務局長(青木繁信君)

議事日程表の8ページをお開きください。

請願文書表、受理番号3番。受理年月日、平成26年5月30日。件名、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、福岡県福岡市博多区千代4の3の20の4階、日本会議福岡、理事長山本泰藏さん。紹介議員、因辰美議員、長義晴議員、久我純治議員、八尋源治議員、福永善之議員、安河内勇臣議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議

長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時05分)

平成26年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年6月9日（月）

# 平成26年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月9日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

1番	議席番号	1番	木村優子	議員
2番	議席番号	7番	田川正治	議員
3番	議席番号	2番	川口晃	議員
4番	議席番号	4番	太田健策	議員

## 2. 出席議員（15名）

1番	木村優子	9番	久我純治
2番	川口晃	10番	因辰美
3番	安河内勇臣	11番	本田芳枝
4番	太田健策	12番	山脇秀隆
5番	福永善之	13番	八尋源治
6番	小池弘基	15番	伊藤正
7番	田川正治	16番	進藤啓一
8番	長義晴		

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信                      ミキシング                      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	吉武信一
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士
経営政策課長	山本浩	税務課長	石山裕

収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 渉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市計画課長	山 野 勝 寛	地域振興課長	安 松 茂 久
道路環境整備課長	因 光 臣	上下水道課長	中 原 一 雄
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	神 近 秀 敏		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

定例会ごとに申していることでございますけれども、発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いいたします。

それでは、質問通告順に質問を許します。

1 番木村優子議員。

(1 番 木村優子君 登壇)

◎1 番（木村優子君）

おはようございます。議席番号1 番木村優子です。

議員になりまして2 年目、今回の一般質問が5 回目となりましたが、まだまだ不慣れで、また初めてのトップバッターで緊張しております。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って質問をいたします。

第4次粕屋町総合計画の中にもあります福祉のまちづくり、私が今から提示をいたしますマークを皆様ご存じでしょうか。このマークは、ベビーカーマークでございます。これは、電車やバスなど公共交通機関でベビーカーを気兼ねなく利用したい、そんな子育て中の母親たちの声から生まれたのがこのベビーカーのマークでございます。このマークは耳マークで、聴覚障害があることをあらわす耳マークでございます。このマークはハートプラスマークといいまして、心臓や腎臓、肺など、身体内部の障害をあらわすマークとなっております。先ほどのマークとちょっと似ておりますが、これはオストメイトマークで人工肛門、人工膀胱を保有している人、オストメイトのための設備があることをあらわしているマークとなります。これらのいろいろなマークは、小さな子ども連れや妊婦、体に障害のある人でも安心して外出できるよう、周囲に理解と配慮を促す各種のマークであります。これらの

マークは、公共の場に広がっております。広く町民の方々にも知っていただきたいと思い、紹介をさせていただきました。

さて、今回私は、人間の基本的欲求の一つである排せつ行為に着目をし、公共施設における多目的トイレについて、特に今回私は、このオストメイト対応トイレに関する質問をいたしたいと思います。

それでは、以下順次質問をいたします。

まず、粕屋町障害福祉計画推進協議会が発行しておりますバリアフリートイレマップ、こういうのが出されてあると思います。これは、本当に非常にいいものだなというふうに思いまして、拝見をさせていただきました。この中に紹介されている公共施設の多目的トイレについて、まず質問をいたします。

車椅子の方が使用する際に、手すりなどは欠かせないものです。この手すりについて、さほど使用されていないところは時々さびついて危険なこともあると利用者の方から聞いたことがございます。まずは、手すりなど、点検などはなされているのでしょうか、教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現状につきましては、総務部長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

ただいまの木村議員のご質問にお答えいたします。

手すり等がさびついておるということのご質問でございますけれども、これにつきましては、各施設の管理者というものがおりますので、そこできちんと清掃等は行われておるというふうに認識しております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

チェックはなされているということで理解してよろしいということですね。では、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それで、公共施設における多目的トイレは、全て温便座でウォシュレット対応のトイレでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

温便座、ウォシュレット対応トイレかと申しますと、必ずしもそうでないというふうには言わざるを得ません。大方の部分がそのようなウォシュレット、温便座型のトイレは設置していない状況でなかろうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

私事ではございますが、最近腰を痛めまして、トイレに行くのがやっとという状態でした。経験して初めて身にしみるといいでしょうか、必要性をすごく感じるものです。冬場、冷たい便座に座ることは健康なときもちゅうちょするのにも、どこかに痛みがあったり、障害があればなおさらちゅうちょされるのではないのでしょうか。また同様に、うまく拭くことができないときなど、ウォシュレット対応トイレであったらというふうに思うものです。高齢化が進む日本、障害がなくとも、こういったトイレの需要は多くなります。デパートやショッピングモールなどの多目的トイレは充実していく中、公共のトイレが整っていないということに疑問を抱くのですが、町長はどのように考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

木村議員のご指摘のとおりだと思います。今、総務部長がお答えしましたように、全部がウォシュレット、温対応になっていないということでございますので、できるだけできるところからそういった近代的なトイレに、障害者に優しいトイレに変えていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

誰もが安心して使用できるように、整備をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

粕屋町には、ストーマ、人工肛門の方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

蓄尿袋の申請をされてある方が、25年度でしか把握しておりませんが10人です。それから、蓄便袋につきましては42人の方が申請をされております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

その方たちから、外出するときに不便なこと、そして災害時などの不安など、相談があったことなどはないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今のところありません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

人工肛門は、排尿及び排便の二通りがございます。ストーマには括約筋がないため不随に、意識をしないで排出をされます。そのため、排出物を受けるストーマ装具を常時装着をし、ストーマ袋、パウチに排せつ物を受け、それを便器に排出しなければなりません。

ここで質問をいたします。

粕屋町の公共施設でオストミー対応トイレは、どこに幾つありますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

現在、町内の公共施設には、役場内と粕屋フォーラムには、2カ所ずつの大便秘器兼用で設置しております。それから、かすやドームにつきましては、オストメイト専用トイレを1カ所設置しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

このバリアフリーストーママップを拝見させていただいて、私が見たところで、オストミー専用というのはかすやドームの1つであるというふうに認識をさせていただいております。それで、この中にも近隣町のマップ、篠栗、志免町も含めたバリアフリーストーママップというふうに、こう書かれてある中で、このオストミー対応トイレを見たところ、この近隣町、近場を合わせて4つしかないというふうに、オ

ストミー専用がですね、4つしかないというふうに載ってありました。この粕屋町の施設を見ますと、公共施設だけではなくて、このマップに載っている分を見ましたところ、ドームとイオンモールの2カ所しかないというふうに、こういうふうに載ってありました。

そのうちの一つ、ドームに1つあるわけですが、その場所は勝手に自由に出入りできるような場所にあるわけではありませんでした。メインドームの奥で、試合があっているときは入りにくい。実際、見せていただくと思ひまして私も行きましたが、バスケットの試合があっているということで、そのときは見学を断念いたしました。障害者スポーツも盛んに行われているドームでオストミー対応トイレがあるのは、とってもいいことだと私は思っております。しかし、使用したいときに自由に使えないのは不便です。このトイレを設置するに至ったことを少々お聞きをしたいと思ひます。

国のオストメイト対応トイレの緊急整備事業が2011年で終了をいたしました。この事業でドームに設置をされたのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

その件につきましては、調査をしておりませんので、後でお知らせいたします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

粕屋町の公共施設の中でドームに一つしか設置されていないということは、何か理由があったのかなというふうに私は思ったわけですが、あわせて、また後で教えていただけたらと思っております。

オストメイト対応トイレは、汚物流し台、腹部、おなかの洗浄を行うため、温水が必要であります。現在の多目トイレにつけるとしたら、配管関係や広さ、そして車いすの出入りを考慮した配置など、さまざま課題があると思ひます。しかし、大腸がんががんの死因3位で、またがんが増えていることなどを考えると、ストーマの方が増えることも予想されます。また、粕屋町は、よさこい祭りやバラ祭りなど、たくさんの方が集まる機会が多いこと、そして今年11月にはスペシャルオリンピックスが開催され、2020年にはオリンピック、パラリンピックが東京で開催され、世界の国々の方が日本に来ます。冒頭に申しましたが、人間の基本的欲求である排せつに関する施設の整備は急務と考えます。

ここで、町長がオストミー対応トイレの整備をどのように考えられるかをお聞か

してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

改修等に当たって、そういったオストメイト対応の施設をつくりたいと思っております。今、福祉センターは、もう最初建てた分はかなり老朽化しております。それにつきましては、耐震もしておりませんし、いろんな改修等もございまして、まずそういったところから改修にあわせてそういった対応ができるというトイレに変えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

オストミーの方たちは、装具が外れてしまうなどのトラブルがあると、家に戻らなくてはならない。そうならないために、外出先で緊急の措置ができる場所は絶対に必要です。安心して外出できる環境を整えることは、福祉のまちづくりと思っております。私は、緊急災害時のことも考慮し、全避難所にあるのが望ましいと思っておりますが、現在ある建物に設置する場合、いろんな障害があって難しいこともあることが考えられます。しかし、全ての町民の方が安心して生活、外出できるよう整えていただきたいと思っております。

そして、私が冒頭に紹介したマークを初め、皆様に余り知られていないマークなど、広報などで一度きりではなくって時々取り上げてみるなど、町民の方々にもなじみ深くなるようにしていただきたい。そして、多目的トイレの表示もわかりやすく、工夫することも今後続けていただきたいと思っております。

それでは、次の質問へ移ります。

平成25年4月から障害者優先調達推進法がスタートをいたしました。この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や、在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的、積極的に購入することを推進するために制定をされました。

粕屋町の状況、調達方針などを詳しくお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ご質問いただきました障害者優先調達推進法でございますが、粕屋町の現状であります。調達方針はまだ作成しておりません。しかし、平成25年度においては、5つの課において印刷物の作成や清掃業務の役務等を利用し、達成金額は総額69万3,940円となっております。

具体的に、印刷物といたしましては、学校教育課における各学校の出勤簿や生徒の健診結果表の印刷や介護福祉課の福祉タクシーチケット印刷、それから封筒の作成、収納課の返信用封筒作成、それに子ども未来課のファミサポチラシ印刷、また健康づくり課では、健康かすや21まつりの時の記念品代、そして清掃業務につきましては、町営住宅の改修時の清掃代等でございます。また、法の趣旨を鑑み、毎月福祉の日には皆さんご存じのように、役場ホールでの物品販売、それから職員における昼食、お弁当の注文など、できる限りの支援をしているところであります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

現状を聞かせていただきまして、実績に関しても今、25年度の方はもう述べていただいたと思いますので、今後の方針についてもどのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

これからの計画でございますが、今年度の早い時期に関係各課とも連携や協力のもと、調達方針を作成し、さらなる発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今さまさまの発注をされているということがわかりましたので、よかったなと思いますが、障害のある方々が自立して生活を送るために、就労によって経済的な基盤ができるように、積極的に粕屋町としてもまた取り組んでいただき、福祉のまちづくりをさらに前進をさせていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(1番 木村優子君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

7番田川正治議員。

(7番 田川正治君 登壇)

◎7番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号7番、日本共産党田川正治です。

質問書に基づいて、町長並びに関係部課長にお尋ねいたします。

その前に、一言集団的自衛権の問題、今国会でも大問題になっておりますが、一言述べさせていただきます。

ご存じのように、安倍首相が歴代内閣が行わなかった、集団的自衛権の行使は許されないとしてきた憲法解釈を変える解釈改憲の動きを強めております。集団的自衛権には自衛という言葉がついているため、日本を守るというイメージが強い。安倍首相も国民の命を守ると繰り返していますが、これは集団的自衛権の危険な姿を隠す重大なことです。集団的自衛権を定めてるのは国連憲章ですが、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、加盟国には個別的自衛権とともに集団的自衛権があるとします。個別的自衛権は、武力を受けた国が自分の国を守るため、これを排除する権利です。これに対し、日本が攻撃を受けてないのに外国に加えられた武力攻撃を阻止する権利が集団的自衛権とされてます。どちらも自衛という言葉がありますが、自国防衛と意味するのが個別自衛権、他国防衛を建前とするのが集団的自衛権です。集団的自衛権の発動とは、武力攻撃を受けた外国を守るため自国の軍隊を海外に派遣し、武力攻撃を仕掛けた国と交戦する、戦争をする国になるということです。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、なるべく簡略にお願いします。

◎7番（田川正治君）

はい。集団的自衛権を行使するようになれば、自衛隊は海外で戦争する軍隊になってしまいます。日本を戦前のような戦争する国にはなりません。私は、このような集団的自衛権の行使を政府の解釈で変えていく立憲主義そのものを否定する、そういうものにつながるということでもありますので、日本の平和憲法を守るということも含め、海外で戦争しない国をつくるために取り組んでまいりたいと思っております。

まず最初に、質問通告を出しております内容で、3月議会後に、学校給食センタ

一問題ですが、議員全員協議会で要求水準書や質問に対する回答の説明後の推移について、経過の説明を求めます。関準備室長に報告を。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

5月12日月曜日に開催されました粕屋町議会全員協議会後の事業の推移についてというご質問でございます。

その後、5月14日水曜日に要求水準書案に関する質問、意見に対する回答を、5月19日月曜日に要求水準書案修正版を、5月20日火曜日に特定事業の選定についてを、町のホームページにおいて公表いたしております。要求水準書案修正版につきましては、要求水準書案に関する質問、意見に対する回答をもとに、また文言解釈の疑義見直し等を踏まえて要求水準書案を修正したものでございます。特定事業の選定につきましては、PFI法に基づきまして粕屋町が実施する粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業を特定事業として選定するもので、選定に当たっては客観的評価結果を公表しております。詳細につきましては、ホームページにてご確認いただきますようによろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今、関次長から説明ありましたけど、私は5月12日の全員協議会のときにも、この町から出した要求水準書の内容についての回答、質問とか回答ですね、それについてこの6月議会前に変更がある分については議員に渡してくれということ述べたわけですね。今の話では、結局ホームページ見てくださいというやり方。今までこの給食センター問題では、町民に知らせない、そしてホームページ見てください、このようなやり方が非常に強かったと思います。今回、私この今言われました回答書の内容を見ました。ホームページとってきました、これです。私たちがもらったのは9ページでした。9ページで88項目。これは、倍あるんですね。19ページ、188項目あります。この内容を私たちに知らせないで、そしてホームページ載ってますから見ておいてくれたらいいですよという言い方だと思うんですね。これでは、今から事業者の方がこの要求水準書に基づいて質問をして、事業者の人がこういうふうになりたい、それは安全・安心な学校給食・・・のはいろいろあります。そのことについての回答も含めて出されるというのは、町の姿勢も問われるし、私たちが今まで議会で質問してきた内容などもはっきりさせないから問題も

出てくるんですね。

こういう状況のもとで、今の方法での議員に対する説明の仕方ということについて、町長どのように思われますか。見解を述べてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

議員の方々には、所管としてはわかりやすくということで、それを縮めてご説明を申し上げたのだらうというふうに推測をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっといいですか。

執行部においては、この議会の中ではホームページを見てくださいという答弁は差し控えてください。

関次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問でございますが、議員全員協議会的时候において質問の回答を公表、説明しております。それにつきましては、実施方針案につきましての質問、回答でございます。そして、要求水準書案を説明しております。それが5月12日の月曜日でございます。それに対しての、要求水準書案に対しての今度は質問、意見等が出ましたので、それが188件でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

そんなことについての回答を求めておるわけじゃないんですね。簡単に説明したとかじゃなくて、この中身をなぜ早く皆さんに、議員に資料として渡さないのかということですか。

問題は、私も幾つかありますので今から質問をしていきますが、まず最初に、これは直接は今まで議会で何度も話してきたことでありますから、町長にも答弁を求めたいと思います。これは、学校給食センターをPFI事業で建て替えて民間委託する、税金を使う、68億円。これが無駄にならないように使う。建物の維持管理、偽装請負の問題、アレルギー対策など、いろいろ質問してまいりました。こういう中で、私は町長に対しても、こういう偽装請負の問題とか、はっきり関係者、弁護士などについて確認をして、そしてこの資料として提出してるのかということについてです。

これは、食材を調達して渡す場合は有償契約でなければならないとか、委託、調理会社との関係で指示、命令する行為についても指摘してきました、これは偽装請負になるっちゅうことで。それと、今度は運営担当者責任者配置っちゅうのがありまして、これについてそれぞれ常勤であるとか、どういう資格を持っておかないかんといいなことを全部町が指示したんです。このことについても、指示をしては、文書で資格を持っているかどうかとか、配置するようなことを指示したらいかんと。独立した会社がどういう判断をしてその体制をとるかっちゅうことがあるわけだからということも今までも言ってきました。それにもはっきりした返事がなかったもので、弁護士なり関係部局、労働局、労働基準監督署もありますが、そういうところとの関係も含めて、前例も含めてははっきり確認して、これを方向として出していかうとしてるのかということについて、町長はこのことについて認識をされておると思いますので、答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

所管としては、当然田川議員のご指摘の件については、十分上部との協議をした見解を出しているものと思います。詳しいことは、教育次長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、何度も今まで言うてきとんです。偽装請負によって、今までPFI導入しようというふうに決めた自治体がお金をつぎ込んで段取りしたけど、だめになってということで取りやめたところも出てきとんです。それだけ無駄になる、税金がということにもなるわけですね、この問題大事な問題なんです、偽装請負問題っちゅうのは。だから、ここについては、こうこうこういうことで問題ないんだということを確認したのかと何度も言ってきたんですけど、今のような説明では何か納得できないですね。何かやっているとしますとかは、やったということはどうかっちゅうことですが、関次長にちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

偽装請負の件でございます。アドバイザリー業務の中で法律事務所、これ東京にございますが、その法律事務所を通して一応確認をしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

東京の法律事務所に確認したということですね。後でどういうふうに確認したか、また聞いていきたい。これ今日じゃなくていいです。後でまた個別にも聞きたいと思います。わかりました。

そしたら、私先ほど言いましたこの内容について幾つか疑問に思ったのについて、確認をしていきたいと思います。

それは、今まで全員協議会のときでも質問しまして、それについてまだ回答がなかったりしとるのもありますので。それは、アレルギーの食器の洗浄、これについて事業者のほうから、それぞれの洗浄機で洗浄する部屋となっているが、基準食と同室で別ラインで行う、同じ部屋の中で。ということについてでいいのかという質問になっとなんですが、これについても改めて再度質問しますが、関次長、どういふうなこのことについての回答を事業者にされたのか。文書としてはないから、この質問回答書にはありませんから、それについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問でございますが、アレルギー対応食につきましては、アレルギーを持っておられる児童・生徒の方は、さまざまでございます。重度の方もおられますし、軽度の方もおられるということで、その分アレルギー食器の洗浄につきましては別ラインで洗浄するようにできるというような回答をしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ということは、同じ部屋で基準食の、いわゆる給食の洗浄、食器するとこと同じ部屋でするっちゃうことですね。これは問題だということになっておるんじゃないですか。別の部屋を設けるようにということが要求水準書の中に書かれとったんですよ。それについて、事業者は、そうじゃなくて1つの部屋でしたいということを行ったのについての回答としては、自分たちが出した初めの要求水準書の内容とは違うんじゃないですか。個別にそれぞれにアレルギー問題の料理も、洗浄もして、まざるようにならんような隔離した形ということが必要だということになっとなんじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまの回答は、洗浄の部分を回答いたしました。調理の部分は、生徒の個別食器により個別のランチジャーを用いて配送します。そして、回収してきた後、別ラインで洗浄だけはすることができるということで、調理の部分と配送の部分に関して、洗浄の部分を若干分けております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、今言われてるのは同じ部屋ですということですね、基本食と一緒に。その回答で出したということですね。

次にちょっと質問します。

修繕、更新についての問題が出てるんですね。これは、大規模修繕の問題も含めて関連していきますが、一番大事なのは施設を自分たちが所有することになった後の問題をどうするか、大規模工事ということなどは町が責任持てますよというふうなことなど載ってるんですけどね。それとあわせて、このときに質問として出とんのは、長期経営修繕計画は竣工から本事業終了までか、修繕が必要か否かは町の判断か事業所かというふうに記載してるんですけど、これについては、回答は入札公告時にしますというふうになっておるわけですが、事前にこういう点については明確にしておく、特に長期修繕計画などについては明らかに、今の時点で、入札公告時じゃなくて示すべき内容であるというふうに思うんですが、そのことについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

修繕、更新のご質問でございます。

大規模工事等を終了後、町は計画しているということで、大規模改造、これは老朽化によるものじゃございませんで、衛生管理基準等が変更された場合に対応できるような形の改修を考えているところでございます。入札説明時に回答いたしますということは、通常PFI業務事業を行っている他市町村でもそういったような形で回答しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

こういう計画というのは、入札公告時じゃなくてその前にすることはできないと

いうのは何ですか。今、計画、今述べられてるようなことについて相手に回答をしないで、入札公告時まで待ってくれというようなことच्छゅうのは、何でそうする、もう一度。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

要求水準書案修正版を出しております。そして、またそれに対して修正を行うということになりますので、入札公告時、もう今週内か来週早々に入札公告する予定でございますが、その時点で行うということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

もう一つ、更新、修繕の問題であるんですね。これ質問がこういうふうになっただけです。更新となれば、部材や機器など、新しいものに取りかえるので大規模修繕に相当しますので、修繕に変更してくれという要望に対して、回答では修繕、更新としますという回答をしてあるんですね。そして、内容は要求水準案を修正しますのでご確認くださいということなんです。この要求水準書、5月19日にもらった回答書、今一番新しいもの。これにはこの内容が記載されていないんですけど、先ほど回答も幾つか必要なものはしていったということも言われてましたが、こういう問いについて遅れてるというのはどういうことですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

5月19日に公表しております要求水準書案の修正版につきましては、更新ではなく、修繕、更新というような文言に改めております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

だから、どの部分に、この回答書に載ってる、載せてたというような事実がないですから確認をしようんですけど、載せないでそれを具体的に文書としてその関係のところに今言われたような形で渡されたのか、決定されたのかという点について確認。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

回答につきましては、ホームページで見ていただいております。各関係業者全ての方が見られるようにホームページで回答しております。修正版で修正しますということで、更新を修繕、更新というような形で修正しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

とにかく、資料を事前にみんなに渡してないから、私がこれ見よると次長が言ってるのとは、食い違いがあるんですよ。食い違いっっちゃうのは、私はこれを見ながら、確認しながらこの質問をしようんですけど、そういう点ではこういうホームページ上に載せてるということだけじゃなくて、皆さんに見てもらって、それについてのやっぱり問題点があれば、今後どうするかというの意見聞きながら取り入れていく必要もあることも出てくると思うんですね。そういう点が、私は問題だということとあわせて、内容の不適格さについて指摘をしているわけです。

もう一つ聞きます。

私もこれ見てびっくりしたんですが、事業者が配送スケジュールを行うために、8月10日ぐらいに配送校の改修工事とあるがという問いに対して、回答は、配送校や配膳内部までの配送は想定していないというような回答になっとんです。この配送校の改修工事っっちゃうのは、いつやるようになっとんですか。配送校の改修っっちゃうのは、事業者が給食を持ってくると、それについてどこか、校舎のどこかにつけるというための工事かと思うんですが、こういうのはそして68億円の金の中、そういう予算の中にも組み込まれておるものなのかも含めて説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問は、小学校、中学校の配膳室の改修のことだろうと思います。配膳室の改修は、このPFI事業の中には含めておりません。学校教育課のほうで改修ということになります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、この8月10日までにするっっちゃう計画は、町であるんですか。私そういうふうな全然、あれは説明を受けてないんですけど。スケジュール上、こういうふ

うになつとるちゅうのは出されとんですよ。それについて問いをしてきてるんですよ。とにかく、これ8月10日ちゅうのはないで、配送校もないと、修繕も。もういつになるかわからんということですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

その8月っていうのは、平成28年でございます。平成28年9月から供用開始ということになりますので、それまでに配膳室を改修予定であるということでございます。これは、おかずに1食増えます。そして、また食器も増えます、個別に対応いたします。コンテナ数が若干増えるようなことになりますので、その面積が入るかどうか、コンテナが入るかどうかということで、その入らないところに関しましては改修をいたしますということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これには、質問も8月10日ぐらいまでって書いてあるから、何年って書いてないんですよ。だから、相手が8月とかで、今年の8月10日と思ってることも含めて出てるのじゃないかちゅうふうに思うんですよ。リハーサルのことも含めての話を質問としてありますからね。そこで、回答がまた全然かみ合わん話の回答ですね。配送校、配膳室内部への配送は想定いたしません、工事がどうなるのかちゅう説明、リハーサルどうなのかちゅうことの説明を求めとんのに、こういう回答では徹底できないですね。

それともう一つ、残渣処理、この問題が調理室で、給食センターでつくったのを学校まで持って行って、それで残渣が残った分を誰が集めてどこに持っていくか。そして、誰がその責任を持つのかちゅうのが幾つか書かれとんですけど、私が一番気になったのが、この質問では残渣処理について、給食センターから処理場まで町が行うと、実施方針ではなつとるわけですね。しかし、回答書のほうには、今度は業者というふうに書かれておって、初め学校、町のほうがこの業者を雇うて持っていくのかなというふうに思うたら、委託の分に入つとるような意味合いのことが書かれるんですね。

それについて確認が1つと、それともう一つは、学校の中での残渣の分は誰がするのかがあるんですよ。学校内に入ってこない業者が、持ってくるだけ。そして、それは学校の先生がせないかんのですかね。ちょっとそれを確認。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問は、残渣処理の方法というようなことだろうと思います。

残渣処理、実施方針の質問、回答の中では、町が直接搬入する食物と給食センターが調理する食物というような分け方をしております。これはどういうことかといいますと、町が直接搬入する、パンのときとかパン箱とか、そういうのは町が責任を持って回収します。ただし、食べ残しにつきましては、業者が給食センターに持って帰ってきてもらって、学校別、クラス別に残渣を計量して記録しなさいというようなことになっております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それは、この回答書の内容ではちょっとはっきりしない、業者にもそういうようなことも含めて徹底するならば明らかにしないと、センターから処理場まで持っていくのが誰なのかということについて、委託業務に関係する問題も出てくると思いますから、そういう点では費用にも、委託料に影響してくるという関係にもなってくると思いますし、そういう点は明確にしながら、予算での関係から見ても無駄な予算といえますか、という形にならないようにするべきというふうに思うんです。

それともう一つ、最後に聞きますが、時間がなくなってきましたね。

先ほど話をしました大規模修繕のことですが、これは急に、一番初めは要求水準書の内容を私たちにを見せてもらったときは、施設引き渡し後に大規模修繕をすることで町の負担で行うということになったということなんですが、この事業期間終了後というのは何年になるんですか。15年の契約になるんですか。20年に、いわゆる次のときになるのか、それについての内容、施設引き渡し後ちゅうたら、もうすぐ引き渡し後というふうに捉えとったんですが、結局一定期間使うた後に大規模修繕をするということになるということになっておるようですが、その期間はどのくらいになるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

期間でございますが、供用開始が平成28年9月から、運営が15年間の契約でございます。終了が平成43年8月末でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

43年末といえば17年後にこの大規模修繕をすると。そうでしょう、ということになるということですね。そういうことということで確認をしておきたいと思いません。

いずれにしても、私はこの問題についてPFIで行っていくという債務負担行為、3月に議決された後、もうそれでおしまいということではなくて、むしろ今からが内容についても、よく中身を煮詰めていくっちゅうといいますか、というふうにしなないと、問題がある部分をそのまま放置していくということになったら、先ほど言いました偽装請負の問題も含めてですけど、衛生上の問題、アレルギー問題、建設地の修繕の問題ということなどなど、68億円以上またプラスで増えていくんじゃないかと、初めの予算の内容からですね。ということも含めて曖昧さも見られますので、指摘をして次の質問に行きたいと思えます。

次は、子ども・子育て新制度についてであります。

これは、新制度を来年から、4月から行っていくということで、実施していくに当たって消費税の10%が予算の枠として考えられるわけですが、行うということになってるわけですけど、実際はその予算に回す消費税は減らされていくということで、当初予定した保育所の処遇改善についての予算を削減したということが報道されております。制度の主体になる自治体の職員の方からも、非常に内容がわからないと、子ども・子育て制度ということなども出ております。しかし、この新制度の中でも、子どもの保育を受ける権利を保障する児童福祉法24条第1項については、町の責任義務というのが示されておって、幼稚園の私学助成や新制度の移行は義務づけないというふうにされてるわけですね。その一方で、認定こども園、小規模保育など、保護者との直接契約をするやり方になっていくわけですが、そういう中で税金の使い方として株式会社が参入してきて、問題が起きるということなどもあるわけです。そういう点では、こういう中で政府は6月に幼稚園の新制度移行の意識調査、地方自治体の条例制定10月には、幼稚園、保育所が新制度の基準を満たしているか審査すると。そして、保護者は、保育や教育の給付の必要性を自治体に申請して認定を受けるために申し込んでいくということになってるわけですが、このような中で町としての取り組みはどのようになっているのかということで、まず町長にこの子ども・子育て新制度について、町としての考え方をお持ちであれば、それをお願いしたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご質問の子ども・子育て新制度の1番、2番につきましては、住民福祉部長からお答えをいたします。3については私から、まだ質問あっておりませんが、事前にお知らせをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

まず、町立保育所や幼稚園につきましては、基本的に変更はないと考えております。それから、地域型保育とは家庭的保育、それから小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のことをいいますが、その基準については、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準で定められております。これらの地域型保育につきましては、今後市町村がその確認を行う予定となっております。今後、町といたしましても、国が定める基準を踏まえまして条例等を整備し、制度の運営に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

内容については、関係部長、課長のほうもよくご存じのことだと思いますが、町立保育園と幼稚園について、保護者の人たちは幼・保一元化の問題なども前から出たりしとることもあったり、それとか保育園の先生たちはどういうふうにならぬのかということなどという不安といいますか、質問というのがあるわけですね。認定こども園というのできるわけですけど、この認定こども園がどういうものになるのかということについて、ゼロ歳児、3歳児も含めて入るといふふうに思っているというのがあるんですね。しかし、この認定こども園は、3歳未満の子どもの受け入れは義務づけてないということですから、全国的にも待機児童の多いところなど、うちは今度保育所2つできますのでかなりの緩和ができると思いますが、全くそういう点では今までの保育所が役割を果たしていく、ゼロ歳児、3歳児などを含めてという点から見れば、その保育所を増やさなければいけないということになると思うんですね。

そういう点で、この認定こども園の関係で保育時間が短時間と標準時間、8時間と11時間、こういうようなことなどでさまざまな形態のものでできていくことなどあったり、職員の配置とか給食のあり、なし、保育料の問題などなどあるということが言われてるわけです。そういう点では、早くこの中身についてやっぱり知らせていくことと、どういうふうな方向を町が持つのか、これをつくっていく必要があ

るというふうに思うんですね。

それともう一つは、こういう中で小規模保育とか地域型の保育所というのが増えていくということなども言われてるわけですが、地域型保育所の場合は人数を少なく、5人以下とか、そういうようなゼロ歳児を見るということにはなっておりますけど、保育士の資格の問題とか、そういうことなど含めてどうなるのかと。そして、資格を持った人たちも保育士の資格ということじゃなくて、20時間ほど保育コースについての研修を行えば、この仕事をしていいというようなことなどがあるのかということ、非常にこの新しい新制度が持つ点については、問題が起きるということなどが言われてるわけです。

こういう中で、私は今度町立保育園について、ペンキとか壁とか屋根とかの補修などを含めてやられてるわけですが、非常にそれは保護者、先生たちからも喜ばれとるんですね。子どもたちもペンキ、外がきれいになりよるから、工事しよるからって話などが出ておるわけですが、私は今からでも認可保育園を含めて、町立保育園を継続していくことを含めて増やしていくということなどが今後も求められるというふうに思うんです。そういう点では、まず町立保育園の問題についてですけど、こども館の建設、これとどうしても保育所の建て替えとかというお金の財源問題というのが出てくるんですね。こども館建ててもらうのはいいけど、保育所は古いままと、これはもう町立がなくなるというふうなことなどに対する問題などが起きてくるわけですが、国からの補助金がこども館の建設についてはあるのかどうか、どういうふうな見通しで町長考えてあるのか、それをまずお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町立保育所等は、もう今町で建て替え、そして運用する場合は、もうほとんどと言って国の補助金はありません。こども館については、いろんな中身の内容によっていろんな補助金のつけ方がございますので、今の段階で具体的なことは言えませんが、できるだけ国の補助金を多く取れる方策、それから中身の充実等々を図って、これはゼロ歳から、児童といわれるのは中学、18歳まででございますので、できれば広範に使える施設にしていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

関連して今のこども館の問題を質問をしたわけですが、町が計画している公共

施設等総合管理計画ということで、老朽化した保育所も含めてでしょうけど、本来どういふ公共施設が問題なのかということをチェックして、そして順番を決めて建てていくということが必要だと思うんですけど、国の補助金がないということでお金が2億円ぐらい、保育所建てるのには出てくるというようなことなどがあるかと思ひますけど、全く補助金が出ないから諦めるというやり方でなくて、今ある保育所の補修も含めてですけど、やっぱり長期的に認可保育園を町立で持つということの方向を持ちながら計画を立てて積み立てていくということを目指したいと思ひます。

先ほど言われましたこども館の件ですが、これも何億円かかかると思ひますよね。例えば5億円ぐらい、3億円かかるのか知らんですが、もしそうであれば、それが補助金もなしに町から持ち出しをするというようなこと、例えばそういう状況になるのかどうか、早くその判断をすべきだと思うんですけど、そうしないと、結局こども館は・・・・・・になって建てると、しかしそれは町から持ち出しと、保育所は建て直さないということでは、住民といいますか、保護者の意見っちゅうのは非常に強いと思ひます、そういう点での批判はですね。というふうになると思ひますので、その点についても一度町長に確認したい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

こども館に、私が思っておるこども館に似た施設を先行して建設してるところがございます。そういったところを参考にしながら、また国のほうの考え方なりを取り込みながら、できるだけ町の負担が少ないような方策で建設していきたいと思ひております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

次の質問に移る前に一言、今の件について順番を、どちらということよりも新しく新規事業でこども館をつくるということであれば、今まで問題になったところに予算をつぎ込むと、・・・・・・をしとったところにね。そして、例えば保育所です、そういうところに優先するというのは当然のやり方だと思うんですけど、新しいのを建てるとということよりも、むしろ今まで保持してきておったそのところに建て直してほしいという要望が多いわけやから、そうするのが行政の役割だというふうに思ひます。何かどんどん新しいのをつくっていけばいいと、それは必要なものはいっぱいありますけど、しかし、そのところの判断っちゅうのは、や

っぱり大事なことだというふうに思いますので、それは意見として述べたいなど。

次に、生活保護の引き下げによる、これは社会保障の削減と医療費総合・・・による町民生活の影響についてですが、生活保護の引き下げによって就学援助など、公的制度的影響が生まれてきてるわけです。生活保護は、昨年8月から引き下げられて、来年の4月まで6.5%平均で、最大で10%引き下げることになるということです。そういう点では、生活保護基準が健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度、憲法24条に保障されとる内容で。ですから、この中身は地域別の最低賃金の基準とか低所得者に対しては、生活保護の基準によって税金とか税金の課税基準、各種減免制度に連動していくということがあるわけですが、そこで、町長にお尋ねします。

生活保護基準・・・制度に消費税が8%から10%になるのとで町民の負担・・・生活保護の引き下げに連動する公的制度的引き下げを引き下げ前の基準で引き続き実施する。これは、一つは就学援助の問題があるわけですが、そのほかの問題も関連することが出てくれば、そういうふうなあり方で対応すべきだというふうに思いますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長がお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い他の制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、対応方針が確認されています。これを踏まえまして、粕屋町では就学援助につきましては、26年度は影響が出ないようにしております。また、保育料につきましても、可能な限り影響が出ないよう運用し、現状では影響が出ていないと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これについて、全国的には生活保護が引き下がったけど、それを基準とするんじゃないくて2年前、一昨年前で基準をもとに就学援助とかの措置に充てるということ

などが行われてるんですね。特別な措置による支給額の縮小を回避するっちゅうのが43自治体。算定方法を変えずに支給額を維持、23自治体。支給額を縮小、8自治体というようなことで、生活保護が引き下がったことにより関連する、特に就学援助はそれに直接影響するということにおいて、今は町の基準では、生活保護の1.3倍を基準に収入との関係で就学援助を認定するという形をとっているわけですが、そういう点では、今答弁された内容でそのほか固定資産税の問題とか、いろいろとこの関係で影響してくると。非課税所得の問題とかというのにも影響してくると思います。そういう点では、町全体がそういう公的制度に対して、こういう負担が起きないようにしていくようにしてもらいたいと思います。

それと、もう一つは就学援助の問題についてですけど、全国的には準要保護者に国がクラブ活動費、PTA会費、そして生徒会費を支給するというふうなことが始まってきてるわけです。これは以前大塚教育長にも聞きましたけど、町の財政がないというようなことを言われていますが、国としてはこれを交付金で出して使うということで国は認めてるんですね。こういうことで準要保護者にも、生活保護世帯以外に低所得者に対しては、それを子どもさんたちがクラブ活動とか生徒会、PTAとか、いろんなことにかかわっていけるためのということで出されてるんですが、これについて改めて、これは町長にちょっと答弁を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

町長ですか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

近郊の市町村、それから、類似団体等を調査いたしますとともに、教育委員会でもどう考えてるのかという見解については、教育長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

詳しいのは学校教育課長でございますので、学校教育課長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

以前、田川議員が申された質問がございました。そのとき交付税措置との関係がありまして、他の自治体もそれに見合った分だけの交付税措置になってないということで見合わせてるというような答弁内容だったと記憶しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今は、そういう失業とかを含めた、それだけじゃなくて収入が減るというようなことなどで非常に生活保護を受給することが求められるような人たちも含めておる中で、低所得者の関係の人たちに対する救済という点では、こういうものも含めて、ぜひ今後検討していってもらいように求めまして、次の質問に入ります。

介護保険制度の改悪による影響についてですが、これは前回議会でも一般質問しました。その後、訪問介護、通所介護、特養ホームなどの負担について、要支援1、2は訪問介護、通所介護から外されるというふうなことなどで、町としてどのように計画していくかということなどの質問をいたしました。

今の、あのときも含めてですが、前回のときもそうですけど、まだ国の制度の関係を見ながら対応していきたいというようなことなどでありましたけど、この件についての町に住民からの質問などを含めて問い合わせなどがあつとれば、それについて説明をしていただくことと、どういうふうな立場で町がこれを、来年度から町に地域支援事業がおりてくるのについての受け皿を研究してあるのかということについて答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

福祉部長に答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

具体的な基本指針が7月以降に出される予定でございますので、それを受けて早急に対応したいと思っております。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、また必要なときに必要な医療、介護サービスが受けられる社会を目指し、支え合いによる地域包括システムの構築を目指して取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

住民からの問い合わせもあるかっちゅう質問もあったようでしたが。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

住民からの問い合わせは、今のところあっておりません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

特養ホームとか介護施設とか、そういうところも含めてこの事業が地方に来ることについて、いろいろやっぱり心配が出てるんですね。そういう点では、前回のときにも質問として要望いたしておりますが、こういう介護施設とか、関係者の人たちを集めて、そしていろいろ状況、実情を把握して、そして今後来年4月からの対応にどう生かしていくかということなど、ぜひ取り組むようにしてもらいたいと思います。

これについては、以上で終わりたいと思います。

それと、もう一つあわせて、障害者控除が要介護1から5までの人たちに対して、手帳がなくても所得税と町民税が減額になるという制度があります。今までこれは、町で関係者の人たちの申請があったら発行してるというようなこと、それと広報に告知してるということでしたけど、全国的にも介護1から5までの人たちにこの申請書を郵送するというようなことなどで非常に所得税が下がり、住民税も下がるというようなことで、生活がそういう点で負担が少なくなったというようなことなどが言われております。所得税1人27万円、住民税26万円までがこの課税から減らせるというふうになっておりますが、こういう点で直接その手続をするために申請書を送ることを求めたいと思いますが、関係の住民福祉部長のほうに説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

前向きに対応したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

次に移ります。

公契約条例の制定について質問いたします。

これは、前回議会でも質問をいたしました。直方市が自治体で、福岡県ではこの条例を制定しております。1億円と1,000万円というようなことでの内容だというふう聞いておりますが、それは公共工事が1億円と、業務委託が1,000万円ということでありましたけど、今全国で11自治体がこの公契約が制定されて、6自治体でこれに向けた検討をされてると、北九州もその方向であるということが言われて

ます。

粕屋町としても直方市で制定した条例や審議会のあり方について、粕屋町で検討して参考にしてもらいたいということの提案を、要望を出しておりましたが、この件についてどういうふうな取り組みを考えておるのか。総務部長ですかね、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

直方市の制定の背景につきましては、切迫した市財政状況から平成17年に行財政改革と実施計画を策定し、指定管理者制度の導入を初め、市事務の徹底した民間委託への展開を図られたものでありますけれども、これによりまして経済的なメリットは享受されるということになりましたが、その反面、このような新しいマーケットに参入する事業者が、そのような事業者が価格競争の拍車がかかり、行政の民間委託推進が低賃金労働者を生み出しているという批判に起因したものであります。さらには、国や市の経済対策等は実施されたにもかかわらず、疲弊した地域経済は好転せず、これらの環境の改善が見られなかったというのが要因になりました。

さて、我が町が採用している公共工事の設計労務単価の状況でございますけれども、普通作業員につきましては、昨年4月に16%の改定がなされ、さらに今年4月には8%が改定されております。平成25年度の粕屋町の入札結果の状況ですが、予定価格に対する請負率は高いものになっております。また、国の経済成長戦略でデフレ脱却、2%のインフレ政策達成や消費税増税後の中折れ対策としてこの3月には補正予算を組むなど、積極的な公共工事を実施しておりますし、民間企業におきましても、賃上げなど景気回復の兆しも出てきておりますので、今後の動向を見据えて検討する課題であろうと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

去年の4月に今説明がありました設計労務単価16%改定したということなんですが、実際はその下請、重層的なこの下請の状況の中で孫請とかその下の請けてるところなどには、労働者に対しての賃金として回ってきてないというのが今言われている状況です。特殊的に鉄筋工や型枠工、こういうところでは元請からの発注単価が増えたというようなことも言われてますが、実際にはそれぞれの下請の労働者の賃金に反映していくというようにするためには、公契約条例が求められると思います

ので、そういう点も含めて提案をして、次に移りたいと思います。

ちょっと関連して1つ町長のほうの答弁を求めたいんですが、粕屋町の非正規雇用の関係があります。これも官製ワーキングプアということが言われるような状況があるわけですが、粕屋町でも夏、冬の一時金とか給料、正職員の基準より低いと。給料は15万円ぐらいで、夏が0.9カ月、冬が1.5カ月というようなことなどで、嘱託とか臨時の人たちの採用期間は1年間ということで、3月になれば来年度どうなるのかという心配もあるということなども言われてます。これは、年齢給とか勤続給などがないということなども言われておりますが、現在の派遣法では1年契約が過ぎた場合、正職員と採用するというようなことなどもあるわけですが、そういう点では4年とか、10年近くもこの繰り返しということで嘱託、臨時で働いてるというような人たちも増えてきてるということでもありますので、そういう点で町の公務員の賃金の問題も当然確保することも求められますが、正規職員の非正規を雇用していくということなども前回の町長にも質問をしておりましたが、その点について町長の答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

近隣糟屋地区内の嘱託職員、それから臨時職員の賃金等を比較をしまして、それよりも特段低いとかということでもないと思います。ただ、今から考えなければならぬのは、労働基準法の中で雇用が長くなれば正規雇用に移さなければならないという問題があります。一部の自治体では、派遣会社等にも委託をし、委託契約で派遣をしてもらうといった方法をとっておるところもございます。そこらも含めて、今後の検討課題だというふうに思っております。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

2番川口晃議員。

（2番 川口 晃君 登壇）

◎2番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号2番、日本共産党の川口晃です。

これより一般質問を始めます。よろしくお願ひします。

昨今の情勢を見るとき、何だか不安な動きを感じずにはられません。議長も、議会冒頭の開始の挨拶の冒頭で述べられましたが、教育委員会の改編の問題、つい数カ月前の特定秘密保護法案の問題、そして今安倍首相が進めようとしている集団的自衛権の問題等々です。特に教育分野に関する日の丸、君が代を利用しての思想統制とまで見える動きには、一種の危機感を感じています。

さて、私たちは、日常の住民生活と直結した、そして住民の苦しみが一番わかる地方の議員です。私たちの仕事は、憲法第13条が示しているように、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とするという生存権、自由権、幸福追求権の実現とその前進を目指して頑張っていくことではないかと思っています。こうした見地に立って質問させていただきます。

まず最初に、医療費を中学生卒業まで無料にということについて質問いたします。

昨年の6月議会で、この件について質問いたしました。糟屋地区においては、4月から小学生6年卒業まで、最高月5,000円の一部負担がありますが、入院のみ医療費を無料化します。中学生までは、今後の検討課題だと思いますとの回答でした。

国会では、この子ども医療費の無料化について、昨年予算委員会で我が党の田村智子参議院議員が質問をしています。子どもが、家庭が貧しいために病院に行けない、治療を受けられないなどの事例を3例挙げて、東京23区の状態、東京23区は中学生卒業まで医療費は無料です、と比較して、国として子どもの医療費無料の制度が必要と政府に迫っています。田村議員はまた、自治体は既に努力している、政府も努力してはどうかと迫りました。そして、自治体の窓口負担軽減の足を引っ張っている国の制度を告発したということです。田村議員は、窓口負担を無料にすると国民健康保険の国庫負担分を削ると言うペナルティーが自治体に重くのしかかると告発し、せめてペナルティーの廃止を検討すると言えないのかと追撃しました。厚生労働大臣は、検討することを検討すると珍答弁しています。これは昨年の5月のことですから、現在はどうなっているのでしょうか。この制度は現在も続いているのですか。この制度というものは、ペナルティーのことですが。それとも廃止されたんですか。また、続いていればどんな内容か、説明してください。町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長をして答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

恐らく、今のペナルティーの件に関しましては、助成を行うことで病院受診が増加するため、療養給付費負担金及び国の、県の財政調整交付金が減額されるからということのペナルティーかなと思っております。今続いております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。続いているという答弁でした。

さて、このペナルティーについては、全国知事会、市長会、町村長会が廃止を求める意見書を出しているようですが、町村会が出した意見書は今どのような取り扱いになっているのでしょうか。町長、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

厚労省、厚生大臣宛てに出しております。その後の回答については、まだ来ていないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

それでは、この件については次に進みます。

平成26年3月24日付で厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課長、何か舌が詰まるような感じのところなんです、それが各都道府県母子保健主幹部局長宛てに乳幼児等に係る医療費の援助についての調査結果の送付についてという通達が出されていますが、粕屋町はこの通達を持っていますか。これは町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

乳幼児等に係る医療費の援助についての調査、はい、持っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、厚労省のホームページからこの資料を得たんですが、この通達の鏡に、ホームページはこういうものがずらっとあって、詳細にはこの調査票もついております、一覧がね。同じものだと思います。これには、次のように書かれています。

厚生労働省では、各都道府県の実施状況、平成25年4月1日現在について調査し、結果を以下のとおり云々というふうになっております。当粕屋町を含む南部、中部6町は、一致して小学生卒業まで、さっき言いました援助です、それをしておりますが、通院は就学前までの援助ですよね、これ間違いありませんね。先ほど言いました通達の鏡では、次のように調査内容の特徴を述べていますので、紹介いたします。

都道府県では、通院、入院とも就学前までの児童が最も多く、市区町村では通院、入院ともに15歳年度末、つまり中学生卒業までが最も多かったと述べています。この票を見てますと、都道府県レベルでは、通院、入院ともに18歳まで援助しているのが1県あります。これは、福島県ですね。多分、原発関係も含んでいるんじゃないかと思います。15歳年度末までは、つまり中学生卒業までは通院への援助は4都県、入院への援助が10都県です。市区町村レベルでは1,742市区町村中、中学生卒業年度までですかね、それは通院への援助が988市区町村、入院への援助は1,269市区町村となっています。所得制限がない市区町村は1,349市区町村です。中学卒業年度までの通院への援助は、全国1,742市区町村の56.7%の988市区町村。入院への援助は1,269市区町村で、これは72.8%です。通院が56.7%、入院が72.8%で、もうどちらも過半数です。入院は7割を超えてるんですから、これはもうすごい数字です。東京都はもちろんですが、過疎の県でも過疎の地区市町村でも、努力しているところは幾つもあります。同じ九州でも、佐賀県や熊本県は非常に手厚く援助している。佐賀県は20市町村のうち9市町村かな、それがやっております。熊本県が四十数市町村あるんですが、そのうち26ぐらいですか、その市町村がやっております。財政的には、これらの県や町村より豊かであろうはずの福岡県がそうになっていない。



◎都市政策部長（吉武信一君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

ごみ袋の有料化につきましては、平成2年9月、可燃ごみ袋の導入を開始し、平成6年4月、不燃資源ごみ袋を導入開始をいたしました。この間24年間につきましては、ごみ袋の代金は据え置きをいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

川口學議員が提案されたことについての検討がされていますか。課長のほうがわかるや、課長わかるやろ。

◎議長（進藤啓一君）

因道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（因 光臣君）

私のほうでお答えさせていただきます。

ただいま申されました糟屋郡内におけるごみの袋の製作、これについて一括発注にすれば安くなるのではなかろうかというご意見、私は一般質問ではなくて、また別の方向からお伺いし、それについて検討はいたしました。この検討につきましては、糟屋郡内におきますこと、また粕屋町、須恵町、篠栗、宇美、志免の同じごみ処理施設を使っておりますところの幹事会のほうにもちょっとお諮りいたしまして、この郡内におけるごみ袋の同一製作は可能なかどうか、それに対しましてどういふふうな欠点なり利点があるのか、利点と申しますと、多量に同一品物を発注することにおきまして価格は安くなるであろうというのはもうごく当然のこととございますけれども、それに対しましてまず一つが、それぞれの町村についてはそれぞれの指定袋の規格仕様がございまして、それぞれ相違があります。また、同一発注にするにいたしましても、それぞれの町村のマークを入れるということでまた別々のコストがかかるということで、そういうものは価格低下が見込めるかどうかというものも検討していくと。また、これをどこの部署において発注するのか、またその販売関係につきましてはどういふふうな、今までそれぞれの町村が発注をし、そして財源として持っておったものを配分していく等々の問題もございますので、そういうものにつきまして今後とも協議を進めたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、ごみ袋代だけでなく、共同購入ってというのは非常にいいんじゃないかというふうに思っております。それは、この前の大地震のときに、関東のほうで液状化が発生しました。そして、下水管とか水道管が破れまして、多大な復旧の財源が要るということを言われていました。今、水道管にしろ下水管にしろフレキシブルな、地震とかそういう、地震だけでなく例えば災害が起こったときに対応できるような、フレキシブルなそういうものが開発されてきているということなので、そういうのを1町村で大量に買うということは不可能なので、共同購入していけば安くなるということで、何もごみ袋だけに限らないでフレキシブルにほかの分野でも応用できるんじゃないかということを提案しまして、ここの問題はこれでいきます。

次に、町指定のごみ袋の価格についていえば、大のサイズだといずれも10袋入りの価格ですが、福岡市が多分340円だったと思います。志免が500円、粕屋町は550円です。ある町は破格の高値でしたが、その町が我が党の議員の3月の一般質問で、袋の値段は下げない、7月ごろ袋サイズを大き目に改善する、消費税はかけないとその町長は回答し、袋を大きくすることを通じて、実質袋の価格を下げました。あの頑迷な町でしたが、住民生活の困窮を察したのでしょうか。やっと動きました。

粕屋町は、かの町よりも財政力があるし、いろいろな考えで動けるのではないのでしょうか。例えば、材質をよくし、伸びのよいものにすれば、ごみの量は多目に入ります。ごみの量は、大のサイズでは、私の聞いたところでは大体100万袋ぐらい使うんでしょう。袋の数は減っていきますし、購入業者との交渉にもよりますが、考えられる手を打ってはどうかでしょうか。何かいい手、案はありますでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

困町長。

◎町長（因 清範君）

都市政策部長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

川口議員の今のご質問でございますが、粕屋町はどうかということでございますけど、ごみの処理施設を同じく使用いたしております粕屋町、篠栗町、須恵町及び委託を受けております志免町、宇美町の袋の規格と料金について調査をいたしました。粕屋町及び須恵町のごみ袋の寸法は、幅45センチに対しまして長さが95センチでございます。一方、他町及び福岡市のごみ袋の寸法は、幅45センチに対しまして

長さが80センチでございます。粕屋町及び須恵町のごみ袋の長さが15センチ長く、ごみの容量といたしましては10リットルほど多く入る仕様になっております。

それで、ほかの市町村とかいろいろ違いますけど、45リットル袋の単価に、袋の単価でございます、に換算いたしましたら、粕屋町は45円、篠栗町が33円、須恵町41円、志免町50円、宇美町50円、また古賀市、新宮町は60円でございます。福岡市も45円でございます。そういうことで、袋の大きさというのは、ほかの市町に比べて大きいと思います。値段的にも特別高いわけではないと思いますんで、ちょっとご理解をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

袋に入る量との関係では、私は調査してませんでしたけども、それとなく努力してであるという評価はしたいと思います。

私も技術屋ですので、いろいろ方法があるんじゃないかということを考えてきました。特別方法があるとは言えないですか、持たないですか。言ってる意味わかります。何かまだほかに方法はありますか、材質の問題とかで。ありますか。じゃあ、ないようでしたらいいです。

やはり、手っ取り早いのは予算の増額です。私もちょっと一般会計のほうから見ました。3月議会の平成25年度の一般会計補正予算総括表を見ますと、ごみ袋売却代金の増は、ごみの量の計画が2万4,000トンだったのが、結果が2万6,000トンになったので160万円増額したというご説明がありました。総額で7,681万1,000円になっておりますね。平成26年度一般会計当初予算を見ますと、事業所ごみ用の袋代金も含まれますが9,631万円となっています。歳出のほうで、その製作費用を3,416万円と記していますね。事業者用ごみの収集もすることでしょうが、かなりの黒字、約6,200万円の黒字を出しているの500万円程度の還元が追加してもいいのではないかと思います、町長、どうでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

近隣市町との兼ね合い等も含めて、今後の検討にさせていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

なかなか慎重な回答ですけども、私もクリーンパークの議員をしておりますので、その点はほかの議員と相談しながらやっていきたいと思えます。

以上です。

それでは、私の最後の項目の質問に移ります。

小・中学生の通学道路の安全対策について質問します。

平成24年度の調査に基づいて、平成25年度にかけて対策箇所の改修等が行われているものと思いますが、どのようになっていますか。どの程度進んでいるのか説明してください。私が以前もらった資料なんですが、粕屋町内通学路の対策箇所の一覧表というのが、たしかこれ学校教育課ですか、これ出したのは。もらってるんですけど、そして対策、いろいろ危険状況と対策内容も出していまして、このことを聞いているんですが。これはどこの関係でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの川口議員のご質問にお答えいたします。

児童・生徒数が増加してきているということです、もちろんですが。学校では5月1日に統計を出します。本年度小学校は154、中学校70、合計224名増えておりまして、本年度粕屋町内の小・中学生は4,368名でスタートをいたしました。

ただいまの川口議員のご質問にございますように、交通安全対策、非常に緊張して取り組んでおるところですが、現在のところ、朝の交通安全については事故等の報告はあっておりません。もうおっしゃることはわかりますが、24年度5月、4月でしたか、亀岡市で朝の通学路に自動車が入り込んでお二人亡くなりました。あの場面を見て、国土交通省から調査をするように、警察庁からも文部科学省からも調査が来て、調査をしての結果の表だと思えます。都市整備課の部長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

点検の内容、今までの経過でございますけど、大川小学校校区におきましては20か所、仲原小学校校区に関しては19か所、中央小学校校区は17か所、粕屋西小学校校区は22カ所、合計78カ所におきまして安全対策箇所を設置いたしております。内容につきましては、警察関係といたしまして横断歩道、信号機の設置、道路管理者関係といたしましてはドライバーへの注意喚起のための路面標示、転落防護柵等、それから教育委員会、学校につきましては通学路の変更、通学指導等やって57カ所、73%の対策を今講じたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

70数%ということなので、それではいいのではないかと思います、よかったら資料を後でいただけますでしょうか。いいですか。じゃあ、わかりました。

それでは、次に移ります。

粕屋西小学校区の通学路についてお伺いします。

まず最初に、これはこの一覧表に入っていませんが、柚須区の育成会からの要望でございます。ここ数年、児童の数が増えて乙仲原西区と柚須区の小学生の児童数は、合わせますと400名を越します。そのうち、阿恵橋の歩道を渡って通学する子どもだけでも300名を越します。午前7時40分ごろから午前8時10分ごろの30分間の間に集中します。子どもたちばかりではなく、福岡市のほうへ自転車で向かわれる人、歩いて渡られる人で、あの歩道が2メートル10センチなのですが、その歩道は大混雑します。私も月に1回、街頭立ち当番かな、あれで立っておりますけども、それはもうひどいものです。昔は、阿恵橋を自転車に乗ったまま渡っていく人もあったんですけど、最近は橋の入り口のところに注意書きがありまして、自転車をおりて渡ってくださいというふうな注意書きまでしてあります。児童たちが年々増えてきております。柚須区のゼロ歳から2歳ぐらいまでの間の3年間ぐらい、子どもが、幼児が約70人ぐらい柚須区だけでいます。大体2教室分います。そのことを考えると、恐らくあそこはもっと集中してくるというふうに思っております。阿恵橋の歩道の拡張をとというのが育成会の会長の要望でした。

私もちょっと見たのですが、大体歩道もう老朽化してきていますね。コンクリートが少し剥がれてきておりますし、欄干も、もうペンキが剥がれております。いずれ改修しないといけないような感じですから、そのときあわせて、なるべくなら早急に片持ち梁的にぽっと横に出して、横に出すつつうのは川のほうに出して、拡張することはできないでしょうか。都市政策部長は技術屋ですから、頑張ってください。町長、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

阿恵橋の歩道の拡幅も含め、技術屋でございます都市政策部長にお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

議員がおっしゃられるとおり、あそこの歩道は本当に老朽化もしておりまして、ちょっと危ない状況ではございます。まず、阿恵橋の歩道の拡幅ですけど、車道部が橋梁架設が昭和40年、そしてその後歩道部の側道橋が昭和52年に架設を終わっております。確かに、年数を経ておりますので、老朽化が進行いたしております。

それで、平成23年度におきましては、橋脚の補強の補修工事をいたしております。確かに、側道橋の幅員といたしましては2メートル10ということで、交通事情を鑑みますと、現在ではもっと広い歩道が欲しいと、地元の要望も理解いたしております。しかしながら、歩道を拡幅するっちゅうのが橋台、橋脚の改良だけでは今おっしゃられたように片持ち梁で出すというのが今の設計で、今の老朽化の橋から考えて、ぎりぎりのところで今なってるというところなんで、それを改良するということになれば、橋自体等、全体から考えないといけないような状況でございます。それをするには、もう少し時間と側道橋、今のことから拡幅だけではちょっとできないということで、もっと別の方法を検討していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

解決方法としては、昔から、この20年、30年の間に須恵川に仮橋を渡すという話が、うわさ的に二、三度流れてきました。私も聞きましたし、柚須地域の人たちも聞いております。というのは、篠栗線の鉄橋から阿恵橋の間に仮橋を建てると幼稚園へ行く人たちが渡れるしというような感じで、何か流れてきました。だから、仮橋という考えもあるんじゃないかと思っております。

また、橋に関して言うとならば、数年前の大雨を上回るような雨だと、須恵川の水があふれて阿恵橋は通行不能になります。篠栗線と福岡市多の津の橋、福岡市の多の津の橋は、もう大水になるといつも危険な橋になってしまって、あそこはもう絶対渡れない。その間に、一般的にはもう私たち乙仲西も含めて柚須と須恵川を挟んだ阿恵とかの関係は、一般的な連絡は途絶えてしまいます。仮橋という構想も以前生まれてきたので、今後考えてもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。昔は、篠栗街道が柚須から日守を通って阿恵に行っていました。それをつなぐ橋が昔ありました。1.5メートルか2メートルぐらいの車力道というのがあって、それを通して私たちはいつも行っておりました。そういうことも考えられるんじゃないかと思っておりますので、検討いただけませんかでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

確かに、今おっしゃられるのは自転車とか、子ども、児童とか人専用の橋だと思います。そういうことも含めまして、今の橋、阿恵橋ではちょっと無理だと思うんで、そういうのを含めたところで検討していきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

いろいろな感じで検討していただくことが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。これは、子どもたちの危険を防止するということがありますので、非常に大事なことだと思います。

さて、最後に、一番最後に次の質問に移ります。

町道広田・二又瀬線の柚須信号から阿恵橋信号までの歩道の拡幅問題について質問いたします。

この問題は、二十数年前からの問題で、この表の13番目に当たるんですが、この表の状況調査とその対策について書いてありますので、それを読み上げます。

状況としましては、大型車の通行が多く、歩道が狭く、歩行者を追い越す際、車道に出て危険。この対策としては、学校による通学指導となっています。もう学校による通学指導だけでは、この危険を防止することはできません。二、三年前ですけども、私が柚須区の区長をしていたときに、帰宅中の児童が歩道からはみ出して車道に出て、車との接触事故に遭っています。これは、当時の育成会会長から私に連絡がありました。そのときは大事に至っておりません。

この歩道は狭い歩道で、幅は1.4メートルから1.5メートルになっておりますが、電柱が柚須信号から阿恵橋信号の間に七、八本あります。したがって、電柱の立っているところはもっと狭くて、はかりましたところ大体85センチ程度です。85センチから90センチになっています。昔は、手押し車のおばあちゃんたちが、時々ずうっと行きよったんですが、今はそういうおばあちゃんたちはもう見ません、危ないと思ったんでしょうね。歩道に接して個人の住宅が南側は4軒ほど建っております。ここは思案が要るところなんです、道路北側の柚須区のほうには空間部が多い。道路に接しているのは、個人住宅が1軒とラーメン屋さんが1軒で2軒です。道路は少し曲がるかもしれませんが、ここは柔軟に考えて北側のほうを拡幅しとって、歩道を北のほうにもう少し拡幅するとか、そういうことも可能かもしれません。曲がるという、曲がった道といえば、私は大学勤めておりましたんで、大学のところの地下鉄から東区役所のところに変な道があります。クランク状の道があ

るんですよ。そういう道もあって、それを大勢の人がやっぱり利用してます、車も利用してます。ただ、この線は幹線道路になっておりまして、大型車の非常に長い、ボディーの長い20メートル程度のあれも走りますので、そんなクランク状はちょっと難しいでしょうけども、少し緩いカーブを持った道も可能かもしれません。いずれにしても、この問題については住民の協力がどうしても必要ですが、時期を失すればいつまでたってもできません。拡幅計画の検討をお願いしたいと思います。町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現状を調査をいたしまして、どういった対策がとれるかということを検討させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

大体質問は終わりました。

先日の5月21日に福井地裁では、原子炉の運転をしてはならないと大飯原発差し止め訴訟で判決が出ました。判決文は、一人一人の生存し、生活し、幸福を追求する権利である人格権が公法、私法を問わず全ての法分野において最高の価値を持つと述べています。行政は法にのっとって仕事をしていくものです。国民と直接結びついている町や村の自治体ほど、この人格権の最大の守り手でないといけないと私は思っています。

最後に、町長の所信を伺って質問を終わりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今質問者から弁論いただいたように、日本国憲法等をもとにそれぞれの自治体は行政を執行しているわけですから、それを侵さない範囲内において住民の福祉の向上のために町政をとっていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

以上、どうもありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

(2番 川口 晃君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

(休憩 午前11時41分)

(再開 午後0時30分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

4番太田健策議員。

(4番 太田健策君 登壇)

◎4番（太田健策君）

4番太田健策です。

通告書に従いまして質問をさせていただきます。

旧焼却場の解体についてですが、議員になって3回目の質問になります。ぜひとも町長には、前向きな発言をお願いいたします。

それでは、旧焼却場の解体について質問させていただきます。

解体についての見積もり設計が3月末までに出されると言われましたが、どのような形で出されたのかお聞きしたいと。

それから、2番目には、朝日区との協定書の残りが実行されていない部分がありますが、どのような決着がなされるのか。健康問題、道路問題についてお聞きしたいと思います。

3番目に、環境問題について。土壌調査、水質調査の結果は公表されていないですが、実施されてるならぜひとも公表をしていただきたいということで、このとりあえず3点について質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

太田議員の質問にお答えしたいと思います。

旧焼却場解体について、これは3月議会でも質問が出ておりますけども、時間切れで今回また再質問だと思います。この件につきましては、もう解体の委託をしておりました。設計等もでき上がっております。具体的な内容については、都市政策部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ、まず1点目の(1)について、吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

太田議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の粕屋町清掃センター解体に係る設計業務委託についてご説明いたします。

旧粕屋町清掃センター、ごみ焼却場でございますが、昭和53年8月に完成し、試験運転を経て昭和54年1月から運転を開始、平成14年11月に廃止を行っております。この間、周辺の皆様のご理解をいただき、約24年間操業してまいりました。設計業務委託内容につきましては、主なものとして解体施設の数量調査、解体の方法決定、解体における事業費の積算等が委託内容となっております。

まず、1つ目の解体施設の数量調査につきましては、建設当時の資料及び現場での計測により、コンクリート、機械施設等の数量計算書の作成でございます。2番目ですが、解体の方法の決定につきましては、既設の残渣、付託物の処理について、施設の仮設工、着手前の洗浄及び施設解体時の飛散防止対策等でございます。3番目が、解体における事業費の積算につきましては、解体施設の数量をもとに事業費の算出を行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

その積算見積りされるときは、建設常任委員会は何の形でも話が来ておりませんが、私も余りその辺のことがようわかりませんが、その辺は建設常任委員会には出す必要はないんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町の今までの委託等の計画について、それぞれの所管と所管の委員会にお話をして発注するということはいたしておりませんので、必要はなかったものと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

わかりました。

計画がされて、その後、見積り計画はよろしいですけど、あとの計画がどういうふうになってるのかというのが地元には何も、公表も何もされてない。いつにな

ったら撤去できるのか、その計画等はどういうふうになってるか、わかったら教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

焼却量の解体計画につきましては、公共施設等総合管理計画策定を予定しております。計画の中で除却する施設として解体を計画いたします。解体の時期としましては、平成27年度末までに公共施設等総合管理計画等の策定完了を目指し、翌平成28年度以降に財政状況を見ながら、除却する施設として解体の計画をすることとなります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そうすると、財政計画が見通しが立たないと解体はやらないということで考えていいんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

財政状況を見ながら、計画を行うということでございます。計画は行います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということは、解体は必ずやりますというようなことを言っていたかないと、地元の方にただそういう計画だけがあるようなことを言われても、地元のほうは安心しないということですので、ぜひとも28年度には絶対解体は始めますというようなことを町長の口からはっきり地元に向かって言っていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど都市政策部長のほうから、その手順等について、また国の施策等についてご説明をいたしましたとおり、27年にそういった計画をいたします。つきましては、28年度以降、できるだけ早い時期に解体をしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

わかりました。町長の言葉どおり、それを信用したいと思いますが、次の2番の質問にお答えしていただきますようお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

焼却場との一連の関係がございますので、都市政策部長のほうでお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

2点目でございますが、朝日区との協定書のとり残りの実行されていないかということだと思いますが、健康問題につきましては、協定書の第3項の健康診断に、甲はごみ焼却場周辺住民の健康管理のため、公的な保険医療機関と協議の上、操業開始前に健康診断を実施し、また操業開始後も必要に応じて無料健康診断を実施するとされております。まず、操業前に、昭和54年4月に健康診断を実施しております。受診内容は、診察、血圧測定、血液基礎検査が実施されております。その後につきましては、町が行っております健康診断を受診していただくようお願いをしてきてたところでございます。

それと、道路問題につきましては、同じく協定書の5項目の3項の施設整備に関する朝日区西側寄りの道路新設は、粕屋中央公園との関連を考慮し、なるべく速やかに建設するとなっておりますが、本件につきましては、平成20年度に朝日区からの区要望として要望がなされて、現地調査、設計等行い、実施する運びとなっております。しかしながら、実施に向けて行政区へ報告をいたしましたところ、通勤車両等の迂回路として需要が増大し、生活環境に著しく影響を来す等の理由で地元のほうより要望の取り下げとなった経緯がございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

協定書の内容の説明今ありましたけど、協定書っちゅうのは何のためにつくるんですかね。協定書の変更等がある場合は、やはり地元のその協定を交わしたとこに変更等の書類を交わさないと、口頭だけで今健康診断もされたとかというような話

がありましたけど、その健康診断の案内も区民には出されたのかどうか、その結果も私たちは何も知りませんが、そういう協定を交わすということは、やるということの前提でこれを、協定書っちゅうのは交わされたんじゃないかと思うんです。協定書の変更があれば、やはりこれは変更契約をすとか、協定を結び直すとかというようなことをするのが普通じゃないかと思いますが、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

協定につきましては、誠心誠意協定の内容に沿う形で実施してきたものと認識しております。協定の変更等のお話でございますけども、道路の新設、改良等については、実施をしようという段階で地元のほうから文書で断念をしてくださいと、この改良については地元としては中止を願いたいということで、区長名で文書が提出されております。そういったことで、協定の取り交わしをすることもなく、そういった地元のほうから中止をしてくださいということでございますので、特段の協定の変更の取り交わしはいたしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

篠崎町長のとき、朝日区で行政懇談会をやったときには、そういうお話は一つもありませんでした。やはり、この問題っちゅうのはずっと引き継いでいくわけでしょうから、やはり協定書の差しかえをやるとか、そういうことをやっていただかんと、あとの人っちゅうのは残ったままの協定書を見て、されてなかったらされてない、実行されてないやないかと言われるのが普通じゃないかと思えますよ。

先月行いました議員の報告会でもこの問題、やはり区民の方が来られて言われました、焼却場の問題を。だけえ、そういうやはり地元の者が知らないということをやると、ちゃんとやはり契約を、相手が役所となると、契約書の交わしはちゃんとしなければいけないんじゃないかなと私ら思いますけど、町長どうですかね。そういう、篠崎町長はそのときにこの問題も出ましたけど、何もそのときあってないんですよ。残ってますよ、朝日区に記録は。これは、私も言うたと思うんですよ、前の一般質問のときにも。健康診断も勝手に役場の健康診断に行って受けてくださいって、焼却場の健康問題と普通の健康問題なら、健康の状況が、診断の状況が違うんですよ。だから、それを行くなら行くで健康診断の内容等をつくって、だからそういう結果が残ってますから、ぜひともこの協定書が残るとる限りは、私たちから続いていった人間もこの協定書を見るんですよ。だから、協定書を交わすなら交

わす、変更するなら変更するで、しかつと残して変えていってやらないとですよ。いつまでたっても尾を引いて、道の問題もそうですよ。そんなときに話し合われたということであれば、協定書のそのときも変更をしましょうということをやっとかないかんぢやないですかね。だから、そういう問題がいつまでたっても尾を引いて出てくるんじゃないかと思います。ぜひとも、その辺の問題を早く解決していただいて、3番目の問題お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

誰ですか。

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

3点目の環境問題についてでございますが、土壌調査、水質調査の結果は公表されないのかについてお答えいたします。

調査結果につきましては時期的なものがあると思いますので、先ほど申しました解体の計画とか、そういうときにあわせて公表をしたいと思います。いかがなものでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

もう、閉鎖されて何十年にもなるんですよ。早く、これも議会の報告会でダイオキシンの問題出まして、この調査がされてるなら報告をしないといけないじゃないかと。国の指針でも、1年に1回はちゃんと地元で報告して、安全であるというように説明していただかないと、地元におらん人は、それはどうやってもこげえやったら心配なからうばってん、地元におった人は、その間は臭いにおいをさせ、地元で迷惑をかけたという、そのやっぱり借りとして早くその問題を、今は何もありませんよと説明するのが普通じゃないですかね。大体、ダイオキシンっちゅうのがどういう人間に被害を出すのか、また、どうやってできたダイオキシンが消えていくのかっちゅうのは、わかってありますか。お答えしてください。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

土壌汚染調査につきましては、平成24年の粕屋町清掃センター周辺土壌ダイオキシン類等分析業務委託によりまして、9カ所ほど実施をいたしております。土壌調査の場所でございますが、これはダイオキシン類に係る土壌調査マニュアルによりまして、含有試験でございますけど、場所の9カ所が駕与丁公園再生処理施設、2

番目が新町地区、粕屋町の所有地でございます。朝日区の児童遊園、それと解体予定施設の周辺で3カ所ほど、それと駕与丁地区の粕屋町開発公社の所有地でございます。それと、古大間池周辺の備隣地で、最後に9カ所目で大隈地区の粕屋町の所有地となっておりますのでやっております。

結果としては、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準でございますが、土壌検査の基準値1,000pg-TEQ/gというふうな基準がございます、1,000グラムちゅうことで。それに結果は、最大値が16、最小値のほうは0.27になっております。平均値が6.1ちゅうことで基準の1,000ピコグラムに対しまして16、平均が6.1ということで、環境基準を下回っておるちゅうことで大丈夫ということでございます。

2点目の水質調査につきましては、ごみ貯留の汚水、これは焼却場内でございますが、ロータリードライヤー内で蒸気酸化処理をいたしまして、冷却用水等につきまして浄化再生使用を行っておりますので、焼却場の中の水、処理水ですね、それはもう雨水以外の場外排出はなされてないちゅうことです。最終処分場、灰捨て場の水質検査としましては、一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令に基づき、旧処分場安定度調査の目的で保有水及び地下水の水質調査等を実施してまいりました。ですけど、平成24年度をもちまして廃棄法第15条の17、指定区域の指定等の事務手続が終了いたしております。また、水質検査委託ちゅうことで最終処分場下流の甲仲原行政区の農区のほうに井戸の検査を、所有者に対して井戸の検査を行っております。これは、毎年検査をいたしまして、各8名ほど自宅で井戸を使ってあるところがありますんで、そこにはもう検査結果を毎年送っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そんな立派な調査があるとなら、その調査票を出してやったらいいんじゃないですかね。口頭で聞いてもわかりませんよ。これは、私たちも本見て聞きようたらわかるばってん、ただ口頭で当てはまるとるのどうのこうの言わっしゃあっちゃ、そんな結局出してもいいもんやたらだんどん出されて安心してもらうほうが一番いいんじゃないですかね。だから、そういうやつを隠そうとしたりするから、こういうやつも信用できないということになってくるんですよ。協定書を交わしても、協定書はいっちょんせんと、ほやけえ、そんな調査があっても調査も出さないということになると、疑いを持つしかないんですよ、はっきり言いましたら。その辺は、

立派な調査があるとなら、ぜひとも出していただきたいとお願いいたしまして、2問目に行きます。

給食センターに建設についてですね。

給食センター建設用地は、前はごみ処分場となっておりましたが、福岡県に調査の結果を依頼されていると言われていましたが、調査の結果が公表されないのかと。

2番目に、アドバイザー業務で調査されていますが、PFIを推薦する業者に従来型発注方式で積算されるのはおかしいと議会報告会で意見が出されました。町の従来型方式で積算して比較をしていただきたいと思います。

3番目に、アドバイザー業務で調査、精査されたと言いますが、当初の解体撤去費が2,640万円だったのが精査されて7,392万円に上がっておりますが、この上がった内容を文書で要求しておりますが、その後どうなったのか、お答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

建設準備室長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

太田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。

現在の給食センターの敷地は、昭和56年ごろまでごみ処分場として利用されておりましたが、現給食センターの建設に伴いまして盛り土を行い、アスファルト舗装をしております。福岡県関係課との協議により、土壤汚染対策法に基づき必要となる可能性のある調査を敷地の半分程度の規模で既に実施しております。この調査の結果、特定有害物質による土壤汚染はございませんでした。現在、土壤汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を県に提出し、県の対応を待っている状況でございます。土壤汚染対策法に基づき、福岡県の指導等が入ることがございましたら、当然町の広報紙やホームページ等で公表する考えでございます。

次に、2点目でございます。

PFI事業方式によりますバリューフォアマネーの算定方法につきましては、国が示しますバリューフォアマネーに関するガイドラインに基づき算定いたします

が、その中で同一の公共サービス水準のもとでという条件で、その時点において算定が可能である範囲において、極力精度を確保するものとする。なお、この際、算定のために多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。一方で、暫時その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていくことが重要であるとされています。また、従来方式の算定に当たりましては、原則として発生主義に基づく設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに想定した事業形態に基づき、経費を積み上げることとされております。それらに従いまして、本町のPFI事業方式におきましてもPSC、従来型のライフサイクルコストを算定しております。

3番目でございます。

3番目は、PFI導入可能性調査における解体撤去費につきましては、導入可能性調査時点では2,640万円でございます。このPFI導入可能性調査に係る精査時に解体撤去費につきましても精査しましたところ、全員協議会でも説明させていただいておりますが、建物の躯体だけでなく、厨房機器、給排水設備などの解体撤去まで含めた場合は、直近の学校給食センターの同様の解体撤去費の実績を踏まえて7,392万6,000円で算出しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

アドバイザー、1番なんですけど、県のほうに調査された、これも一緒でしょう。調査されたら、やっぱり議員さんだけ、あれだけ心配されようと、何で調査の結果は何もなかったらなかったで何と何を調査されたのか、土壌は汚染がなかったのかどうかちゅうことは、やはり一般の町民から尋ねられるんですよ、町会議員は。なかったんですか、どうのこうの。それをしよう、あなたたちが口頭でなかったって言いんしゃったけん、ないとばいというようなこっちゃあ、私たちは仕事務まらんのですよ。だから、今言うたように、やはりそれがなかったらなかったで資料、私らに何も資料渡したけんちゅうて、町がどうなるわけでも何でもありません。そうでしょう。それが普通やないですか、それも。皆さん、町会議員の皆さんに、いや、あそこ土壌汚染はって、何人も心配されよりましたよね。ほんで、土壌汚染を今度はなっとつたら、土壌を改良せにやいかんでしょう。ほんだら、改良するとお金かかるんですよ、あれものすごう。そういう問題も何もないでしょう。やけえ、土壌の改良も要りませんか。そう言えば安心できるという問題もぴしゃっと提議しちやらんと、ただ口頭で県にどうのこうのというて、県に逃げて、書類も何も公表せんで言いますけど、やっぱり書類のなからんと、我々は説得

されないんですよ。やけえ、それは外に出してくださいよ。それ調査されて、県に頼んで返ってきた調査の結果があるとなら。

それから、2番目ですね。

P F I って、これも議会報告会で意見が出たんですよ。このP F I でされる金額が教育長いわく、安くていいものっていうキャッチフレーズで始められたんですよ。安くていいものやったら、P F I と従来型とでは従来型高うついた。私、一般質問で、今まで従来型、町が建設をした建物の積算してから出しましたよ。それについて、P F I のが安いとかいうようなことの反論があるなら、町でその結果を、今まで建ててきてあるんでしょ、いっぱい。データあるんでしょ。そしたら、何で出されるのですか、それを。それも出してくださいよ。町民は、何でP F I を使おうとかいなど、高くつく、安くつくって、それわからんやないかと言われたら、これもう説明のしようがない。そう思わんですか。町のほうが今まで何もしたことなかったら、別ですよ。今まで全部そういう方式で建ててきたんでしょ。そしたら出すべきでしょ、こうやってP F I が、これが有利ですよということを証明されたら、何ちゅうことないんじゃないですか。ぜひその辺も出して、このP F I の従来型と比較して、ええっ、これはもうP F I よか町のほうがこげだけ高くつきますよちゅうデータがなからなあ、何もないんですよ。わかりませんよ、これも。本当にP F I がいいのか、教育長が言われる安くてよいもの、・・・高くてよいものをとくかという言葉が出てくる。どっちを信用していいかわからんでしょ。だけん、そういう、やはり皆さんが見て、安心して、ああ、町も頑張って給食センターつくってもらえようなどという、そういう意思表示をどっかで、町民に知らせるためにはそれを出さないと、我々は今おたくたちで出されとう問題だけじゃ町民は安心しないんですよ。ぜひともそれを出してください。

それと、アドバイザー業務の解体費ですね。2,640万円、これはいいですか、次長。私素人やないんですよ。相手が全くの素人やったら、あんたが言わっしゃること3倍ぐらいになって、ああ、なるほどなと思うかもしれんですよ。私は施工管理技士です、解体施工管理技士。こんぐらいの見積もりさせるのは簡単なもんですよ。中のもんが入っとうから3倍になった、そんないいわけは通りませんよ。それは素人にそう言うて、解体ちゅうたら中まで含むんですよ。何もそんな町民の金を、安く上げてほかのほうにお金を回そうやというようなことを考えていただかんと、今金がない、金がないでどこの課でも苦労しよんしゃあとに、そうじゃないですか。町長も、先ほど言いんしゃったじゃないですか。お金がないけど一生懸命やっついていかないかんというようなことで。ぜひとも、私が言いよう2,640万円と七千何百万円の手元に資料を下さいよ、資料を。そしたら、これも本当、私議会、何遍

でも言うが、議員さんたちの間でも、太田の言うとするのは何やあれ、もう当てにならないで、あげなことばかり言いようごたあ、当てにならないやないかということになるんですよ、町民からでも。それはあんた、証明してもらうためには、ほんならそれやったら出してもらわないと。私が間違うとかどうかちゅうのを。町長、そう思われんですか、責任者として。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今の質問の件につきましては、教育次長のほうからその内容について、今から説明をいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

1点目の土壤汚染対策法に基づきます公表等でございます。

先ほどもお答えいたしました、現在調査は町のほうで半分実施したということで、その結果は土壤汚染がございませんでしたということで、土壤汚染対策法に基づきまして、今届け出を出しておるところでございます。その県の調査が終わりまして、最終的に結果が出るというようなお答えでございます。一部調査結果につきましては、調査報告書を要求水準書を公表いたしておりますが、その資料の一部として、膨大な資料でございますので、閲覧ということで閲覧には供しておりますが、最終的に県のほうから回答等があったら、その土壤汚染がなかったというようなことで公表はしたいと思っております。

それと、2番目のバリューフォアマネーの従来方式で従来型を町のほうで積算してというようなことでございますが、これはPFI事業におきましては、設計書等がございません。提案による、業者が提案して、それでグループを組んで競うという方式でございますので、そしてまた建設、設計だけではございません。運営等、維持管理等、全てを含んだところの総額になりますので、役場の職員等では試算ができないということで委託しております。

3番目でございます。

3番目の解体撤去でございます。解体撤去費は、当初何遍も言っておりますけど、躯体だけだったということで、平成25年6月に大気汚染防止法が改正されております。これが公布されて1年以内に実施される見込みだということまでつかんでおります。今年の26年6月1日に施行されております。これによりまして、その事前調査の義務づけとか工事の囲い込み、湿潤化をして工事をしなさいとか、細かい

ところで厳しくなっております。そういうのを加味した上で、同等のPFIで行った他自治体の解体費にプラスしてあげております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、まだ県の許可は受けてないということですか、今言われたのは。県の許可はまだ来てないと、県が例えば土壤汚染であるということが発覚したときは、どういうふうにされるつもりなんですかね。土壤汚染を改良するには、物すごくお金かかるんですよ、知ってあるかどうか知りませんが。水質もそうでしょうけど。それのときは、今のほんならお金の中でやるんですか、68億円の中で。そうなりますよ。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今言われたことがないように、事前に県の土壤汚染の対策関係の課と、それと一般廃棄物処理係の課と、事前に調査の前から打ち合わせいたしまして、そして綿密に調査をして、その結果、調査結果は土壤汚染は出なかったという報告書まで作成しております。それを上げて、今調査していただいておりますので、当然県のほうも出ておらないということで、その指示等、改良工事等が出ないわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今言われた、町が検査した結果が大丈夫やったというのは、あなたがされたんですか。あなたがしたっちゃあ、誰が信用しますかね。あなたにそれだけのノウハウは持ってありますか。それは、環境課長、都市計画部長あたりが立ち会いしてされて、いろんなデータを持ってきて一緒に調査されたのはわかりますけど、あなたがしてっちゃあ、誰も信用せんっちゃんいかなと私は思いますけどね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほどもお答えしましたが、県の土壤汚染対策課の職員、それと県の一般廃棄物処理係の職員、こちらの係長含めて、県の係長含めて、事前に指示を仰いで、そし

て打ち合わせして業者に委託して専門の業者に行わせたということでございます。  
私が調査をみずからしたわけではございません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、結果的には、調査の結果をやっぱり皆さんに、県の結果が出て、土壌汚染にそしたらお金はもう要らんですね、68億円の中で出た場合、するんですね。次長、土壌汚染のせないかんちゅうことが出たときは、予算の中の68億円の中でやるんですね、これ。どげんなるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、土壌汚染は出ない、出なかったというような町と県の関係課で一応確認して、法的に届出書を出さないといけませんので、今届出書を宗像・遠賀の保健所を通じて県のほうに、本庁のほうに今届出書が上がっておる段階でございます。その結果、その書類を見て出ていないというようなことで報告があると思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

はい、わかりました。何遍も言うごたあですが、その結果をやはり議員さんの皆さん方にも公表してやらないと、聞かれた場合、何の返答もできないんですよ。教育次長が大丈夫やけえって言うたけん、大丈夫やないとなって、そういう返事の仕方しても、誰も町民は安心してそれを信用しないんですよ。やはり、専門的な結果を見て、ああ、これなら大丈夫やったっちゃなという安心感の中で、教育長が言わらっしゃる立派な建物ができるのは皆さん喜ぶと思いますから、ぜひともその辺の公表はしてくださいよ。お願いしときます。

それから、2番目ですね。従来型の町ではできないって言われて、町でできんっていうのは、今まで建物だけでも、いいですか、14億円ぐらいになっとったんですよ。あれもともと3億5,000万ですよ、前は700坪で。もう詳しいこと言いよったらきりがありませんけど、その辺の建物だけのデータだけでもデータがあるんですから、それも坪の70万円とかあるんですから、そういうデータが。出るんですから、簡単に。そこらでも、今の建物が百何十万円かになっとうわけですから、建築費だ

けでも。その辺は良心的に、やはり計算してって質問が出とりゃあそういう計算して、いやあ、これはPFIが安上がりですよってというような説明をしてくださいというようなことを言いよるんですよ。そんな簡単なことを町の職員ができないと、自分たちの能力のないとこを皆さんに証明しようなことですよ、これは。そんなこと言うたらいかんでしょ。ほな、皆さんをどうやって我々は信用したらいいんですか。できる範囲はこれだけ、やっぱり試算したらこうやっていいですよ、悪いですよという判断はしてやらないと。ねえ、次長。

それで、3番目の解体撤去費でも3倍になっております、3倍にね。2,600万円が七千何百万円もなる中で、使えよう機材は食料を使いよんですよ、食料をつくるために、給食を。それが撤去するけんっていうて何か公害が出るとか何とかかんとかという、出る機械やったら大ごとやないですか。そんなものは地金で売ったっちゃ金になるんですよ。逆に、解体費から引けるんですよ。そんな下手ないいいわけでは納得されませんよ。ほんなら、それ資料を出してくださいよ。

議長、それ資料出していただくようお願いしますよ。

それから、次に移ります。もう時間がありませんから。

町の補助金についてということですが、1番目、私は今年の9月議会で一般質問をしました。町の補助金について明確な基準はないということで、基準をつくって不平等な補助金の見直しをお願いしておりましたが、どうなっていますか。

2番目、商工会の総会や議員報告会で花火大会中止のことで質問がありました。商工会の総会では、会長はお金が集まらないのでできないと言われました。町長が、今年はせんで、来年開催してはと言われたと商工会長からお聞きしました。町長は、26年度の施政方針で町民の皆様の思いを胸に刻み、町政を推進すると言っておられますが、言われることとすることが私は何か違うっちゃないかなという、感じておりますが、ぜひともお答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

花火の問題と町政を、町民の思いを胸にとというのはちょっと違うんじゃないかと思えますけども、花火の問題は商工会が主体的に進めております。昨年、今年はいろんな事情で断念をしましたが、私の気持ちとしては3年に1回ぐらいしてほしいよなという投げかけをしているところでございまして、あとは商工会のほうでどういうふうな組み立てをしてされるか、花火大会を開催するとすればですね。しかし、今昨年から花火大会とは別に、商工まつりということで、大変また別の形での祭りを開催されております。いろんな形での商工会が元気なることは、町の元気

でもあるわけですから、大いにいろんな分野に手を広げていただいて、商工会の皆さんと一体となって花火大会でもしようということであれば、積極的な協力をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

1点目の答えはどちら。

◎町長（因 清範君）

町の補助金の規定関係につきましては、総務部長のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

それでは、太田議員のご質問にお答えいたします。

9月議会の太田議員の一般質問では、社会教育7団体に対する補助金のお話からよさこい、商工会に対する補助金、特に花火大会の補助金について一般質問がなされました。その際にもお話しいたしましたが、多種多様な補助金に対して一律の基準、物差しを当て額を決定することは、各種団体の設置目的や活動状況、社会的ニーズの変動とさまざまな要因が影響いたしますので、概念的、抽象的な表現は行っても、数値的に設置することは大変難しいというふうに考えております。

補助を行う場合、その団体が町の施策を進める上で必要であると判断できることが大きな目安となっております。そのため、団体設立の趣旨や活動の内容、組織の規模に担当部署と協議を重ね、近隣自治体の状況、同類補助制度との均衡などを勘案しながら補助内容の検討、決定を行ってまいっております。もちろん、補助内容によっては、性質上必要なものにつきましては要綱等を制定し、目的や資格、要件等を審査するとともに補助率、補助上限額を定める場合もございます。

なお、9月議会の一般質問の話に戻りますけれども、社会教育7団体の補助金につきましては、昨年10月に実施いたしました粕屋町行財政改革推進協議会の審査要件として活動状況等をもとに補助金の状況について審議を行い、その妥当性について評価をいただいたところでございます。この内容につきましては、先般の3月議会全員協議会においてご報告事項として説明を行ったところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

この町の補助金については、たしかこれはやりますよというような私は返事もらったと思っております。今の総務部長の話によると、何かいろいろな状況でや

らないというような返事やったんですが、その辺はどうも納得のいかない。やはり、何人かの方から、これ見直しはやりますというような返事は私は聞いたかと思っております。ぜひ、もう結局余計やるとけえとか、少ないとかというところがあるから問題があるんであって、ちゃんと皆町民が認めるようなふうなことで出されると、何も問題はないかと思うんですよ。やはり、好き嫌いとか、そういうことでお金を余計もらうとか、余計もらえんというようなことになってくると、2番目の商工会の花火大会あたり、中止になったけえ、町長のところに、自宅まで電話のあるけんどうのこうのって、町長あれだけ心配されよった。ほんで、もう今年はせんで来年しときないっていうふうに、町の商店街を練り歩いてみらんですか。町花火大会してもらおうとやっぱりお客さんが来て潤うんですよと、ぜひやってもらおうように努力してくださいという願いはあちこちであるんですよ。何も自分が勝手にこういう言い方しようわけやないんですよ。会長さんは、そうやってお金がないからって言われるから、お金がなかったら商工会ができんやったら、やはり何か別に団体をつくってでもやったらどうですかというようなことも言いましたけど、やはり何とか町を活性化するっちゅうのは、町おこしをやるっちゅうことは、祭りをやるということに私はつながっていくと思うんですよ。そして、地元、粕屋町に住んでよかったとかという地元感情がわいてきて、地元に住み着く人、よそに行かんで住み着く人とかというのが出てくるんじゃないかと思うんですよ。ぜひその辺を含んでいただいて、やはりばらばらばらばらやらんで、平等にトップとしては不平等な補助金のやり方を考えていただきたいと思います。

一応、それをお願いしまして、私の質問を終わります。

(4番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて予定しておりました本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいています傍聴者の皆様にお知らせいたします。

今定例会における一般質問通告者は8名でありますけれども、本日は4名をもって終了いたします。よって、明日10日火曜日にも4名の一般質問を行いますので、都合がつかますればお越しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時26分)

平成26年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年6月10日（火）

# 平成26年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月10日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

5番 議席番号 5番 福永善之 議員

6番 議席番号 9番 久我純治 議員

7番 議席番号 11番 本田芳枝 議員

8番 議席番号 12番 山脇秀隆 議員

## 2. 出席議員（15名）

1番 木村優子

9番 久我純治

2番 川口晃

10番 因辰美

3番 安河内勇臣

11番 本田芳枝

4番 太田健策

12番 山脇秀隆

5番 福永善之

13番 八尋源治

6番 小池弘基

15番 伊藤正

7番 田川正治

16番 進藤啓一

8番 長義晴

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信                      ミキシング                      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	吉武信一
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士
経営政策課長	山本浩	税務課長	石山裕

収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 渉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市計画課長	山 野 勝 寛	地域振興課長	安 松 茂 久
道路環境整備課長	因 光 臣	上下水道課長	中 原 一 雄
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	神 近 秀 敏		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問行います。

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番（福永善之君）

では、一般質問を始めます。

今回は、子どものことに関する件について質問をいたします。

昨日、7番議員さんのほうから、子どものことについて質問がありましたけど、私も大体似通った案件もあると思いますけど、そのような感じで質問をさせていただきます。

質問の要旨には6点明記させていただきましたけど、これが順不同に質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

では、町立の中央保育園、仲原保育園の老朽化によって建て替えることと、(仮称)子ども館の新設について質問をいたします。

1つ、前町長時代には、中央保育所の建て替えの検討が行われたが、なぜそのような結論に至ったのか、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

当時のことは福永議員もよくご存じだと思います。この中央保育所の説明会にも出席をされているようでございます。当時の詳しいことについては住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

おはようございます。

それでは、お答えいたします。

結論に至った理由ですが、平成23年度予算で、中央保育所を民間で建て替えすべ

く、予算を計上しておりました。中央保育所の保護者の理解を得られるよう、保護者説明会を4回開催いたしました。保護者の理解が得られず、説得を続けても時間がかかり、補助金を利用できなくなるおそれが出てきました。また、4月時点の待機児童が大川保育園の開園で、定員が65人増えたにもかかわらず、45名おり、待機児童問題を放置できませんでした。

以上のことを踏まえまして、平成23年8月31日の議会全員協議会において、原町駅南側の町有地に保育所を誘致することを提案し、了承されました。これは補助金申請のぎりぎりの期間でしたので、このようにいたしました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

理由が、待機児童の解消ということですけど、保育所の老朽化という面はなかったのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

老朽化という原因があったから、建て替えについての協議がなされたものというふうに推察いたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

平成23年度に、そのような議論をしていきましたね。予算もつけてですね。今、平成何年でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、そういう質問はわかっていますから、次に移ってください。平成何年度っちゅうことは皆さんご存じだと思いますんで。

◎5番（福永善之君）

はい。じゃあ、行きますよ。

今、平成26年ですね。3年間、あの議論から日時がたっております。老朽化問題で議論した案件が3年間も放置されている、これはどういうことでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まだ、その建て替えの話があつて、町で建て替えるということが断念されて、すぐ後、私が町長に就任したわけでございます。まだまだ、そこらの煙が消えていないというようなこともあつて、放置しておくわけではございません。応急的に修繕、修理するところはしておりますし、ただ黙って見過ごしているということではありません。昨日、質問もあつたように、老朽化の施設については今後27年にそういった計画をつくります。そういう中で含めて、方向性を決めていくということで、昨日お答えしたところでおります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

子どもの所管の担当課としては、平成23年に、もう老朽化しとるから建て替えんといかんと、そのような議論で話をまとめられたんですよね。それが、トップが変わって、建て替えが先送りされてると。これは担当課としてはどのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

建て替え問題につきましては、その当時、建て替えと同じく、待機児童対策で定員を同時に増やそうということでございました。それで、今やっておるものは、中央及び仲原については補修を続けながら使用していくという、今状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、担当課として、建て替えの必然性はないのかどうか。どのくらいもつか。平成23年度に、予算もつけてですよ、住民説明会もされて、それだけの手間暇をかけられて、一度断念された。そのような事情を勘案して、今後どのように進めていきたいのか、担当課としてですね、どう思われているのか。それをお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

声に出して言ってください。安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

町長のほうが申しあげましたとおり、公共施設等総合管理計画に基づきまして、23年当時は建て替えるということで補助金申請、その他をやってきたわけですが、いまだに保育所のほうが待機児童が多いということもございますので、建て替えるということになったときには、やはり補助金その他が得られるように民間移譲も含めて検討していくということになると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

時の町長に左右されるということで受け取りましたね。

では、2番目の質問に行きます。

今後の中央保育所、仲原保育所の運営方法をどのように考えておられますか。町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

特に、運営方法というのはございませんけども、建て替えに当たっては、老朽化施設の計画の中で含めて、どのような取り扱いをするか、町で運営するのか、民に運営させるのか等々も含めての課題だと思います。これは、中央保育所は、老朽化というものもありましたけども、まず待機児童の解消というのが前提にあったわけですよ。建て替えることによって増員をして待機児童の解消をしようというのが、もともとあったところですよ。それで、どうしても保護者との民間施設にすることでの理解が得られないということで、急遽原町の駅裏の今青葉保育園のほうの公募に入ったということでございますので、今現在は、仲原も中央も含めたところで、今後、保育園ということではなく、こども園というような形で、当然幼稚園もいるわけですから、こども園という形での建て替えという、町ですか民ですかは別にしまして、そういった方向での位置づけで取り扱いを行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

昨日、7番議員さんの同様の質問があったと思うんですね。その中で、町長は、現在の町立3園の保育所、町立4園の幼稚園は現状のままでいくというふうにおつ

しゃったと思いますけど、それはもう一度ご確認したいですね。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現状のままでいくというのは、町で運営をして、町の運営でそのままいくという  
意味ではないと思います。いろんな意味が含まれていると思います。誤解がないよ  
うに。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

誤解しますね、それは。現状のままだと、直営化、民営化しかないでしょう、今  
までのやり方だと。現状のままだったら、直営としか思わないじゃないですか、そ  
れは。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、あなたの理解であって、私は、今現在は現状のままでいくということで  
言ったことでありまして、将来にわたって現状のままでいくという答弁はしており  
ません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

それはそれでよしとしましょう。

では、先ほど27年度に、公共施設等総合管理計画の策定に入るとおっしゃいまし  
たね。これは、総務省が、平成26年7月22日に、各地方自治体に通達文書として出  
しています。それは一読されましたか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

概要は知っております。

以上です。

◎5番（福永善之君）

概要を教えてください。

◎町長（因 清範君）

経営政策課長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

町側の答弁者については、発声してから言ってください。誰かわからんで困りますので。

因町長。

◎町長（因 清範君）

経営政策課長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

この点については、今説明会等が始まった段階で、詳細については私のほうもまだ把握はしていませんが、3年間、この補助事業自体は行うというふうに聞いております。詳細の内容については、今後、説明会等で説明があるというふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

これの具体的な中身というのをちょっと申し上げます。

各自自治体が抱えてる公共施設等の老朽化対策が今後大きな課題となっている。早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などの計画を行う。これが趣旨ですね。その中で、平成26年度予算案の中に、（仮称）こども館を建設したいという、その設計料1,000万円が計上されました。町立施設の今現にある老朽化対策が早急に必要である現状の中で、町立施設の老朽化対策に予算を投入するのか、もしくは新規の箱物、こども館建設に予算をつけるのか、その優先順位はどのように考えておられますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

両方とも大切なものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

両方とも大切でしょうか。お金は限られていますよね。町長のご自宅で、町長の

ご家族ですよ、ご家族の中で優先順位があると思うんですよ。どちらも大切だと。じゃあ、お金が足りない場合、どちらもどのような感じで大切なやつをなし遂げようといわれますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町の財政状況から申しますと、この長期総合計画の第4次の総合計画の中では、27年度の公債費比率15%ということで記載してございます。今現在、見通しますと、11%台に下がるというようなことでございます。なおかつ.....。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私、予算の優先順位のことを話してらんですよ。どっちも必要ということで先ほど言われましたよね。もし、お金があり余つとるなら、それは言いません。ただ、お金がない現状で、どちらかを選ばんといかん、どちらかに予算をつけんといかん、その場合、町長の立場として、お金がないのにどちらでも必要ということは、それはどうでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、財政状況についての見直しをお話ししましたように、であるのであれば、両方できるということで、両方大切だと、両方とも優先だというふうなお答えをしたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

財政的には、では十分にあるということですね。では、先ほどの1番目の質問、平成23年度に、中央保育所の建て替えの予算もつけました、議論もしました、そのようなパワーを時間も労力もかけて議論したことが、何でこの3年もの間、先送りされてるのか。お金があったらすぐ建て替えればよろしいじゃないですか。建て替えが必要だからそういう議論まで至ったんでしょう。違いますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現段階ではだめですよ。現段階は51%に下がってるということを言ってるんじゃないですから。17年度は1%台に下がるからできるという話をしておるわけでございまして。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

17年度というのはどういう意味ですか。

◎町長（因 清範君）

27年度。

◎5番（福永善之君）

27年度に公債費比率が下がるということですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

実質公債費率の話でございます、正確に言いますと。今現在は18%を超えておりますが、下落傾向にございます。詳しく申し上げますと、26年度には約16.3%ぐらい。27年度には13%台、そして28年度には、先ほど町長が言いますように、11%台になるだろうという推測をしております。そして、この非常に苦しい財政状況ではございますけれども、事業は学校も増改築する必要がある、大規模改修も必要がある、道路関係も整備する必要があると、さまざまな行政需要に対して限りある財源の中で、それぞれの各年度で施策を行っているということでございます。したがって、先ほど言われますように、保育所、これは確かに老朽化しております。保育所だけではございません。ほかの施設についても老朽化をしておりますので、それを計画を立てて、以後何年にこれをする、何年にこれをするというような計画を立ててやるということであって、全く先送りにしてるということではございません。これは、検討を今からするということでございます。そしてなおかつ、今住民、特に子育て世代の方が要望が非常に強うございます。こども館についても、これは並行して建設に向けて検討をしていくと、計画をしていくということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

経営政策課長にお聞きします。

さきの全員協議会で、公共施設マネジメントの策定について説明がありましたけど、これは間違いはないですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

はい、説明がありました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

公共施設マネジメントの策定、この大まかな中身は、各自治体が策定しているところあります。その大まかな中身を今から申し上げます。

各自治体では、学校、保育所、文化施設など、さまざまな公共施設を整備してきました。それらは、近い将来、老朽化による大規模修繕や更新の費用が一斉に必要なことが予想されます。公共施設の整備や管理運営を効率的に行うことが必要で、新たな施設整備や増設を控える一方、既存の施設を有効活用し、機能の最適化を図ることが重要。どこの自治体でもこのような文言で策定書をまとめております。今のを聞かれて、町長、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

再度、質問内容をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

要約しますと、粕屋町も同じように、学校施設、保育所施設、文化施設など、さまざまな公共施設を整備してきましたね。それらの整備した公共施設は、近い将来、大規模な修繕、更新が必要になりますね。公共施設の整備や管理運営を効率的に行うことが必要である一方、新たな施設整備や増設を控えることが重要。で、既存の施設を有効活用し、機能の最適化を図ることが重要というふうに、各自治体、策定してる自治体はまとめています。それを聞かれてどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

全くそのとおりだと思いますよ。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

全くそのとおりでしょう。ということは、先ほど箱物、こども館の増設、これは新たな施設整備ということになりますよね。将来の見通しが、今既存にある公共施設の大規模修繕や更新の見通しが立てば、それは私も異論は挟みません、ただ、そういう策定もしてない状況で次の箱物をつくっていくということはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ある施設を有効に活用していくというのは必要です。しかし、この（仮称）こども館というのは、粕屋町にとっては今も将来も必要な施設です。あなたはそうでないかもしれないけど、私は必要だというふうなことで、こども館の建設に向かって、3月に設計費用を上げ、今いろんな部分で調査をしているところです。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私がいつ必要ないと言いましたか。臆測で物事を言われては困ります。いやいや、そういう臆測で必要があるとか言われても困ります。では、必要性があると今言われましたね。では、そのニーズ調査は行われましたか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

その調査内容につきましては、福祉部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

住民福祉部長、水上さん。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

昨年末に、子ども・子育て支援計画をつくるに当たってニーズ調査をいたしました。その中で、一番やっぱり住民の方が求めてあるのは、雨の日とか外で遊べない

とき、室内で遊べるような施設が欲しい。親子が、近くに遊び場がない。それから、雨の日に遊べる場所がない。そういうのがもう、雨の日に遊べる場所がないというのは、就学前でも57.5%、それから小学生のアンケートにも58.8%。そして、お子さんが遊ぶ場所として近所にあったらよいというものは何ですかということをお尋ねしますと、雨の日でも自由に遊べる室内型の遊び場、それから放課後安心して自由に話したり、ゲームなどで遊べる室内型の遊び場が欲しいと。それから、子育て支援の充実を図ってほしいと思いますかという質問に対して、子どもや親子が安心して集まり、遊べる場をつくってほしい。これが、就学前は51.6%、小学生でも36%の要望がっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今申し上げました内容で、非常に重要ニーズが高いということなんですが、人口が減少している市町村、これはさまざまな公共施設、代表されるのは学校関係の空き教室がどんどん増えていると。その空き教室を利用して、その時々ニーズに合うような施設、社会教育施設とか、今言いました子育て支援施設等も代用して使っている市町村は非常に多ございます。しかしながら、当粕屋町は人口急増地域でございます。そして、子どもも非常にふえているという状況の中で、学校、それはその増築、大規模改造も含めまして、教室が足りない状況、そういう様相を呈しておりますので、代用する施設はないということで、この（仮称）こども館の建設を思い、計画したところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

先ほど住民福祉部長からニーズ調査のことの回答を答弁していただきましたけど、室内で親子で遊べるような環境が欲しい。そういうことをメインに言われましたね。室内で親子で遊ぶ環境が欲しい、それが直、箱物をつくる方程式になるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今、アンケートの結果ということでお尋ねがありましたので、そのようにお答え

をしたんですが、こども館につきましては、今粕屋町の子育て支援、いろんところで子育て支援事業をやっております。保育所でも幼稚園でも、それから駕与丁公園では駕与丁の公民館をお借りして集いの広場等々をやっております。そして、この間の日曜日に、生涯学習の発表でもありましたように、地域の公民館で、いろいろな子育てサロンをボランティアの方でやっていただいております。そういう方たち、いろんところでやっています。でも、その核となるものがない。平成17年の次世代育成支援行動計画を作成する際、子育て支援センター欲しいなという意見があったんですが、なかなかその当時は建物を建てることができないということで、じゃあできないならどうしたらいいかということをもみんなで知恵を絞って、今やってきました。それももう限界に来ております。本当にこども館が必要だなと切実に感じております。今、ファミリー・サポート・センター事業も子ども未来課のほうでやっております。でも、その事業をやるに当たっては、そういう研修会等、今年2回やっておりますが、会場等の都合で、年2回が精いっぱいです。でも、それがそういう施設があると、その研修も随時できるということで、本当にメリットはたくさんあると思います。もうぜひ今こども館を建てたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、平成27年度に、公共施設と総合管理計画策定の着手に入ると、そう先ほど言われましたね。この策定の中身は、もう一度私から申し上げると、各自治体は今さまざまな公共施設、インフラ、道路ですね、道路網、公共施設、箱物も抱えています。その老朽化対策が、今までなおざりにされてきたと。いつかは、大量のお金が必要になると。だから、この策定を各自治体にしなさいという通達文書が流れてきたんですよ。3年間、先ほど言われましたけど、特別交付税出されますよ、確かに。そういうことを議論しないままに、ただつくることだけを優先して、あとの管理業務、どれくらいコストが将来的にかかるのか、それを議論もしないでつくってきた、そのツケが今ここにあらわれてるんですよ。策定しなさいと。その中身は、本当に新規につくる必要があるのか、既存にある施設を代用することはできないのか、そのこともちゃんとうたってますよ、この中に。それが、今、住民福祉部長の答弁では、絶対に必要ですと。本当に必要でしょうか。自分のお金だったらつくりますか。子どもさんから、お母さん、友達があれ持っとるから、あれ買ってちょうだいって言われたら、すぐ買ってやりますか。そこですよ、問題は。今、現に既存の公共施設の中で、本当にこども館という、どういう運営をされるかはわからな

いけど、そういう運営がそこへ置きかえることはできないのかどうか、そういうことをちゃんと議論した上でつくるという判断をされてるんですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ええ、そういった議論をして、こども館を建設しようということに到達したところです。福永議員は福永議員の考えがありましょ、私は私、あなたとは違うんですよ。わかります。私は、4万5,000の町民の代表で、何が今必要かということを決めなくちゃいかんということで、こども館が必要だということで決めたことです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

確かに、町長と私は違いますよ。考え方もそれは人それぞれ、いろいろ考えがあるでしょう。町長は必要と言われた、じゃあその財源はどういたしますかというのが我々の考えです。財源をちゃんと明確にされて、将来的にどのような感じでそれを償還していくのか、そこまでのことは考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今現在は、まだ設計を今からしようという段階でございます。今後、こういったどういった規模、もちろん位置も含めまして、建てる位置、そして規模、そしてその財源をどうするかというのは、今後の計画の中でご議論いただきたいと思えます。今の段階では、詳細は申し上げられません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長は、26年、平成26年3月の施政方針演説の中で、ペイ・アズ・ユー・ゴーという言葉が述べられましたね。ペイ・アズ・ユー・ゴーとは具体的にどういうことですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎5番（福永善之君）

町長ですよ。町長が言われたから、町長ですよ。

◎町長（因 清範君）

要らないものを削って、新しいものを見つけるという内容です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ちょっとニュアンスが違いますね。新しい政策を実行するに当たり、その新しい政策の財源を見つけるために、今ある既存の財源を整理していくと、そういうことです。ペイ・アズ・ユー・ゴーというふうに言われましたね。ペイ・アズ・ユー・ゴーはでは、このこども館の新設に当たって適用されるんですか、財源の手当てとして。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

こども館の中身は子育て支援センター、そして従来の児童館の事業でございます。その中で、今、国、県が示しております財源を有効に獲得して建てる計画でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

まあ、いいでしょう。

じゃあ、設計費、設計管理費、これ1,000万円つけられましたね。設計管理費の1,000万円ということですが、大体建設関係の慣習としては大体建設費がどれぐらいかかるから、それに対する割合、何パーセントで設計管理費を出すという慣習もあるようです。この1,000万円はどのような感じでしたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

設計ということでつけております。管理までは入らないかもしれませんが、一応設計ということでつけております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

済みません、私の質問が悪かったようです。設計管理は一緒の意味で捉えてください。設計費が1,000万円ということは、どのようなことでつけられたんでしょう

か。

◎議長（進藤啓一君）

質問の趣旨わかりましたか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

大体、設計監理含めて5%から6%です。この1,000万円というのは、一応3%設計ということで組んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ということは、建設費の5%、大まかにですね、ということは設計費は2億円ぐらいになるということですね。今、現段階のお考えでは。この2億円ですね、中央保育所も現在の規模で建て替えるんだったら、基準額的には2億円をちょっと上回るぐらいだと思います。この2億円の財源が、すぐ出せるという状況ですか、今現在。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

補助金と起債と、できるだけ町の負担にならないようにということでの建設をしたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そのこども館の約2億円、やっぱり自主財源では厳しいということですね。いろいろな上部団体からの補助金、これが見つからないと難しいということですね。では、中央保育所、町長、中央保育所もこれは現実的に考えていただきたいと思います。中央保育所、仲原保育所、今現在、粕屋町が施設を建て替えるに当たっては、補助金頼みの建て替えというのをやっております。保育所を自前で建てた場合は、基準額として、大体今の規模で2億4,000万円ぐらいいくと思います。これを民間に移行すれば、12分の1、2,000万円ですみます。町長が民間でいきますと言えば、私も今の資金計画には異論は挟みません。ただ、どちらかで行くかわからない、直営で行くかもわかんない、民営で行くかもわかんない、そういう曖昧な考えで、こども館を、はいオーケーですとは、それは言えません。2億4,000万円、自前で出せるのか、もしくは民営に渡して、2,000万円だけで出費が済むのか、2,000万円だっ

たら今の資金計画的に大丈夫でしょう。ただ、2億4,000万円出せるのかどうか、その辺をご判断いただいて、やっぱりこども館の新設と現にある老朽化対策がどちらが優先順位が高いのか、その辺をご判断いただきたいと私は思いますけど、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央保育所については、いろんな過去の経緯がございます。十分そこら辺を整理をして、またスタートラインで、どういうふうな形でいくかということについては、今、福永議員がお話しになった民でいくことが、負担も12分の1ということになります。ここには就労している町職員もおります。そういったことで、そういったふうな何年度ぐらいにこういった建て替えをするか、民間に移すかという話を、この場で民に移すということは、即答は避けたいと思います。きちんと整理をした段階で、そういった方向性を決めないことには、また混乱を招くというようなことにもなりますので、そこら辺はどうかご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

こういう施設問題というのは、時の町長によって、これが施策が変わったりというのがあるんですね。それは、私は一般論としては住民の方から選んでいただいたからそれはもうごもっともだと、そういう判断でいます。しかし一方で、必ず必要である大きなもの、この場合、保育所とか、学校施設とか、そういう大きな事案に関しては各行政担当課のほうで積み上げてきた議論というのがあると思うんですね。それを時の町長によって変更するというの、これはやっぱり粕屋町の町益として、私はマイナスだと思うんですね。町長がやりたいと今回、言われたこども館、それは町長の決断で、それは提案はされてもよいでしょう。しかし、今まで行政機構の中で積み上げてきた議論が、時の町長によって方向が変わると、そういうことは私はよしとしないんですね、町長。町長はいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

別段、方向性が変わったということではございません。ただ、前町長の段階では、民で運営管理するのをやめたということではございまして、私はもう少しそこら辺を整理をして、方向性を決めたら決めたと、きちんと職員にも、現場にも、保護

者にも話して、混乱なく建設ができるという形をとっていきたいというふうに考えております。ですから、方向性が変わった、変わっていないという議論にはならないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

（仮称）こども館の建設費は、今の段階では2億円を上下するような感じで推移しますね。私が申したいのは、失礼ですけど、町長、我々も含めて、我々の任期というのは4年ですよ、町長。私達も4年です。住民から投票いただいて、こういう席にさせていただいとそういう認識でよろしいですよ。町長の任期も来年の10月中旬ぐらいまでですよ。11月ですか、恐れ入りました。11月ですよ。私が申したいのは、先ほどの質問の趣旨は、時の町長が箱物を建てました。しかし、今、現在の町長がずっとその席に座るという保証もないですよ、申しわけないですけど。町長の任期は、来年の11月です。来年の11月以降に、新しい方が座る可能性もこれは否定できません。そのときに、その新しい町長が、おい、うちの財政状況でこども館の運営が本当にできるのか、そういうこともなきにしもあらずなんですよ。箱物を一度建てると、箱物というのは、最低でも20年、これは継続するんですよ。20年、責任を持たないといけない。建てるのは簡単ですよ。維持管理費というのは、毎年毎年人件費もかかれば、これを払っていかないといけない。町長、町長はそれでよろしいでしょう。しかし、町長の次に続く方が果たしてそれでいいのかっていうのはお考えになられたことありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お考えになられたことがありますかということじゃないで、僕は常に考えてます。私の4年間のことだけの話じゃない。常に、粕屋町の将来にわたってのことを考えてます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

粕屋町の将来は、それは失礼ですけど、我々も考えているつもりでございます。我々の立場としては、やっぱり監査的な意味合いも強いんですよ。町長のほうが事業の執行権はありますよね。我々としては、財源はどうするんですかと、既存に

ある今、老朽化対策として一度議論された、その老朽化対策はどうするんですかと、そこが詰められないままに、はい、新しいのをやっていますと、それは正直我々としても責任が持てないでしょう、将来の世代に対してですね。粕屋町に対して。ちゃんと財源を明確にして、この財源はこっから引っ張ってきますよと。中央保育所の老朽化は、23年に一度没にしましたけど、今後このような計画で進めていきますよとか、そういう指針をやっぱり出していただかんと、新しいの建てます、ああよかった、よかったとか、そういうことで、そういうレベルで、我々がいたら正直これ町民から、何や議会というふうにやっぱり感じられると思うんですよね。ちゃんとやっぱり将来世代に負担が残らんように、財源の手当てもちゃんとしていくと、そこまでのやっぱり両方向から提案をしていただかないと、あれをつくりま、必要だからです、それじゃ正直、議論の対象にもならないと思いますよ。ちゃんと財源を明示されて、議論の俎上にのせるとかそういうことは考えておられますか、今後、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今後、明らかにどういう施設で、どういう規模で、国の補助金がどれだけにはまるということが確定しましたらお知らせをしたいと思います。私は、こども館は将来にわたって負の遺産にはならない。必ず必要です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、こども館だけではなく、議論の対象はこども館だけじゃなくて、我々は厚生委員会として子どものことを管轄してる委員会なんですよね。だから、今後担当課のほうから、そういう説明は来るでしょう。ただ、我々としては、既存にある中央保育所、これは一回議論してますから、厚生委員会の中でも。それを置き去りにして、新しいことに対する議論というのはそれはいかんと。両方向を確実に方向性を持った状態で、両方同時に出して議論しましょうということを私は言っとるんです。その辺はよろしいですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央保育所問題も置き去りにしてるわけではございません。言うように、27年度

のそういう老朽化施設の計画をつくります。それ以降に方向性を決めます。置き去りにしておるわけではありません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、今年度、そういう議論がもう恐らく活発になってくるでしょう。だから、27年といわず、我々としてはやっぱり子どもを預かる委員会の立場としては、やはり中央保育所の建て替え問題も同じ土俵にのせて一緒に議論していかんと、まずこども館だけ先行議論して行って予算つけても、それは確証できないでしょう。27年度から、そういう策定をしていきますと言っても、実際にいつやるんだというのは、また先送り、先送りになってきて、問題が恐らくまた先送りになっていくと思うんですよ。だから、問題が先送りにならないように、一緒の土俵にのせて議論をさせてくださいと私は言っとるんです。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央保育所は、これは建て替えの問題が起こったのは、さきにも述べましたように、待機児童の問題が起因になって、じゃあ中央保育所を建て替えて定員を多くしていこうということで、なおかつ民間の運営でいこうということで働きかけをしたんですけども、残念ながら保護者等々の賛同が得られなかったという経緯がございます。ですから、来年は、これは大川保育所の総会が180の定員の保育所を新しくつくります。はこぶね幼稚園も80の保育園をつくります。待機児童の問題は、ここ2年、来年、再来年ぐらいまでは出ないだろうと思っております。中央保育所を置き去りにしているということではございません。そういったもともとのベースの議論の問題が今はないということです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、住民福祉部長、中央保育所は何年に建設されましたか。

◎議長（進藤啓一君）

住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

済みません、今ちょっと宙で覚えてないんですが、築35年ぐらいだと思います。  
はい。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

1979年ですね、建設。中央保育所の建物構造は、一般的に寿命はどれぐらいですか、福祉部長。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

40年と理解しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

40年。では、どうして平成23年に建て替えの議論をしたのですか。待機児童の問題はわかっています。どうしてなされたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ご存じのように、今、中央保育所を見られても、本当に雨漏りもひどく、耐用年数としては40年ですが、やっぱり建て方によって、場所によっても老朽化というのはそれぞれで、一般的には40年といわれても、そこでそれぞれの違いはあると思います。随時、修繕はやっておりますが、先ほども言いましたように、待機児童の関係もございまして、あそこを建て替えて定員を増やすというのが一番ではなかろうかということで、その当時検討されました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、毎年、修繕費が予算から出てます。それはご存じですね。耐用年数は確かに40年でしょう。ただ、今まで公共施設で40年もったのはありません、粕屋町で。それ以前に建てかえてます。粕屋町が、認可している認可保育所の施設環境と中央保育所、仲原保育所の施設環境、これは私も監査委員の立場として行かせていただきましたけど、目視してもかなり差が激しい。施設を、税金でつくった施設を大切に長持ちさせることはこれ必要です。ただし、目視してもわかるぐらいの施設の格差が物すごくあり過ぎるですね。何で町営と民間でこれまで差があるのかというのは、同じ子どもたちにとっていかがでしょうか、町長。あのような環境で保育を受

けている子どもたちのことを考えられたらいかがでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

何度も言うようでございますけども、27年、その計画をつくります。その方向で決まりましたら、できるだけ早い時期に建て替え、こども園にするなり、保育所として残すなり、方向性を決めていきたいと思えます。感じ方は議員と一緒にございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

次は、ちょっと方向性が変わりました、AEDという機器があると思うんですね。これは、心肺の停止した方をその場で救急車を呼ぶことなく蘇生させるような機器ということで、ある認可保育所の保護者会の方からご指摘を受けました。直営の保育所には設置してあるけど、民間の我々にはないと。何でそんなに差が、民間と直営では差があるのかと、そういう指摘をちょっと受けて、今後そういうことも念頭に入れながら予算のつけ方を考えていただきたいと思えます。

以上です。失礼します。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

傍聴人、傍聴人に申し上げます。傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、粕屋町議会規則の傍聴人規則によって発言できません。それが続くようでありますと、法によって退場していただくということになりますので、ご注意願います。静粛に願います。

9番久我純治議員。

（9番 久我純治君 登壇）

◎9番（久我純治君）

皆さん、おはようございます。

議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

1問目、下区公民館前の水路の改良工事について、2問目、酒殿駅裏の道路についての2問を質問します。

1問目、下区公民館前の水路の改良工事について。

梅雨、台風、暴風雨の季節が来て、梅雨に入った途端、各地で水害も起きております。粕屋町も対岸の火事とは言えません。地元の人たちの長年の懸案でした水没

しない道路、あふれかえる水路、一日も早く解決することを望んで、安心な公民館として使えることを望んでおります。改良工事はやりますと行政の返事でしたが、今後どのように進めていくのか。また、完成時期、また歩道としてのいつごろできるのかについて問います。

下区の公民館は、災害時の緊急避難場所になっておりますが、最近では天候がおかしいのか、常識外れの考えられないような雨量です。水路はあふれ、道路は陥没して、公民館に行くことはできません。今までは、この水路の件は、農業委員の承諾が必要だとか、地元の人々の要望が必要だとかということで話は進みませんでした。昨年やっと区長さんを初め、農業委員の方々が集まっていたら、この水路の計画を話したところ、水没しない道路及び水があふれない水路にしてほしい、そしてふたをするなら、安心して歩けるような歩道をつくってほしいということで話が決まりました。

下区の人口も10年前に比べれば、約倍になっております。若い人も増え、高齢者もどんどん増えております。いざ災害時にはやはり公民館を利用するのがベストと思います。近くにビルがありますが、いざというときにはビルは何か問題がありそうです。しかし、ここ数年、水路はあふれ、道路は陥没して、公民館が利用できないのが現状です。梅雨に入るや否や、日本列島各地で水害や災害が起きています。毎日毎日、テレビで映し出される本当に自然とは怖いものです。我が町もいつ起きるかわかりません。一日も早く、対策を考えてあると思いますが、現状の状況とどのくらい進みようかを尋ねます。

◎議長（進藤啓一君）

町側の町長はわかりますけども、課長さん以下、わからんのですね、手を挙げただけでは。声に出して言ってください。

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

久我議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、長者原下区の公民館前の雨水対策であると思います。平成25年度に、水路の流れを阻害していたコンクリート製の切り張りがございます。これを13カ所を撤去しております。また、道路排水をよくするために、水路と反対側、宅地側のほうに、今まで既設の内径180ミリのU字溝がございました。それを300ミリへの断面を大きくした管渠型側溝の敷設、延長125メートルの工事を行っております。そういうことで、町としても雨水に対する冠水、その軽減を図ってまいった次第でございます。

また、水路にふたをかけて歩道の整備ということでございますが、農業用水路で

ありますので、昨年議員もおっしゃられたように、地元の管理、地元の農区と行政区のほうに同意が必要と、区長さんのほうにお願いをいたしております。その同意がとれまして、1月に、区長さんより要望の提出がなされております。この水路は、歩道整備だけではなく、雨水対策として、公民館付近だけでなく、上流側からの水路改修の検討が必要でございます。そこの公民館前だけじゃなくて、全体として考えていかなくちゃいけないと思っております。そういうことで、調査も必要でございますので、実施についてはもう少し時間をいただきたいと考えております。

また、下流側にあります堰板式の井堰がございます。それもちょっとせんと、水路の流れに障害をしておりますので、それも転倒堰に改良するように検討いたしております。全然向上していないというわけではございませんで、粛々とやっていきたいと思っております。よろしくご理解お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

早急にできないっちゅうのはよくわかってるんです。ただし、近くにアパートもたくさんあります。小学生や小さな子どもが水の中でいつも遊んでおります。もし、これが増水したときに落ち込んだときに、前も言ったように、前の部長は責任は行政にありますという返事でしたが、それで済むことでしょうか。やはり、一応ガードレールはついております。ところが、田んぼ側からはすぐ入ることができません。大きな問題として、先ほど言われたように、水路の上流部に原町伊賀線が走っております。その下に水路が横断しておりますが、以前からこの水路は小さいというようなことが言われております。これは私以前に県のほうにも言うたことありますから、調べに来てあると思います。工事に入るときは、県とか話し合って、ぜひ上流のほうからやってほしいし、また期日はどうのこうのということはないんですが、ただやるからと言われて、いつできるかっちゅうたら、10年後、20年後っちゅうたら困ります。だから、ある程度の目安が立ってると思うんですね。大体計画的に何年後ぐらいにできるか、そんなことを私は答えてほしい。それだけなんです。そして、公民館がやっぱり何かあったときにすぐ使えるような状態、そして安心してあの道を歩ける状態にやってほしい、それが私の望みです。ですから、私はすぐせえということではありませんが、大体目安として何年ぐらいの予想を立ててあるか、それを聞きたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

先ほど申しましたように、今雨水対策として、役場の裏とか、フォーラムとか、上区の公民館、調整池、そういう計画を5年間で、今年、最後のほうの年になっております。そういうことも考えて、長者原の下区のほうは今年どういうふうに、補助金をもらって工事をしないとやはり予算がありませんので、そういうことを検討して、上下水道課とか道路環境整備課とか、どういうふうにしようかということ今年、検討します。実施になりましたら、予算がつくかどうか、県のほうに、国のほうに要望して、それ次第と思いますけど、今年その検討をやっているところで、実施に向けたら、2年後、3年後というふうな形になると思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私もせかすつもりはないんですが、やはり完全に安心して通れるような道、そんな公民館に変えてほしい。それが地元の要望です。私も今言うように、すぐ早急にせれっちゅうわけじゃないんですよ。ただやっぱり、できた以上は安心して、またあふれましたじゃ困りますから、いろんなシミュレーションとってもらって、そしてやっぱりみんなができてよかった、そして歩道もできてよかったと言えるような道をつくってほしい。それが、私の希望であって、みんなの望みです。

これで、2問目に移ります。

2問目、酒殿駅裏の道路についてお尋ねします。

酒殿駅前、今後区画整理に入ることになっておりますが、駅裏はかつて区画整理の話があってございましたが、いつの間にか白紙になっております。その上、周りは休耕田が増え、雑草が多く、通行しにくい。道幅も少しずつでも広げることができないものですか。

話は10年ほど前になりますが、元町長であられました小池町長時代の話です。酒殿駅前、今は酒殿駅裏ですが、の開発について、幾度か話していただきました。今でもよく覚えております。なぜだめになっておるか定かではありませんが、残念です。

2年前の話ですが、酒殿駅内のトイレの件でJ R九州に手紙を書いたところ、当時のJ R九州の加藤課長さんが酒殿駅まで来てくれました。酒殿駅のトイレは、粕屋町内のJ R駅6カ所の中で一番汚いトイレです。現状を見てもらい、今のくみ取り式から簡易用トイレに変えてほしいと要望したのですが、現在の酒殿駅の利用数約1,000名足らずの駅では、J R九州としては無人駅にしたいくらいで、改良することはできないとの返事でした。男性用トイレについては、3基あったのを2基に減らしてくれて、取り替えてはくれました。女性用トイレは、くみ取り式のため、

便所の中が見え、今にも床が抜けそうです。JR九州がだめなら、テレビコマーシャルのトイレの会社に電話して見積もりをとったところ、意外と安価で簡易用トイレのできることがわかりました。JR九州に見せたのですが、それでもJR九州は動くことはありませんでした。それでも、当時のルクルのトップの人にトイレの話をして、何かと協力してもらいたいのですがというと、防犯上の問題から従業員は酒殿駅を利用しないように指導しているということでした。それも駅周辺の防犯上の問題です。駕与丁公園に最も近く、ルクルへの唯一のJR九州の駅なのに、このありさまです。何とも言いようがありません。町としても、手の入れようがないことでしょうか、トイレの件です。

駅裏を道幅を広げようと、酒殿駅も利用する人も増えると思います。駕与丁公園に一番近い駅です。公園は、我が町がどこへ出しても誇れる公園です。行政としてもそのことはよくわかってあると思います。時々、駅裏の民家にトイレを借りに来る人がいるそうです。公園にとっても大切な駅のはずです。大切に思います。しかし、周辺の道路を少し広げる必要があると思います。いまだに、ごみ収集車さえ入ることのできない小さな道、行政としてはどのような考えがあるか、ちょっとお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

久我議員のご質問ですけど、JRの酒殿駅の整理、それにつながる道、どちらでしようかね。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

酒殿駅のトイレच्छゅうのは、もうあれで、要するにトイレも汚いし、使う人が少ないから入りづらい。道が狭いから行きづらいということで、少しは、駅の前を区画整理するんやったら、もう少し裏のほうも道広げていいやないかなच्छゅうのが私の考えです。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

酒殿駅北側の道路だと思いますけど、ちょうど古野浦池のほうから真っすぐ通ってきた道でしょうね。現況は、おおむね2.5メートルでございます。確かに狭い道でございます。拡幅ですね、地元からの要望はですね現在のところ出ておりませ

ん。まずは地元の意向が一番でございますので、酒殿区の要望なり、意見を伺いたいと思います。

また、休耕田ですけど、横に休耕田というふうな形で雑草も伸びておりますけど、そういうのも通報があったら、農業委員会より農地所有者に対して、農地の適正な管理とか、草刈り依頼文書を送付しております。また、農業委員会でも、農地パトロールとか、管理不足農地所有者に対しても同様の依頼文書も送付したりしております。

ただ、拡幅というふうになれば、買収というような形になりますんで、横の土地の所有者とか、何度か調べておるんですけど、所有者のほう相続問題とかいろいろありまして、なかなか町のほうで買収するというような形もちょっと今難しい状況でございます。

ごみ収集車が入れないということでございますけど、それはJRのほうのトンネルのほうだと思いますんで、そっちのほうは水路のほうに床版をかけて回収とかして、できるだけ入れるような形をとりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今、地元から要望が上がってないと言われたけど、再三これ上がってあるらしいんですよ。それで、私のほうへ回ってきたんですよ。これ地元から言うても言うても聞かんからということで、私のほうに来たんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

私は申してるのは、区長さんより要望書が出ていないというふうなことを申し述べています。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

言っていないかわかんけど、区長さんところでとまるらしいんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

それは、町が答えることやないので。

どうぞ発言続けてください。

◎9番（久我純治君）

だから、とにかく今言ったように、要望があってないわけやないんですよ。た

だ、どっかで切れているっちゅうことだけ覚えとってください。

それと、確かに地権者との話し合いは難しいかと思えます。しかし、区画整理に比べれば、時間とあれからすると簡単だろうと思うんですよね。相手が1件か、2件ですから。それと、駕与丁公園に立派な誇れる公園ですよ。それにつながる道があんな狭くて草ぼうぼうじゃですよ、やっぱり利用する人もおらんとですよ。今、言いよるように、私が何でトイレというて言ったかという、余りトイレが汚いから行く人が少ないんですよ、駅を使う人が。草ぼうぼうやからこそ、防犯があるんですよ。結局、ルクルにしたら、うちは使わせませんとか、頭からそんな言い方するんですよ。だから、やっぱり駅を立派にするためには、周りの道をやっぱり少し広げてやって、車での出入りがどどんでできるようにせんと、今見てくださいよ、草ぼうぼうでしょ、あの駅は。トイレ入ったことありますか。駅のことやけん関係ないかもしれませんが、やっぱり周辺をもう少し町の管理として、ましてや公園に一番近いところなんですよ。もう少し管理してやらんとですよ、あそこは野球するときなんか、何か行事のある時、必ず駐車違反で警察といつもトラブってますよね。逆に、管理棟のほうやったら、ドーム側でよって駐車場もたくさんあります。ある程度確保できます。うちのほうは、駐車場もないですよ。前、行政におった人が、うちの田んぼ、駐車場にしてもらえんかいなとか言われても、それはあんたたちで言うたらいいやないですかって、私が言うたぐらいなんですけど。だから、もう少しやっぱり行政としても、駅があるんなら、確かにJRの駅かもしれんけど、周辺はやっぱり粕屋町の土地ですから、何とかきれいにしてやってほしい。まして、駕与丁公園っっちゃ誇れる公園ですよ。だから、この前、JRの人にも言うたんやけど、ウオークラリーをわざわざ長者原から歩いてこられたから、今回全部酒殿駅にやってくださいと言うたんですよ。そしたら、いかに汚いことがようわかって、自分たちのJRの恥ということがわかって言ったんですけど、笑ってありましたけど、だけどそんな問題やないんです。あそこは、やっぱり粕屋町の窓口ですよ。ルクルにとっては。いろんな人が歩いてきて、いろんな人が使うところですから。とにかく駅の裏の整備もお願いします。そして、この駅裏は今から先、粕屋町の流れからいくと、必ずベッドタウンになります。そのときは、福岡市が誇る大濠、あそこ的高级住宅地ですよ、あれ以上のものになると思うんですよ。だから、今からやっぱり道を広げて、今後の粕屋町のことを考えてほしい。それが私の願いです。どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今、議員がおっしゃられたように、JRの駅のほうには、JRのほうに整備とか、できるだけトイレとか、そういうことを整備してくださいと、また要望を行っていきたいと思います。

また、道のほうは、議員がおっしゃいましたように、すぐ解決するんじゃないかというふうに言われましたけど、やっぱり相続問題があって、それを整理しようとしたら、すぐには本当に片づかない問題でございますので、相続ですぐ判を押していただければいいんでしょうけど、その家族のほうの問題がございますんで、なかなか1年や2年で解決するようなことじゃないんで、そこのとではちょっとそういう時間がかかるということですね。本当に拡幅というふうに言われているのは、よく理解しております。雑草のほうに関しても、気をつけてやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私たちが一方的に町行政ばかりに押しつけるわけやないんですけど、できたらと思って、私もJRのほうに手紙出したりなんたりしてするんですけど、やはり駅の周辺っちゅうのはさっき言ったように、やっぱり粕屋町の土地ですから、今後のことを思いながら、ぜひやはり長い将来のこと考えて、今の拡幅の工事のその相手方の相続の問題もあるかもしれませんが、根気強くやってほしい。そして、今から先、いい住宅地ができるようになると思いますので、ぜひ努力してほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

（9番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時05分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

11番本田芳枝議員。

（11番 本田芳枝君 登壇）

◎11番（本田芳枝君）

11番本田芳枝、通告書に従って質問いたします。

今回は、私はまとめるには余りにも私が申し上げたい量が多くて、結局まとめる

ことができませんで、質問しながら一緒につくり上げていくという形式でちょっとやれるかなというふうに思っていますので、行き届かないところとかおかしいところもたくさんあると思います。あらかじめ用意した原稿ではないので、だから行政の皆さんも忌憚なくご自分の意見をできたら言ってくだされればありがたいなと思っております。

それでは、始めます。

最初に、これちょっと見にくいですよ。きょうの毎日新聞です。糸島市が人口増加策の一環として、持ち家取得に奨励金を出しております。これが、マイホーム取得で新築か中古の住宅を取得すると、建物の固定資産相当額を商品券として3年間提供し、これに伴う市の債務負担行為は5億3,540万円という、結局、市は制度導入後の4年間で、これが導入したら900人増えるだろうと。4年間で900人ですよ。この糸島市は、合併時より、現在人口が減っております。4,281人。合併からちょっと何年か、14年たっていますけど、減っているところで、うちの町は全く逆なんです。何もしなくても、毎年1,000人、人が増える。いやいや、何もしなくてと、こういうことをですね、奨励制度をしなくても、交通の便、それから今までの行政の皆さんと議会がつくり上げたまちづくりの結果、自然に人が集まってくる、地理的条件もございます。そういうふうな町になっているという、それを皆さんとご一緒に、この前も言ったんですけど、岡垣町も同じような施策を、だから本当にいろんな町でこういうことをしております。

なぜ私がこれを申し上げたかといいますと、うちの町は、昨年より1,000人増えています。毎月、私は統計を見ているんですが、統計ごとに見ますと、そのうちの330名ほどが、ゼロ歳から11歳まで、つまり小学生の子どもたちなんです。わかります。330人が小学生の子どもたちが増えています。赤ちゃんから中学校に入る前の、だから中学生も合わせると、要するに子どもというふうにすると、もっと人口が増えていると思います。その子どもたちに対する施策をどうしたらいいか。それを皆さんで考える必要があるのではないかと。考えに考えられたあげく、町長は、こども館という構想を打ち立ててくださったと。私は、それを深く感謝しています。なぜ感謝するかといいますと、私は次世代育成支援行動計画書というのが平成17年にありますが、これの策定委員で、議員になる前です。このころから、もっと前からなんですけど、あとが言いますが、どうしても子育て支援センターが欲しい。で、計画書にも入れてもらいました。だけれども、お金がない。お金がないということで、今までそれが実現できなかったんですよ。結局、それは計画にはあるけれども、実際は財政状況を見てできなかった。わかりますか。これは、必要であるということは行政の皆様はよくご存じなんです。ところが、箱物を建てては、今

は難しいと。

なぜそうかという、これを見てください。ちょっと皆さんにわかるかどうかわかりませんが、投資的性質別歳出決算額と投資的経費、これは平成8年に60億円以上の投資的経費を使っています。つまりドーム、それから駕与丁、これが大きいと思います。その後、図書館、サンレイク、その返済をしなければいけない。それから、学校も増やさなければいけない。それから、道路ですね、607号線の整備もしなければいけない。これは22億円と言われました。で、もうちょっと待ってくれ、もうちょっと待ってくれという形で、現在まで来ています。

そうした中で、あらかじめそういった問題が片づいて、先の見通しが立ったときに、多分町長は今年の施政方針、去年から今年にかけて出されたと思うんですが、私の考えとまた違うかもしれませんが、まず町長、その辺のところ、どういうふうに考えて施政方針に出されたのか、予算化されたのか、その辺をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

子育て支援センターというのは、これは平成17年の一番最初の総合計画の基本構想の中に入っております。子育て支援の拠点施設設置を検討をしますと。それから、家庭保育支援のため、町民と行政との協働による地域子育て支援活動や子育て支援の核となる施設が望まれている。これは17年です。ところが、22年には、この施設関係は全部消えました。所管に聞きますと、金がないから表現をするなというふうに言われたそうです。そういうこの基本計画、そんな問題じゃないと思う。子どもがこんなに増えているのに、施設は必要やけども、これは消せとかねというようなことはよくないと思います。それで、平成17年には、子どもの若年層のパーセントは17%、26年4月には18.6%、1.7%も増えています。子どもの数も今現在約4,000人、約半分の子どもたちは、保育園、幼稚園、それから民間のいろんな施設には行かないで、家庭での保育をされております。そういう原資がなかったということで、公民館とか健康センターとか、いろんなところでその子どもを育てる団体がないからそうやってきた。今は9団体ぐらいあります。そしてまた、幼稚園、保育園も一時的にそういった活動もしてもらっています。やっぱり拠点がいる。それから、子どものことについてあらゆる相談ができる、親子で一緒に遊べる、御飯も一緒に食べられる、そういった施設がうちにはぜひ必要だということで、17年の基本構想にはありましたけども、22年の後期には消えましたので、17年の基本構想に立ち返って、その何とか建物をつくるだけの力はあるというふうなことで、こども館をつくらうということで立ち上がったところです。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私も同じように考えておりましたので、今の発言はとても力強いと思っています。結局、これにかかわってつくったわけですが、そのときに子育て支援センターを1カ所つくるという計画はあったんですね。でも、場所がないからということで、保育園、認可保育園ですね、私立の、そこに併設する子育て支援センターならできるといって、今それが3つあります。でも、やっぱりそれでは不十分なことが多くて、粕屋町の子育ての核にはやっぱり各保育園を中心にした事業になりますので、ならない。ずっとボランティア活動をしながらか、その必要性を本当に考えて、また行政にもその都度申し上げてきたんですが、大きな財政事業というところで断念いたしておりました。

それで、この必要性というのは今度は水上部長にお尋ねしたいんですが、子育て、うちの町は子育て支援ということに関しては、就学前ですね、幼稚園と保育園をちゃんとしてるからいいじゃないかと、子どもは地域で育てよう、両親が育てればいいじゃないかっていうふうな長い考えがございまして、託児のこととか、核家族による子育て不安とか、そういったものを幾ら私が訴えても、行政の当時の皆さんはなかなかうんと、そうだろうなって言うてくださる方は少なかったんですね。でも、周りの地域はたくさん子育て支援センターができて、先ほどの発言で、隣があるからうちもほしいじゃなくて、周りはたくさんあるんですよ。郡内でも県内でも。そういう施設はたくさんあって、うちがないだけなんです。その辺の事情を私は自分が申し上げるのがちょっと足りなかったなあと思っているところですが、そういった中でうちの町が子育て支援課をつくったのは、幼稚園と保育園と一緒にするということで、最初の係長を水上部長が多分されたと思いますが、そして今部長として、こういうことに携わっておられますが、先ほどの質問の中で、それなりの答えをさせていただいたんですけど、今、福祉部長として、私の質問の中に粕屋町におけるこども館の必要性について、具体的にその流れの中でご自分の職務の中で感じられたこと、そして今後のこともしながらかちょっと言っていたらありがたいですが。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

先ほど町長が申しましたのとダブるかもしれません。粕屋町の就学前人口は4,000人ほどです。このうち、幼稚園、保育園どこにも通っておられないお子さん

が2,000人ほどいらっしゃいます。町では、親子オープンルーム、つどいの広場、それから地域子育て支援拠点事業など、保護者や子ども同士の交流や子育てについての学習のためのさまざまな事業を実施していますが、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査及び会議の中で、先ほども申しました雨の日でも自由に遊べる室内型の遊び場、子どもや親子が安心して集まり、遊べる場をつくってほしいなどの要望も多く、今後、就学前人口の増加や核家族化のさらなる進行が予想されるため、子育て支援、相談とか関連情報の収集、発信、子育てサークル等の育成、活動支援、そのようなものの核となる施設が必要と考えています。以前、その子育て支援センターが必要でないというような、ちょっとお話があったかと思いますが、子育て支援センターというのができないので、じゃあ建物は建てられないけど、その必要っていうのは、もちろん議員さんもそうですけど、私も必要だと思ってました。それで、駕与丁の公民館をお借りして、つどいの広場を実施したり、私立の保育所ができるごとに子育て支援事業をしていただく。町立の保育所も子育て支援をしていただくというようなことをしてきたと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、話を先に進めます。

先ほどニーズ調査の話が出てきたと思います。私は、実は昨日、このニーズ調査の結果を知りたいと申しましたら、まだ公にできないと。ただ、子ども・子育て会議の中では、それは去年3月に公表されておられるようですが、私はここに議会も行政もそういうことを認知するという、足りない部分があったんじゃないかと思います。どうしてかといいますと、昨年の予算に、この子ども・子育て支援事業計画策定につき、ニーズ調査も含めて257万3,000円、予算をつけております。予算をつけているから、その内容を議会も当然知るべきだし、だから3月には議会がそれを話を聞くべきだったんですけど、そこまで話が行ってなくて、私はその結果が知りたかったんですけど、先ほど水上部長が言ってくださったので、余りいい結果じゃなかったのかなと思ったんですけど、昨日これはもう住民の皆さんに配ってるからということにいただいて、内容を見ました。ただ、驚いたのは、これの回収率が60%、ともに60%以上なんです。後で申しますが、食育のときに言いますけど、健康21ですかね、あれで計画を立てたと思うんですけど、あれの回収率は31%なんです。いかに今の時世で、子育てに関心が不可避か、あるいは若いお母さん、お父さんが要望が高いかということがわかるわけですが、去年の事業の結果をいまだに6月のこの時点でみんなわかっていない。しかも、そのことを前提に事業を進めてあ

るはずなのに、その数値すらも私の分は知らない。あるいは、明らかにされないってというのは、やっぱりちょっとどこかおかしいかなというふうに思います。やっぱり一般の町民の皆さんのニーズがわかった上で、そのニーズを粕屋町としていかに料理していくか。もう完全にそのニーズを全部あれもいいですよ、これもいいですよじゃなくて、粕屋町の財政あるいは地域の条件に沿った形で、それを加工して、じゃあ粕屋町としてはどうしたらいいかということ行政の皆さんは考えないといけないし、それに対して議会は応援をするという立場にあるんです。ところが、こういう情報が明らかにされていないから、やっぱりどっかで行き違いがある。もちろん私の力不足もあります。私は、子育て支援をするために町会議員になったような人間なんですけど、なかなかうまくいかないの、違うほう、情報開示も私は自分の施策の一つなんですけど、いろんなことを言っていて、やっとここで因町長がその話を前面に出してくれたっていうんで、私はここでぜひ皆さんと一緒に考えていきたい。粕屋町にとってそれは必要なんだと。なぜ進まなかったかといいますと、実は子育て支援課、今、子ども未来課ですけど、そこに専門の係がないんですよ。長いこと子育て支援係は、主に保育所、それから幼稚園のことを中心に、もう実務が煩雑です。もう本当に仕事が多い。昨年、歳入予算は6億1,000、これは子ども未来課、歳出予算は11億円です。今年なんかは、15億円です。それを子ども未来課の人たちが一生懸命やっておられる。ちなみに地域振興課は1億7,800万円。これ申しわけないけど、地域振興課に、いかに子ども未来課の事業が多かったか。これが表になかなか子育て支援を前面に出せなかったか。その原因は、私は係にあったと思う。その係もやっと因町長が、ここで今回増やしてくださって、係をつくってくれました。だから、今後これは進むと思います。

ただ、子どもはやっぱり財政のことも考えないといけないと思います。皆さん、平成17年度あるいは20年度ぐらいから、今の粕屋町の町の税金はどのくらい増えたと思います。私もちらっとその税金担当じゃないからわからないですけど、10億円は増えています。いいですか。10億円増えて、それから道路が必要ない。学校もある程度、今度できますよね。大きな支出というのは今から、そういうことも含めて土地開発公社に6億円もの補助金を出されたのかなと思いますけど、それでPFIには68億円、債務負担、これ15で割ると4億5,000万円、15年間ですよ。68億円にはならないと思います、競争の原理が働いて。5億は下がるでしょう。そうすると、4億2,000万円は15年間払うんですよ。それに比べたら、このこども館のこういう予算というのは大したことない。私はどんどんつくってもらいたい。それで、どんどん税収を増やすような、そして子どもが元気な町は、粕屋町、すごい町になると思うんです。

8日の生涯学習のところで、講師の方が、文部大臣賞もらった方が、東京で、粕屋町ってすごい町ですねって、生き生きとした町、ボランティア活動の盛んな町なんですねって、すごく評価していただいたというのをお話しなさいました。それから、同じく親子サロンの原町の公民館でされた方もお話しなさいました。ともにボランティアです。私は、これは私の解釈ですが、ボランティアがそこまで頑張ったのは、実は図書館にボランティア活動の場があるんです、クラフトルームという。これは図書館をつくる時にどうしてもそれをつくってほしいと。その状況では無理だったんですが、当時の町長が頑張ってくださいって、設計変更してつくってくださいました。それでボランティアがここまで頑張ってきた。そういった意味で、このこども館は、私は大きな施設はそんなにわからないですよ、けども核となる施設、せめてボランティアが集っているんなことを考えられる、あるいはネットワークのいろんな箇所をあそこはこう、ここはこうという話し合えるようなそういう場所をぜひつくっていただきたい。そういった意味で、ぜひこれをお願いしたいというふうに思っていますが、町長の今後のそういうことに関する私の今話したことに対するお考えはいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、本田議員が、本田さんとしての考え方を申されました。子育てに対しての考え方は私も一緒です。今、粕屋町では、一番必要な施設はこども館だ、そして、児童館を含めた施設だとひしひしと感じております。

なお、先般ありました生涯学習研究会の中でも、子育てのチームがこれだけ多く育っているというのは、逆に僕は施設がなかったから育ったのかなというふうな気持ち、今そういったボランティア、支援する団体はいろいろ数多くありますので、今つくればこれを有効に活用していただけるというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

施設がなかったからこれだけ頑張ったのかなっていうお話がございましたが、確かにそれもあります。何とかしてそれをしたいと。でも、その根底には、実は粕屋町の職員、保育士さんの並々ならぬ尽力があったんですね。職員だから当たり前と言われれば、それはそうなんですけれども、その職員のその人材を生かせる場っていうのがございました。それは、子育て応援団の中でも、最初から本当に力を出してくださった。今も親子サロンのああいう方たちは、研修は誰から受けているかと

いうと、実は保育所、今の町立保育所の保育士さんが研修をしてあるんです。そういうのは、表に出ないんですよ。だけでも、それはもう限界なんです。だから、やっぱり施設が要る。それから、ボランティアがいろんなボランティアをして、子育てだけではなくて、図書館もしている、あるいは。福祉協議会にも加わっている。そういったボランティアの方がたくさんいますので、そういったボランティアの研修がいろいろできて、これはちょっとそのときも言われたけど、なかなか研修ができないというふうなことを言われたんですけど、実際そうなんですけど、それでも何とか頑張ってここまで来ました。だから、ボランティアと職員の力、それから場の力、そういうものが全て重なって、今のような活動ができたと思うんですけど、私の考えではそれが限界です。

それからもう一つ、実は子育て支援の経費のことですが、15億円ある中で、私立保育所と私立新設の保育所が、合わせて今年度が8億5,000万円ほど使います。それから、幼稚園の運営費と保育園の運営費と、それから幼稚園奨励費で2億7,000万円ほど使います。それから、全員職員ですね、子ども未来課、保育所、幼稚園の職員で3億2,000万円。これ合わせると14億4,000万円なんです。残りの15億円何ぼのうちの、私が計算した6,591万円が子育て支援事業なんです。ところが、驚くことなかれ、この中の大きな費用は、実は地域の子育て支援拠点事業の私立の保育園に3園、それから一時保育事業、これも私立の保育園に行ってます。その金額が73%なんです。あとの残りが、粕屋町がボランティアを使ってやっている事業なんです。だから、私この金額をもっと違う形で生かせると。それは、やっぱり子育て支援センターみたいなものを使って、ある程度職員、どのような形になるかわかりませんよ。だけど、いろんな相談、ここの相談とか悩み、一般のお母さん方の、数字に出てこないんですよ、私立なので。どういった相談を保育士にさせているか。その保育士がどういったほうにそれをつなげているか。ほかの粕屋町のいろんな健康福祉課とかいろんなところ、学校とかね、そういうものにつなげているかの数字が出てこないんですよ。まだ、実際、そういうノウハウがないと、支援というか相談できませんよね。だから、その場所として、お見えになった方をリラックスして、子育ての悩みに対して答えることはできるけれども、その根本原因というのは解決はできない。そういった費用がそっちのほうに流れている。それがもったいない。で、核となったうちの子育て支援事業ができれば、今、確かに駕与丁にあるんですけど、土日がないんです。朝10時から3時まで。借り場所なので、駕与丁の公民館の駕与丁区の方に大変ご迷惑かけているという状況なんです。だから、物をおもちゃでも置く場所が非常に限られている。そういった中でしていますので、この予算の面からも、現在の状況の面からも、いろんな意味でこのこども館

というのは必要です。ただ、私、行政の皆さんに申し上げたいけれども、先ほどのこれ、こういうものをせっかく調査をしてそれなりの数字が出ているんだったら、もっと大きく声を出して、これはもう町民の誰かわからない2,000人対象のうちの何人かの方たちが、だからともに60%の方たちが出されているので、本当にニーズですね。該当者じゃない可能性もありますけどね。子どもを対象に、ちょっとその辺が私もはっきりしないんですが、それを生かしたことをしてほしい。しかも、うちは大体公債費は11億円ぐらいですよ、返還が。今からも、大体。新しい事業を入れても11億円ぐらいの公債費の予定ではないでしょうかね、経営政策課の課長。ちょっとその辺、ちらっと、今後の公債費の予定はどうですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

返済の予定として出しておる分は、10億円、11億円前後となっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

粕屋町は、今よりも税収が少ないときでも17億円出していました。返済に充てていました。それがいいとは限らないですよ。ただ、やっぱりある程度投資をして、よりよいものをつくって、住民の皆さんに還元する。借金かもしれない。でも、やっぱりやるべきことはやる。しかも、子どもに投資するということは、日本の未来に投資するということだと私は思っています。こういったら高齢者の方に失礼かもしれないんですけど、高齢者の方も本当に今まで一生懸命生きてこられたから大切にしてくださいとお願いしたいと思うんですが、それとは別に、やっぱり子ども、日本の将来、そういったことを踏まえて、やっぱり子どもが健やかに育つ。そのためには親ですよ。その親が、この間の8日の表現の中に、親の笑顔が子どもの笑顔をつくる。あるいは、うちのわっしょいフェスタも笑顔がテーマでしたね。だから、その笑顔を笑ってにっこりと暮らしていただくために、子育てにしてください。このこども館は、本当に必要な事業だと思っています。

じゃあ、今後のことも踏まえて水上住民福祉部長、今後の予定とか、それは、今のところ場所も未定という、全然わかってないですよ。ただ、やっぱり構想がある程度あるから、1,000万円という数字が出ていると思うんです。それで、その構想は変わりますよね。今後、皆さんと話して、状況も話して、変わるとかわると思うんですけど、現在の私が2番目に質問している、どんな機能を持つ施設を建設する予定なのか。これを答えていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

子育て支援センター機能といたしまして、子育て中の親や支援する人のコミュニケーションの場の提供、もちろんボランティアの活動、推進、それから子育て中の親の相談窓口、それから子どもが安全で安心して過ごせる場の提供をします。それから、ファミリー・サポート・センター事業の事務所もこちらのほうにと、まだもちろんたくさんありますけど、一応そういうふうな子育て支援センターの機能、それから児童館機能、これは子どもが家庭や学校以外の場所で過ごせる居場所の提供、それから子どもの健全育成を推進するというので、大まかではありますが、そういうことを考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の子どもの居場所といたしますか、それに相当する年齢層はどのくらいですか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

こども館機能ですので、ゼロ歳から18歳までということになっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それもなかなかうちの町では、そういう答えが返ってくるということはなかったんですね。地域で子どもは育つものだと思って、皆さんいらっしゃいますが、今の社会状況の中で子どもは本当に困っていることが多い。で、混乱しています。その混乱を見る親は、一層ふびんでたまらない。だから、逆に厳しくなったり、逆に放任ですか、そういうことがあって、もったいないですよ。出生率が低い、やっと生まれた子どもさんがそういう形で育つ。本当にアドバイスとか、ちょっとした居場所があれば、それができるというふうに思うんですが、ここで教育長のほうに話を振ります。

実は、私はこの数字を見て明らかになったんですが、子どもが、就学前の子どもはどんどん増えていると。私もブックスタートしてますから、一時900人も増えそうだと。実際、900人になったことないんですけどね。そういう話もあって、対応できる人数が限られてますので、困ったなと思った時期もあったんですけど、そし

たら今、昨年と今年比べますと、50人増えているだけなんです。ところが、小学生は先ほど申しましたように、330人増えているんです。今、学校の施設、教室は一生懸命考えて、今日も私ども議員は視察に行くんですけど。だけどそれ以外の放課後の子どもたち、その居場所、あるいは教育相談、不登校のお話が出ておりますが、親御さんに対する相談、それは確かに今やっております。でも、不十分かどうか、それはわからない。それこそ、近隣の町に比べたら、そういうことはとても私は、ハード面はかなり本当によくしていただくようになったんですけど、ソフト面ですね、それはちょっとまだ私にとっては不十分かなと思うところがあります。でも、一気に何でもこれもあれもというわけにはいかないのです、私の力不足もあるんですが、今後そういう方面からお話をしようと思っておりますが、放課後の子どもあるいは長期の休みの子どものその対策、そういうことに関しては教育長はどういうふうにご考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

通告書になかったのですが、本田議員の話聞くだけになっておりましたが、教育基本法ができて、今まで教育は全て学校の責任になってきましたが、学校の現場の先生方の姿を見ますと、もう精いっぱいというあえぎ声が聞こえてまいります。そこで、文科省は、家庭・学校・地域という文言を発表いたしました。教育の一義的な責任は保護者にあるということが教育基本法で確認されましたが、現実的にはまだまだやっぱり学校の責任になっております。そこをどう耕していくかというのが教育委員会の仕事じゃないかなと思って、昨年からは地域にお力をおかりしようということで、寺子屋事業を始めたり、PTAの活動を今度PTAが発表しますが、PTAの方々にもう少しご尽力願えないかというところで、今、声かけをしてるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

通告書になかったの聞いていましたとおっしゃいましたが、そこも私、行政のちょっと連携が足りないかなと。先ほどの水上部長の話では、結局、18歳までですよ、対象がね。その中に、小学生と中学校、結構な人数がありますよね。だから、この子育て支援センターとこども館が児童館の機能があるこども館を建てようと町長が思われたときに、教育委員会はどうかというの、私、興味がありました。でも、今の要旨ではわかりませんよね、まだその辺が今後どうなるかね。だ

けども、学校は教育の現場です。でも、その教育を子どもたちが授業を受けるのは、家庭の力あってこそ、家庭が円満で、お金はなくてもいいんですよ、その親御さんが教育に熱心であれば、子どもの生活をきちんとフォローしてあげれば、子どもたちはすくすく育つという、これも読書活動の結果で出ています。今、二極化していて、非常に高学歴のところ、あるいは優秀なところの子どもさんは学力が高く、そうじゃないところは低いという、そういう結果が出ていますが、ある読書調査で、家庭で読み聞かせをきちんとしておられる、その収入は高くないような家庭でも、子どもたちはすくすく育っているという結果が出ています。その親を支援するのは、小学校の親を支援するのは教育委員会ではありませんか。学校教育と社会教育と、2つ合わせて、親御さんを支援する。その辺は、教育長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

もちろん、社会教育の場面では、学校教育の場面でも、親を支援する仕事を教育委員会は考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

具体策がないんですね。やっぱり具体的に物事を進めていかないといけない、幾ら理念だけ言っても、現実に物が進まなかったら、何もならないし、例えば私これ今、ここで一般質問させていただいていますが、この1時間に幾らお金が税金がかかっているのでしょうか。私たちは、この税金を生かさないといけないんですね。職員の皆さんのお給料も、それから私どもの報酬も、この場の、それから光熱費も、全部税金です。だから、せっかく質問をするんやったら、それに対してきちんと答えていただくし、もちろん答えはあると思うんですね。だけど、変なこと言っちゃいけないとか、そういうお考えもあるかもわからないけど、やっぱりここは議会と行政が一緒になって物事を、私は実は例えば篠栗とかはこども館、児童館があったり、うち福岡市は非常に少ない、1館しかないんですけどね。そういうところがあって、それはすごくいいなと思って横目で見ていたところなんですけど、やっとな行政のほうが、首長部局がそういう提案を出してきてくださったので、教育委員会としてもぜひそれを一緒になって、子ども・子育て会議のプランは、学童保育のことは入っていますけれども、それもあわせてしていただきたいということで、教育

長、思いがあると思うのでおっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

言わせていただきます。ありがとうございます。

具体的に申し上げますと、PTA活動なんです。今年、PTA活動、PTA総会の前の日に、教育委員会に電話が一本入りました。PTA活動、PTAという組織が必要ですかと、もう要らないんじゃないですかという電話です。保護者の方でしょう。私は今PTA活動が非常に問われている大事なときじゃないかなと思っています。PTAの家庭学級、学年委員会というのがありますが、そこで保護者の親としての責任を果たす。家庭教育学級とかということで、親の仕事とは何かということですね、親子の愛情とか、家庭でのしつけとか、基本的なことがそこで話し合わなければならない。それが今抜けているので、家庭の問題が大きく格差が開いているということですね。

それから、地域の問題にしても、地域委員会というのがありますので、地域が今度、夏休みの前に集まってラジオ体操をしたり、公園で遊んだり、水泳に連れていったり、今そういう大きな問題になってるときに、その基本的なPTA活動組織そのものが要るのかと、もう要らないんじゃないかという、それどうしてですかと聞きますと、やっぱり仕事が忙しい、毎日の生活に追われているというのが、子育て世代のお父さん、お母さんたちの苦しい状況でございます。私はここで辛抱して、何とかPTAの役員さん方中心に、PTA活動、もう一度盛り上げていただいて、心豊かな粕屋の子どもをつくらせていきたいために協力していただきたいと思います。しているわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

本当に教育委員会も一生懸命頑張って、多分して下さると思います。

それで、最後ですが、この質問の最後ですが、実は今日、4冊持ってまいりまして、もう私がずっとかかわって、これはかかわっていないんですけど、これを策定するときは傍聴ができなくて、いろんな問題があったんですけど、決して今始まって、今出てきた問題ではない。もう十何年の粕屋町の中でその必要性を大にして言いたかった、行政の職員と住民がいるということで、やっとそれを因町長が拾い上げてくださったと私は考えて、1問目の質問は終わります。

それから、2問目です。

片づけていたら、どこに行ったかわからないという、はい、2問目を行きます。

男女共同参画の審議会が今度できましたけれども、それについて今から策定をされ、それも予算をつけていただいて、これも長年の思いだったんですけど、やっとここに来たなという感じがいたします。それで、まず行政のほうで総務部長に、今回予算をつけていただいたその流れの中で、お話を通告書にある内容でしていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

本田議員にお答えいたします。

まず、1番目の何のために計画が必要なのかというふうなお答えでございますが、男女共同参画の必要性についてでございますが、3月議会施政方針でもありましたように、男性も女性も全ての個人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会が確保され、その機能、個性を十分発揮できる男女共同参画社会の実現は国民的な課題であり、国の成長戦略の検討方針では我が国最大の潜在力であります女性の力を最大限発揮させるというふうなうたわれております。この女性の力を最大限発揮させるとは、女性が積極的に社会に進出することを妨げることなく、その環境を整備し、家庭においても対等な家族、構成員として活躍することができる社会の実現ということではないでしょうか。

また、共同参画とは、男女が持ち合わせる能力や個性を社会活動や経済活動、そして家族としての役割を果たしながら、地域活動や学習活動にその力を発揮できるための社会づくり、さらに互いを尊重し、性別の枠にとらわれることなく、能力を発揮できる社会を実現することだと考えております。

県内の自治体では、多くは策定されておりますが、粕屋町におきましても、安心・安全なまちづくりをさらに推進していくためには、町民の皆さんが住みなれた粕屋町をより愛することはもちろん、この性別にとらわれることなく、生き生きとした、充実した生活を送ることができるような男女共同参画社会の実現が、これから先、不可欠な施策と考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

続いて、2問もお願いします。

◎総務部長（八尋悟郎君）

続けて、2番目の質問にお答えいたします。

2番目の質問は、男女共同参画の視点からの町の課題にどう取り組むのかというふうな非常に難しい問題でございます。

先ほど男女共同参画の概念についてお答えいたしました。その根底には少子・高齢化問題がございます。近い将来に、高齢者の比率が増え、若い就労人口が減少するというものでございます。働く者が減少することは、日本経済が衰退し、よって社会を支える体制が弱体化し、近い将来、国や地方の運営危機が心配されております。町の課題というより、むしろ国家的な課題でありますので、国、自治体、地域、企業が一体となって進めていく必要がございます。

それでは、その対策はどうするのか。高齢者、生涯現役社会の実現、さらなる増税など、いろいろ考えられますが、男女を問わず、社会貢献していくことが不可欠であり、現実的な施策でないかと思われ。これには、欧米、先進諸国に比べて、日本の女性の就業率が低いことが挙げられます。日本の女性就業率について申し上げますと、15歳から20歳ぐらいまで増加してまいります。それから結婚、出産、育児を契機に、30歳代後半まで下がってまいります。その後、上昇に転じますが、このM字カーブの溝を埋めることが必要であると思っております。これは、これまで男は仕事、女は家庭というふうな日本の慣行がございます。

そこで、これらにどう取り組むかの質問でございますが、1番目は、行政、家庭、地域での子育て環境の整備でございます。行政におきましては、保育所、子育て相談等の子育て支援の充実であります。家庭においては、核家族化が進行し、両親の子育て協力が得られない状況でございますので、配偶者男性に長時間労働の問題がございますけれども、子育て、家事、地域活動に参加してもらう必要がございます。

2番目は、雇用についてでございます。

40歳から再就職される方が多いわけですが、パート等で非正規採用者が多く、待遇はよくないと聞いております。雇用者には、その改善と、能力ある女性には積極的に管理職の登用を行い、働きがいのある職場形成が必要でございます。

3番目が、行政や地域活動への参画でございます。

行政委員会や審議会委員へ参画し、多様な意思が政治社会の政策、方針決定に公平公正に反映され、均等な利益をもたらさなければなりません。地域活動におきましても、女性という特性を生かした業務、または性別を問わず活動できる業務の範囲で、地域防災や消防活動などにも今後検討していくことが考えられます。

粕屋町の男女共同参画行動計画は、やっとスタートラインになったばかりです。この1年かけて、住民実態調査、集計、分析、その他結果を受けて、策定委員会の審議を重ねてまいります。また、庁舎内におきましても、職員研修や推進体制づく

りをいたします。その後の各課ヒアリングを通じ、具体的な行動計画を示される予定となっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

とてもすばらしい内容でしたが、ちょっと棒読みなのが気になって、実はこの男女共同参画って結構難しいんですね。結構ややこしい。私も最初のころは結構言うてたんですけど、広がらない。全体にですね。なかなかこれが広がらない。どうしてなのかなと思ひながら、現在まで来ています。それで、条例をつくっても、行動計画をつくっても、ある程度皆さん熱心にされるけれども、それが続かない。というのは、他の福岡、もっと違うところもあるかもしれないんですけど、あります。国が、また再び女性の力をと。つまり労働人口が非常に減っていますので、本当にもったいないということで、女性が働ける、そうすると国としても助かりますよね、経済効果がそれで出てくるということで。それで、託児所とか学童保育を一生懸命言ってますけれど、うちの町で、この行動計画をつくろう、うちの町らしいものをつくろうというふうに、多分おくれればせながら決められた、その町長の思ひもあると思うんですが、大方の行政的な視点からの今の考えはわかりましたが、町長はその辺はどういうふうに思っておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

男女共同参画条例、これはその前の行動計画をつくろうと言うことをしておるわけでございますけれども、今おっしゃるように、やっぱりつくったものがなかなか広がらない。それで、行動計画の段階で、きちっとやっぱり町の実態を掌握して、どこを伸ばせばこれは広がるかといったようなポイントをしっかりと握ったところで作成をするようにということでしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それも実は、こういう資料があるんですけど、男女共同参画社会推進に係る女性支援を考える会というところが、提言書を平成14年に出しております。それを事務局が、福祉課課長、因清範と書いておられまして、私はこの策定委員に絵本を、父親も絵本と一緒に子育てをしようという、そういう内容を書いて、策定委員になった。それはちょっといろいろあるんですけど、そういうところで、だからなおさ

ら思いが深い。そして、やっぱり子育てに関して、うちの町は子育て世代が多いし、課題も多いので、それを中心とした行動計画をつくっていただけるような内容を、そこが私、粕屋町らしさ、そしてまたこの行動計画、あるいはその条例が生きるというところじゃないかなと思うんです。これは、今後審議会で皆さんが話し合われて、そこでいろいろ考えられると、2年ぐらいかけてされるのかな。1年ですかね。その辺はちょっとわかりませんが、今からのことなので、これは楽しみに、つくった計画が絵に描いた餅にならないように、私もできるところで勉強をして、自分なりの考えをこういう場でお伝えできたらと思っていますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、最後に行きます。

実は、これも今どうこうという課題ではないんですね。でも、今後必要なことだろうと思うので、ちょっと時間が7分しかないんですが、これは町長にぜひ、どうしてかといいますと、これは教育委員会だけではなくって、ほかの課とも関係があるし、それこそ4万5,000人対象の計画です。だから、その辺を町長にお聞きしたいという思いで、これに書いています。

その発端がここに書いていますように、5月に公表されたPFI方式による学校給食共同調理場整備運営事業の要求水準書の中身ですね、その中で食育推進計画の作成はと、これは事業者に求めているんですよ。水準書の中で、施設整備業務において町が期待する事項と、事業者にですね。その後、地域社会における地産、流通産業、食文化など、それらの恵沢の理解、教育、啓発に努め、児童・生徒と地域社会を結ぶ場とした計画とすることとありますが、まずこちら側の理念、計画があつての事業者選定と考えますが、それに相当する基本計画が町にはありません。今のやり方では、15年間、必要最大68億円は用意するので、施設整備、開業準備、維持管理、運營業務などの提案を受け付け、選定した事業者に全てを任せるという流れのような気がいたします。町民の皆さんから町の運営を任されている粕屋町という自治体のプライドにかけても、まず町の方針を明確にした食育推進計画を早急に策定する必要があるのではというふうに思っていますが、どうお考えになりますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

食育推進計画の策定についてでございますけども、あるいは聞き及ぶところによりますと、食育推進計画をつくってるのは7団体ほどしかない。なぜならば、健

康かすや21というのをつくりました。そういった健康づくりについての計画がない自治体がこれをつくっているというようなことを聞いております。健康かすや21の中では、食育の問題も触れております。しかし、その計画としてのきちっとしたものはうたっていない。今後、7団体の計画等を調査いたしまして、先ほどおっしゃいますように、給食センターも建て替えますので、必要とあれば早急に取り組みをさせたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

7団体というのは、福岡県における自治体の数ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長、これは県内かな……。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

申しわけありません。60市町村のうち、20市町でつくっております。

◎町長（因 清範君）

別の、間違いでしょう。私の聞き違いです。福祉部長が言っておりますように、27団体あるということですので、十分調査をいたしまして……。20団体、20団体かな。

◎議長（進藤啓一君）

時間がたちますからどうぞ。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

7団体といいますのは、条例をつくっているのが7団体ということで、町長はそれで答えられたと思います。計画をつくっているのは、60市町村のうち20市町村がつくっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

この20、計画をつくっている自治体と7団体の自治体、条例ですかね、国はこれをつくるように進めていると思います。男女共同参画も同じなんですけれど。熱心な地域は、どちらかと言えば農業が盛んな地域が割と熱心に計画をして、条例もつ

くって、その地産地消という立場からやっているところが多いようでございます。それでね、ほかを見て考えますとおっしゃいましたが、P F Iをやっている自治体が、福岡県では福岡市と久留米とうちだけですよね、今。そのP F Iという事業をする自治体ならば、なおさらこういう計画が必要です。その辺の認識を町長にちょっとお尋ねしたいんですが、おわかりになるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

P F I 事業、これは学校給食センターでございしますが、要求水準書の中で提示しておりますのは、あくまでその給食センターの内部の食育活動について提案を募集しております。したがって、町域全体の食育計画につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、さまざまな関係の方に、もちろん職員がまず核になりますが集まってプロジェクトチームを立ち上げて、その計画を今から練ってまいります。おくれはせすけども、それは今後努力します。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

時間がないので早く言いますが、実は健康かすや21が策定した計画が、そこに小さいころから栄養や食生活に興味を持つよう食育を行いますと、これで書いてあります。それから、学校の現場で、生活に関する実態調査で、朝食で食べるものは、朝食は食べていますかと、そういうアンケートはいつも、これは毎月じゃないかなと思うんですが、出してあります。なぜ食べることが大事なのか。学校給食はあくまでもその一部分なんです。そういう町全体の計画あるいは考えがないと、そうした中でこの部分だけをP F Iに頼むと、そういう姿勢がないと、68億円もかけた意味がないと私は考えています。もう時間が切れましたので、今後このことについてはまたいろいろ皆さんに提案をしていきたいと思えます。

以上でございます。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後0時06分)

(再開 午後0時50分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

12番山脇秀隆議員。

(12番 山脇秀隆君 登壇)

◎12番(山脇秀隆君)

12番山脇秀隆でございます。

今日、最後になりますので、しばらくの間聞いていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

通告書に従い、質問をしてみたいと思います。

早速本題に入ります。

町長は、平成26年度施政方針で、子育て支援施策の一環として、(仮称)こども館を建設することをうたわれ、こども館整備事業費設計委託料を1,000万円計上しております。建設時期は、来年、平成27年と、さきに行われました生涯学習研修会の席上で公にされましたが、その詳細な中身についてはいまだはっきりとした形や建設時期、建設場所さえ決まっていないのが現状のようであります。町長のこども館建設にける思いと、なぜこども館なのか、どのようなこども館をつくろうとするのか、粕屋町にとってふさわしいこども館とは何か、そのあたりの町長の考え方ははっきりと聞きたいというふうに思います。

町長の公約であるこども館建設について質問いたします。

その前に、4番目に、もうこども館の質問に対しての質問になりますが、こども館と児童館の違いというのをちょっと確認させていただきたいなど。こども館の使い方と児童館の使い方が、ちょっと若干イメージ的に違うような認識をちょっと、今までの答弁を聞いてて感じているのでこども館と児童館、どう違うのか。もしくは同じなのか。その辺のことをちょっとはっきりさせておきたいので、まずそこから聞きたいと思います。町長、お願いします。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因 清範君)

こども館と児童館は、法律が違います。それから、児童館というのは18歳までが対象です。児童館は18歳までが対象、こども館というのは未就学児童、主に未就学児童を対象としています。子育て支援とか、そういった支援者の交流の場、それから子育てについての相談ができる、子どもも親も一緒に遊べる、それから今、子ども・子育ての支援団体がたくさんありますが、そこら辺のそういう方たちもそこで交流をして、より一層のスキルアップ、情報交換をして、地域での活動の役に立ててもらおう等々でございます。あと、やはり今、子どもは4,000人、それから半分は幼稚園とか保育園とか、そういった施設に行っておりません。ほとんどが家庭、そ

れから今、子育てのサークルの中で、例えば駕与丁の公民館とか健康センターとか、そういったものはばらばらのところで、これはこれで地域としての役割で必要なものだと思います。あと、核となる施設がどうしても必要だということで、今回こども館をつくるようにしたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

済みません、ちょっとまた認識が、今までの質問を聞いて、また違うのかな、ちょっと確認をしたいと思います。

住民福祉部長は、本田議員の質問の中で、今回はゼロ歳から18歳までを対象としたというふうに聞いた記憶があるんですが、今町長はこども館は就学前までというお話でしたので、その辺のちょっと整合性聞いていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

こども館、これは仮称でございます。住民福祉部長が先ほど若干言いましたけども、児童館というのは18歳までが対象です。その児童館だけではなく、今町長が言いましたように、子育て支援をできる施設を一緒につくりたいと。児童館と子育て支援施設、総称してこども館ということで、そうすると未就学児童も含めますので、ゼロ歳から18歳という認識でございます。

◎議長（進藤啓一君）

住民育児部長は、その今の午前の発言と、副町長のあれでよろしいですか。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

はい、結構です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

済みません。頭から転んでます。ちょっと意図がはっきりしないので、もう一回ちょっと確認をさせていただきたいと思います。児童館の機能、要するにこれはガイドラインがあるんですね。その中には、子育て支援活動の拠点というふうにあるんですね、児童館のガイドライン、国がつくったガイドラインの中にですね。だから、その今副町長が言われたこども館も含めたというんですね、これ子育て支援だそうですね。その機能もあわせ持ったのは、私は児童館というふうに、国がガイドライン決めてると思うんですが、この辺のガイドライン、これ平成23年3月に策定

されてるんですね、児童館のガイドラインというのが。この辺の整合性は、ちょっとどうなってますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

住民福祉部長がお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

こども館は、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設及び同法21条の区の規定に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設。済みません、ちょっと言い方が。まず、児童館は、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設、そして子育て支援センターは、21条9の規定に基づく子育て支援拠点事業ということでなっております。それで、先ほど申しました子育て支援センター機能、これは主に就学前後を対象にしております。児童館というのは、先ほど言いましたように、ゼロから18歳までを対象にしております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

よくわからないんですが、ゼロ歳から18歳、当然子育て支援も就学前から、ゼロ歳から入るわけですね。だから、法律的な縦分けがありますよってことはわかるんですね。だけど、そのこども館という、児童館ですかというと、町長は、いやこども館というふうに言われるから、児童館とこども館の差って何なんだろうっていったら、要は法律が違うとか、そういうことを言ってらっしゃるのか。なぜこういうことを聞いているかということ、それによっては建物の要素が変わってくるわけですね。だから、それをあわせ持つ児童館なのか、こども館なのかっていうのをちょっとここで確認をしたかった。どうしても使い分けをされてるような印象を受けたので、ちょっとこの辺の整合性をとりたくてちょっと質問させていただきました。

ということで、今あわせ持つっていうことで、トータル的にはゼロ歳から18歳のこども館をつくりたいということでよろしいですか、確認です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ゼロ歳から18歳まで、これは児童館の機能も含め、また子育て支援センターの機

能を含めた、同じ建物の中で、（仮称）こども館ということで建設したいということです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

それでは、早速本題に入りたいというふうに思います。

今年4月に、下関市に、遊び場や交流の場を備えた次世代育成支援拠点施設、ふくふくこども館がオープンしました。その基本コンセプトは、次世代を担う子どもたちを多世代で育むであります。乳幼児を対象とした遊び場、プレイランドを初め、専任保育士が生後6カ月から就学前の子どもを預かる子ども一時預かり室、有料であります。それや相談室などが設けられております。運営は、指定管理者として、共同事業体下関こども未来創造ネットが行っております。年間の目標来館者数10万人に対し、4月オープン時の来館者数は3万7,000人と、予想外の来館者に手応えを感じているようであります。

今、お話がありましたように、このこども館は今町長が言われたように、就学前までのこども館というふうにちょっと認識をしておりますので、ちょっとまた違った感じなのかなと思います。

そこで、町長が考えるこども館のコンセプト、つまり建設する動機やこども館の概要、こういったテーマで建てる建物か、細かいことは決まっていなはわかりませんが、町長の思いを聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町は、大変若い世代の転入も多ございます。出生も600人、700人、毎年生まれております。その中で、今既に就学前児童は4,000人、それから半分の2,000人の子どもたちは施設に通っておりますけども、2,000人の子どもたちは家庭での養育をしております。そういった意味で、粕屋町の世代を担う子どもたち、子どもたちですから、粕屋町の世代ということにも、日本の次の世代を担う子どもたちを粕屋町で健やかに育てよう、これも町民が一緒になって、地域の子どもたちを町民みんな育てようという考え方で、こども館の建設をするということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

下関と同じコンセプト、次世代を担う子どもたちを多世代で育むと、多分同じよ

うな意味合いのことを町長も一つの基本テーマとしてこれからつくっていくんだろ  
うなというふうにはちょっと感じておりますが、昨日の田川議員の質問の中で、こど  
も館の話が出たときに、町長は広範囲に使えるこども館をつくりたいというふうな  
答弁をされたんですが、広範に使えるこども館とはどういうものなのか。今、全国  
の児童館を見たとき、いろんな児童館がやっぱりあるんですね。例えば児童文化宇  
宙館とか、何かスポーツ館とか、あわせ持った名前を冠した児童館、こども館があ  
るわけなんですけど、そういった複合型のこども館というのをもし考えているのであ  
れば、どういったことを想定して考えていらっしゃるか、もし考えがあればちょっ  
とお聞きしたいと思うんですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

特段、複合した施設ということでは考えておりません。ただ、ゼロ歳から18歳ま  
での児童、子どもたちが一緒にそこで集まり、集える、親も集える、そして子育て  
の関係者も一緒にそこへ入って集える、それからいろんな会議ができる等々を考え  
ております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

どんなこども館つくるにせよ、限られた予算の中で、新たに土地を取得してまで  
建設をするというふうには、自分たちも余り考えてはいないんですが、今ある町有  
地を生かすことを考えていると思うんですね。今ある町有地を考えて。新規に取得  
をしてってことは町長も考えていらっしゃらないんじゃないかなと思うんですが、  
限られた町有地というのがやっぱりありまして、やっぱそこだけにこども館をつく  
るということが、非常にどうなのかな、もったいないかなということもあるので、  
できれば複合型のこども館をつくっていくことが適しているのではないかなという  
ふうに思います。そういった意味で、財源、運営の面でもやっぱり考えていかなか  
うてはいけないと思うんですが、その財源を考えれば、施設の中身や建設形態によっ  
ては、国、県補助額も変わってくると思いますし、また運営を公営か民営かするか  
どうかで、また建設や実施計画等にも大きな影響が出てくるとは思います。そうし  
た財源や運営のその具体的考えがあつての話だと思いますんで、そういったことが  
まずあるかどうかをちょっと。先ほど来から聞いてると、補助金はありますよとい  
うことでお伺してるんですけど、その辺の運営の形態であるとか、細かいことは  
多分決まってるのではないと思うんですね。ただ、町長の考えを聞いてるんで、町長がど

ういった形で、これをこういうふうにつくっていきたいという、何かあればその辺の考えを聞きたいと思いますが、町長、ありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

財源はできるだけ多く、補助金並びにこれにかかわる起債等で、できるだけ手持ちの町費をつぎ込まないで、いい施設につくり上げたいと思ってます。

また、後で質問あると思います、場所等についても、今、三、四カ所ございます。一部は購入が必要かなという場所もございます。それらを総合的に考えておりまして、一番適地と思われるところを今選び、県とも協議を重ねておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

財源なんですけど、当然交付金、国、県の補助金になると思うんですが、この平成24年度より、児童センター、要するに児童館の申請というのが、次世代育成支援対策施設整備交付金というふうに変わったというふうなことを聞いてますが、これ受けるにすれば、来年町長は建設するというふうにお話をされてますが、この整備計画の提出が多分必要だったと思うんですね。この整備計画の提出って終わってるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

整備計画の提出は今からです。今からです。ですから、27、28年にかけてということになるやもしれません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

多分、これ提出期限があったと思いますので、町長が来年建設をするということになれば、当然期限がもう間近に迫ってるか、過ぎちゃってるか、ちょっとわからないんですが、その辺があると思いますので、その辺はしっかりつくっていかねければいけないかなと思います。

それと、これは交付金申請の流れを見てると、どうも県を通しての交付というふうになってるようですが、この県との打ち合わせ等もこれどういうふうな形で今進

んでるか、まだ進んでないのか、ちょっとその辺はつきりさせてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、話を持ちかけておるところです。恐らく県の締め切りは9月というふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

こども館建設には、多額の費用がかかり、町民の理解も必要な施設であろうかというふうに思います。詳細な中身の検討をする上で、この児童館ガイドラインというのも周知なさいというふうに国から出てますし、それに沿った補助金の申請だというふうにちょっと感じますので、その辺を検討する上での建設検討委員会みたいな、そういった委員会を設置してあるのか、これから設置を考えてるのか、その辺はどうでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

庁舎の関係課の職員が集まりまして、まだプロジェクトチームとまではいきませんけれども、関係者会議を先日開いたところでございます。今から情報を収集しながら、よりよいものをつくるために英知を結集したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

いずれにしても（仮称）こども館建設検討委員会を早く設置して、広く町民の意見を集約して、町長が掲げる町民と協働のまちづくりを目指していくことを要望しておきたいというふうに思います。

最近の新聞報道では、全国の出生率が取り沙汰され、地方自治体の存続さえ危ういような書き方がされております。出生率が上がらなければ、人口は急減すると言われております。出生率に関連する労働力人口の減少は、日本の経済にとって大きなダメージを招くとも言われております。また、社会保障費の年金制度にも影響を及ぼすとも言われております。こうした人口減少に歯どめをかけるため国がとっている施策が、少子化対策の子育て支援や女性、高齢者の就労支援などであります。

子育て支援にかねてより力を入れている粕屋町の出生率は、全国的にも上位に位置します。合計特殊出生率も2.01と高い数値にあります。住環境のよさから、粕屋町の人口も最近4万5,000人を超え、ここ数年の伸び率は目を見張るものがあります。子どもを産み育てやすいまちづくりを率先している町政は、そういった意味で人口減少社会にとって最善の策をとっていると言えます。人口減少に悩む自治体は、自治体の存続維持のために人口の流出を防ぐさまざまな方策をとっております。先ほど、本田議員のほうから、糸島市の取り組みの紹介がありましたが、中には学校給食の無料化を実施していた自治体もあります。粕屋町では、子育て環境整備に力を入れ、こども館建設を実施するということがその一手だということだろうというふうに私は思います。こども館建設は、その動機であり、その環境づくりだと思います。そうした社会状況の中でのこども館建設は、子育て支援策であり、これから市制を目指す粕屋町にとって必要不可欠な施設になると思います。粕屋町にあったふさわしいこども館ができることを望みまして、次の質問に移ります。

粕屋町の町営住宅の老朽化と高齢者世帯の居住対策について質問をいたします。

平成25年3月から、10年間の粕屋町営住宅長寿命化計画が作成されております。粕屋町の公営住宅の現状や長寿命化に向けた方針や建て替えの方針などが記されております。ここに書かれているデータを基準に、高齢者に焦点を当てて話を進めていきたいというふうに思います。

町営住宅の現状報告を見ると、7団地ある町営住宅の入居状況は、平成24年9月現在、181世帯、349人が入居しており、高齢者は37.5%を占めております。粕屋町の高齢化率14.7%を大きく上回っております。この時期の14.7%なんで、現状では16.1というふうに聞いておりますので、確実に高齢化が進んでるということを申し上げておきたいと思います。また、高齢者の単身世帯は48世帯と、全体の単身世帯の半数以上が高齢者となっております。181世帯のうち、26.6%が高齢者単身世帯ということでもあります。募集公募状況は、近年倍率が6.4倍と減少傾向にあります。朝日1、2、3団地は、特にこの傾向が強く、他の団地と比べて募集倍率が低くなっております。また、居住年数が10年以上居住している住民が、朝日1、2、3団地に最も多く集中しており、住宅の老朽化や高齢者世帯の定住が多いことがその倍率に影響してきているとも考えられます。築35年以上の朝日1、2、3団地は、住民からの建てかえ要望が特に多いことがアンケートの調査から伺えます。こうした現状から、35年を経過した公営住宅は国の補助事業を対象になると思いますが、朝日1、2、3団地の更新計画はあるのかお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

山脇議員のご質問にお答えいたします。

平成25年3月に、それまでの粕屋町営住宅ストック活用計画を見直し、粕屋町営住宅長寿命化計画を策定いたしました。これは、粕屋町営住宅ストック計画策定から既に6年が経過し、社会情勢や住民ニーズの変化、町の財政状況を踏まえた町営住宅ストックの活用手法や事業内容などの見直しが必要となっていたことから、十分な安全性や居住性を備えた長期活用を図るべき充当について、予防保全の観点から中・長期的な維持管理計画が必要とのことで作成したものでございます。

ご質問の中の補助対象となる3団地とは、朝日1から3団地のことと思われ、築38年から40年経過しました。大変古い住宅ではありますが、いずれの団地におきましても、屋上防水、外壁塗装工事や水洗化工事、手すりや火災報知機等設置工事を済ませており、個別改善の標準管理期間15年以内の住宅であります。そのようなことから、今計画期間内におきましては、建て替え予定住宅はございません。しかし、近い将来、耐用年限を迎える朝日1団地や2団地、また同じ地域で耐用年限に近い朝日3団地につきましては、この計画の中間見直しとして、平成28年から29年には十分な検討を重ね、方向性を示さなければならないと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

建て替え事業スケジュールによると、建て替えを検討する時期をおおむね平成28年から29年というふうに今答弁がありました。人口動態というのを私たちよく都市計画課とかいろんな計画する上で、人口動態というのはいつも発表されますが、非常に4万8,000人ぐらいが限度でとまっているんですね。それをいつも見ながら、いつも違うじゃないかなという思いがありまして、学校教室の空き教室の問題も、平成20年度がもう目いっぱいだよというふうな、当初言われてましたが、これからどんどんどんどん教室が足りないよという状況にもなってきて、人口の急激な変動っていうのが今粕屋町に起きてるのかなというふうに考えると、この問題についてはもっと早い時期にやっぱり考える必要があるのではないかなというふうに思います。28年、29年に検討が入るってことで、この策定計画、長寿命化計画の中か

らしても、前倒しでやられてるという感じがしますので、その件については早急にその時期に従って検討を進めていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

平成26年3月の高齢化率は16.1%。先ほど申し上げました粕屋町の高齢化の高齢化率の進展は、他市町村と同じく、確実に増加傾向にあります。高齢化の進展によって、孤独死や認知症の徘徊による行方不明者が増加している現状があることが新聞などで報じられております。その対策として、高齢者福祉計画では安心して住めるまちづくりとして、誰もが住みやすい住宅環境の中で、高齢者の日常生活の場である住宅環境の整備を充実させること、そして町営住宅においては高齢者の生活に配慮した住宅の整備を行うこととっております。現在、高齢者住宅として配備している住宅は20戸と、全体の11%と、福岡市の30%と比べても格段に少ないことがわかります。粕屋町の高齢化は確実に進展している現状から、特に高齢者単身、ひとりから2人世帯の住宅のニーズが強く求められております。今後の策定方針から、どのように対策を考え、実行していくのか、今後の考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

粕屋町営住宅における型別供給割合を見ますと、ご指摘のとおり、高齢、単身、ひとりから2人世帯用の2DKは20戸、それから割合は11%、また2人から3人用までを合わせましても、わずか20%と低く、福岡市と比較しますとかなり差がございます。しかし、今後世帯人員の減少や町営住宅入居者の高齢化を考慮しますと、高齢者単身、ひとりから2人世帯、2人から3人世帯用の住戸の割合を増やす必要があり、現長寿命化計画においても、供給割合目標を高齡単身世帯から2ないし3人世帯までの供給割合を60%程度、3から4人世帯以上を40%程度と設定しております。つきましては、今後町営住宅の方向性を検討する際に、これらの状況を踏まえ、高齢者への配慮や多様なニーズへの対応を十分検討しまして、地方の財政状況も考慮して、よりよい住まいの提供を検討していきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 2 番（山脇秀隆君）

今、高齢化にあわせた需要を満たして、その対策に応じた住宅確保を今後考えますというような答弁だったというふうに思います。しかしながら、建て替え時期がまだ長いというのがありますし、場所的な問題等もございまして、建て替えるときに、その後その住んでる方はどうするのかとかという問題もこれから起こってきて、なかなか建て替えをして、そこら辺の住宅を確保していくことが困難だろうと思いますし、限度があるというふうに今お話を聞いてて思います。高齢者にとって、住環境は生活する上で大きなウエートを占めております。例えば駅が近い、買い物に便利である、こうした条件は引きこもりや孤独死をなくすことに、少なからずつながると思います。また、高齢者単身、ひとりから2人世帯の公営住宅の居住専用面積は、単身で25平米、2人世帯で30平米と決まっていますので、部屋数の確保の観点からも、私は高層型住宅が適しているのではないかなというふうに考えます。

こうした条件を満たす場所が、今、朝日1、2団地の位置にあるのか、また別の場所にあるのかということ考えたときに、地域の利便性を考えると、若宮交差点の旧庁舎跡っていうのをちょっと考えつきまして、そこがいいのではないかなということもちょっと考えました。町長は、こども館建設の場所に3カ所ありますよということで模索しておりますが、私はこの場所にこども館と高齢者単身、ひとり、2人世帯の町営住宅の複合型施設を建設することを提案したいというふうに思います。例えば、3階まで部分をこども館とし、4階以上を高齢者用住宅に、そして高齢者の見守りを指定管理者に、こども館とあわせ委託管理をできるようにすれば、子どもとお年寄りが交流でき、子どもの情操教育と高齢者の生きがいがづくりに貢献することができます。次世代育成と高齢者が住みなれた地域で生活を続け、そして介護が必要になったときに、総合的に支援を受けることができる地域包括ケアシステムの機能をあわせ持つ施設ができるというふうに考えますが、とっぴな考えかもしれませんが、町長のご意見を伺いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一つの貴重な参考意見として聞いておきます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 2 番（山脇秀隆君）

町長は、10年以内の市制を目指し、条件整備を私に行なっているというふうに思

います。こども館もその一環だろうというふうに感じております。赤ちゃんからお年寄りまで安心して住みなれたところで暮らすことができるまちづくりは、ふるさと感じることができる町であり、人が集まる町であります。そして、そのことは町が発展する要因でもあります。次世代育成支援と高齢者に対する住環境の整備やこれから市制を目指す町として、必要不可欠で、やり遂げなければならない施策であるというふうに思います。町営住宅の更新に近い高齢者に対する住宅整備に力を入れることを強く訴えて、ちょっと早いですが、質問を終わりたいと思います。以上です。

(12番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時27分)

平成26年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成26年6月13日（金）

## 平成26年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月13日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

### 2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信                      ミキシング      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町長 因清範	教育長 大塚豊
総務部長 八尋悟郎	住民福祉部長 水上尚子
都市政策部長 吉武信一	教育委員会次長 関博夫
総務課長 安河内強士	経営政策課長 山本浩
税務課長 石山裕	収納課長 瓜生俊二
協働のまちづくり課長 安川喜代昭	総合窓口課長 今泉真次

子ども未来課長	安河内	渉	介護福祉課長	吉原	郁子
健康づくり課長	大石	進	都市計画課長	山野	勝寛
地域振興課長	安松	茂久	道路環境整備課長	因	光臣
上下水道課長	中原	一雄	学校教育課長	八尋	哲男
社会教育課長	中小原	浩臣	給食センター所長	神近	秀敏

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、副町長から公務出張のため欠席したい旨の通知があつておりますので、報告をしておきます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

粕屋町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会から推薦する農業委員に、因辰美君、安河内勇臣君、安川利正君、岡本繁幸君の4名を推薦したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よつて、農業委員に、因辰美君、安河内勇臣君、安川利正君、岡本繁幸君の4名を推薦することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第26号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

それでは、総務部税務課所管であります議案について報告をさせていただきます。

議案第26号は、専決処分の承認を求めることについてであります。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

内容につきましては、平成26年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が、国会におきまして平成26年3月20日に可決成立し、同年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分をしたことを同条第3項の規定によりこれを報告し承認を得るため、議会の議決

を求められたものでございます。

今回の改正の主な内容は、法人住民税の法人税割の税率見直しで、町民税の現行の税率を2.6%減らし、平成27年度以降の税収が2,000万円程度減少しますが、交付税等により再配分されるということであり、また、軽自動車税の税率見直しでは、標準税率を1.25倍から1.5倍に引き上げ、平成28年度までに1,100万円の増収を見込んでおります。そのほか、固定資産税の特例措置等を講ずる内容となっており、本年4月1日より施行されるものから、段階的に施行される一括の改正について所要の整備を講じるための改正でございます。

法人税率割の見直しでは、減収した分を交付税等により再配分される予定ですが、その額は未定であり、自主財源の新たな確保が求められます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

この原案に対して反対討論を述べます。

この原案の中に、軽自動車税の増税分が含まれております。軽自動車は、若いお母さん方、それから高齢の人たちがよく使用している車であります。日本の弱者層といえますか、そういう人たちが多く利用している車でありますので、この件を増税することについてはいささか異議を持っております。

今回、消費税が増税されましたし、来年にも消費税の増税も考えられておりますところ、これ以上弱者に負担をかけることについてはいささか異論を持っておりますので、この原案に対しては反対を述べたいと思います。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因 辰美厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 因 辰美君 登壇）

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

それでは、報告いたします。

議案第27号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が専決処分されましたので、条例の一部を改正することの議決承認を求めるものであります。

議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案審議の経過並びに結果についてご報告いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充について、2点の改正を行ったものです。

まず、1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げですが、後期高齢者支援分では14万円から16万円に引き上げられ、介護納付金分では12万円から14万円に引き上げられました。その結果、今回据え置きとなった医療保険分の51万円と改正された後期高齢者支援金分16万円と介護納付金分14万円を加えた全体の課税限度額

は、改正前の77万円から81万円となり、4万円の引き上げを行ったものです。この改正に伴い、粕屋町の算定では、国保税が約500万円の増額となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準が拡大され、軽減措置の拡充を行ったものです。まず、保険税の5割軽減の対象となる所得の算定において、改正前は世帯主を除くと記載されておりましたが、26年から世帯主を含めて算定することになりました。また、2割軽減の算定では、被保険者の数に乗ずる金額をこれまでの35万円から45万円に引き上げ、軽減の対象を拡充したものです。この5割、2割の軽減措置の拡充に伴い、粕屋町の算定では約1,600万円の減額となります。

当委員会の議論の中では、国保税の根本的な考えの違いなどの意見もありましたが、提案された改正部分について慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって承認することに決しましたので、ご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

今回の国保税条例の一部改正する条例に対して、反対の立場から討論に参加します。

今回賦課限度額の引き上げがなされるわけですが、今までも19年度には65万円、そして20年には68万円、21年には69万円、22年には73万円、24年には77万円と、賦課限度額、引き上げられました。今回は、後期高齢者支援分2万円、介護保険給付金納付金2万円、計4万円引き上げということで、81万円に賦課限度額が引き上げられるということになりました。40歳未満の夫婦と子ども1人の世帯で計算すると、この引き上げに影響する世帯は、500万円以上の所得の人たちからになりますが、政府が言う高額所得者に応分の負担を求めるということで賦課限度額を引き上げるということなんですが、500万円の人たちは到底高額所得者とは言えない人たちであります。子どもが2人、3人ということになれば、もっと低い所得の世帯からこの限度額を払ってるのが現実であります。そういう点では、庶民負担増になるものであります。実際、実質高額所得者と言えない人たちに、19年度から比べれ

ば、16万円もの増税が押しつけられてきております。それを所得の低い人たちの国保税に使うのであれば納得もできます。国保の赤字を国民に押しつけるというこのようなやり方は、到底許されません。所得の低い200万円の方は、国保税の所得に占める割合が19%になります。300万円の人たちは16%、400万円の方は15%、このように所得に占める割合が国保税、高くなってきておるわけでありまして。そういう点では、国保会計が赤字ならば、国からの補助金、もとの補助金に戻すことで増額をして負担軽減に充てるべきであります。

以上で反対討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタン押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第28号教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇秀隆総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

総務部総務課所管の議案について報告します。

議案第28号は、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてであります。付託を受

けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

粕屋町教育委員会委員であります中前美絵氏が、本年8月8日をもって任期満了により退任されますので、その後任として、舎川真理氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものであります。

舎川氏は、長年PTA活動やボランティア活動に携わられ、識見、人格ともにすぐれた方であります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり同意すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで申し合わせ事項により、新しく教育委員に選任されました舎川真理氏にご挨拶をお願いいたします。

ご入場、お願いいたします。

◎教育委員（舎川真理君）

皆様、こんにちは。舎川でございます。

本日は、私の教育委員任命の同意をいただき、ありがとうございます。大変重要で、大切な教育委員という役目を自分が果たしていけるのか、正直不安ではございますが、今、子育てにかかわっている一人の保護者としての目線を大切に、この役目にかかわってまいりたいと思います。粕屋の教育の充実、発展のために努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第29号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇秀隆総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

総務部総務課所管であります議案を報告いたします。

議案第29号は、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成18年6月に、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法において、特殊教育にかわり、新たに特別支援教育という規定がされましたので、今回本条例の別表中の字句を、特殊教育職員等から特別支援教育職員等に改めるものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第29号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第30号工事請負契約の締結について、議案第31号工事請負契約の締結について、議案第32号工事請負契約の締結について、議案第33号工事請負契約の締結について、議案第34号工事請負契約の締結について、議案第35号工事請負契約の締結について、以上6件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇秀隆総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、学校教育課所管についてご報告いたします。

議案第30号から議案第35号までは、学校教育課が発注いたします工事請負契約の締結についての6議案であります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

まず初めに、審議の経過について、6議案続けてご報告させていただきます。

議案第30号は、大川小学校校舎増築工事を実施するもので、平成26年5月23日に、特定建設工事企業体7社による指名競争入札が行われた結果、香椎・青木特定建設工事共同企業体、代表者、香椎建設株式会社代表取締役城戸幸信が、工事請負金額1億9,537万2,000円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。工期は、契約効力発生の翌日から平成27年3月23日までとし、年度内の完成引き渡しを予定しております。工事の概要につきましては、既存の児童棟西側に鉄筋コンクリートづくり、3階建てを増築し、建築面積263.97平米、延べ床面積773.47平米、普通教室6室、教材室2室、多目的トイレ3カ所、昇降口、空調設備等を整備するものであります。

続きまして、議案第31号は、大川小学校第2期大規模改造工事を実施するもので、平成26年5月23日に、特定建設工事企業体7社による指名競争入札が行われた結果、飯田・オリーブハウス特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人が、工事請負金額2億4,084万円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。工期は、契約効力発生の翌日から平成26年9月30日までとしており、夏休みを中心として工事を施工いたします。工事の概要につきましては、昨年度に引き続き、今年度はその第2期工事として、外壁改修にお

いて、塗装やシーリングの打ちかえ、渡り廊下、床、防滑シート張りかえを行い、バルコニー部分は手すりの取り替え、床の塗膜防水を行います。内部改修においては、壁、床、天井、棚、黒板等の取り替えや塗り替え、張り替え等を行います。電気給排水設備においても、老朽化した設備について、取り替えを中心とした改修を行うとともに、空調設備工事の関連からキュービクルの取り替えをあわせて行います。経年劣化により、校舎内が暗く、劣化した印象があった校舎が、本工事の完成により、明るく快適な校舎となり、教育環境の改善が期待されるものと考えるところでございます。

続きまして、議案第32号は、大川小学校、粕屋中央小学校空調設備設置工事を実施するもので、平成26年5月23日に、特定建設工事企業体6社による指名競争入札が行われた結果、空研・野上特定建設工事共同企業体、代表者、空研工業株式会社代表取締役榎木 隆が、工事請負金額9,493万2,000円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。工期は、契約効力発生の翌日から平成26年10月1日までとしております。工事概要につきましては、空調設備を普通教室や特別教室などに大川小と中央小と合わせて74室に設置するものであります。また、これに必要な受電設備等として、デマンド制御システム、キュービクル電気設備工事をあわせて行うものであります。

続きまして、議案第33号は、前議案と同様に、仲原小学校、粕屋西小学校空調設備設置工事を実施するもので、平成26年5月23日に、特定建設工事企業体6社による指名競争入札が行われた結果、西日本空調システム・アユミ電業特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社西日本空調システム代表取締役中山傳善が、工事請負金額9,460万8,000円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。工期は、契約効力発生の翌日から平成26年10月1日までとしております。工事の概要につきましては、空調設備を普通教室や特別教室などに、仲原小、粕屋西小と合わせて66室設置するものです。またこれに必要な受電設備として、デマンド制御システム、キュービクル電気設備の工事をあわせて行うものでございます。

前議案工事と本工事の完成により、町内全部の小学校に空調設備が完備されることとなります。これにより、夏場の異常気象による熱中症やPM2.5などの大気汚染による健康被害を懸念することなく、児童が安心、集中して学習できる教育環境の改善が大いに期待されるものであります。

続きまして、議案第34号は、粕屋中学校校舎増築工事を実施するもので、平成26年5月23日に、特定建設工事企業体7社による指名競争入札が行われた結果、

因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社代表取締役因 善一が、工事請負金額1億8,673万2,000円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。工期は、契約効力発生の翌日から平成27年3月23日までとしております。工事の概要につきましては、既存校舎教室棟を南西側へ増築するもので、鉄筋コンクリートづくり3階建て、建築面積288.26平米、延べ床面積792.75平米、普通教室6室、男女トイレ3カ所、多目的トイレ3カ所、空調設備工事等を行うものであります。増加する生徒数に対応するため、早急に教室を確保するものであります。

最後に、議案第35号は、粕屋中学校第2期大規模改造工事を実施するもので、平成26年5月23日に、特定建設工事企業体7社による指名競争入札が行われた結果、前議案、粕屋中学校校舎増築工事と同じく、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社代表取締役因 善一が、工事請負金額2億7,086万4,000円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。工期は、契約効力発生の翌日から平成26年10月27日までとしております。工事の概要につきましては、内部改修では、壁、パーティション、床、天井、棚、黒板、掲示板、廊下、流し台、扉などにおいて、取り替えを中心とした改修を行います。そのほかに、電気設備関係の改修、給排水設備においては、取り替えを中心に改修を行います。老朽化した施設を改修することによりさらなる環境の充実整備がなされるものと思います。

以上、6議案の工事請負契約の締結について、本委員会において、入札関係及び工事計画等の説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全ての議案について全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

4番太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

議案第30号、大川小増築工事、議案第31号、大川小第2期大規模改造工事、議案第34号、粕屋中学校増築工事、議案第35号、粕屋中学校第2期大規模改造工事と、議案第32号、大川小、中央小空調工事、議案第33号、仲原、粕屋西空調工事、この工事の入札業者が、全部一緒なんです。どうして一緒に、何か理由があるのかどうかということを委員長さんにお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

委員長、よろしいですか。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

指名権は、執行部にありますので、その辺については執行部のほうよりお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

答弁から。

◎4番（太田健策君）

これは、事務局、委員長質問ですから、執行部がかわって返事するっちゅうことは、これは認められとるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

原則と申しましょうか、本来ならば委員長報告ですから、委員長ですけども、なかなか委員長とはいえ、全てを把握していない部分もございます。ですから、質問に対して、詳しく説明するためからまして、委員長が町にお願いしますっちゅうことですから、それはあり得ることだと思います。よろしいですか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、指名については指名委員会のほうで精査して示しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

指名委員会のほうで、先ほど言いましたように、同じ業者になった理由をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務課長。

◎総務課長（安河内強士君）

入札に関しましては、総務課のほうで担当いたしておりますので、お答えさせていただきます。

指名委員会のほうにおきまして指名いただいておりますが、地場業者育成ということの観点から、地場業者の方の入札参加を推進しておりますので、同一関係者が行ったものかと思われま。

◎議長（進藤啓一君）

太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

これ地場業者が、全部落札したということなら、問題はないと思いますけど、福岡市のほうの業者が落札にも入っておりますね。そういうことで、指名が偏るっちゃうことが私はどうかなと思って質問させていただきましたけど。町内業者が落札すると、普通、次の工事については遠慮していただくというような形が今までとられつつんじゃないかなという気がしましたからですね、質問しました。

◎議長（進藤啓一君）

それにお答えすることありますか。

安河内総務課長。

◎総務課長（安河内強士君）

粕屋町におきましては、以前から1回の入札において複数の工事を落札されることは可能といたしております。先ほども申し上げましたが、町内業者の方の数が少ないという状況でございまして、工事発注件数が数多く、10件、20件というような場合に、町内業者の方が1件だけで、あと辞退されるようなことになると、町内業者への発注機会の観点から、また地場企業育成、これの観点から、その辺が問題なろうかと思っておりますので、できるだけ現場を管理する能力がある業者の方であれば、複数とっていただけるようにいたしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

そういうことを発言があったということを記憶にとめとってください。

ほかに質疑はございませんか。ございませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

ただいまの質問の返事に対しまして、ちょっと納得のいかない部分がありましたから、反対討論をさせていただきますが、同じ業者が同じメンバーで入札に加わるということは、正常な競争入札が行われていないんじゃないかなという心配が持たれます。職員の方もご存じだと思いますけど、やはりそういう状況が何回もあって、いろんな問題が起きてきております。だから、福岡市の業者にしても、いろんな業

者が、何業者しか指名に入っていないということはないと思うんです。過去にも入った業者が入っていないということもありますので、ぜひ幅広い業者に呼びかけて入札をしていただきたいと。地場の業者は、地場育成がありましようから、地場のほうはいいと思いますけど、ぜひとも入ったところが何本も入ってしまった、入ったらんところは一本も入っていないということで、今まで入ったところが何で入っていないのかなど。そういう自分のところの会社に何か汚点があったのかなというようなことで、入っていないということがわかっておればいいんでしょうけど、ただ入っていないと、同じ業者ばかり入っとうやないかというようなことじゃ、私は正常な指名競争入札が行われてないんやないかなという気がしましたので、反対討論をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第31号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第32号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決され

ました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第36号住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長 義晴建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

建設常任委員会所管の議案第36号住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

住居表示につきましては、これまでに駕与丁、花ヶ浦、若宮、原町、仲原、甲仲原、長者原西区域を実施しております。今回の実施予定区域は、議案書の添付図面1及び2に示しておりますとおり、長者原上区及び中区、戸原区、長戸区などを中心とした区域を26年及び27年に実施予定するものであります。住居表示を実施することにより、緊急車両の現場への到着が早くなり、郵便、小包等の配達がスムーズとなり、さらに住所が順序よく表示され、わかりやすいまちづくりが実現できます。また、住居表示の方法については道路方式もありますが、我が国では1丁目1番1号といった街区方式が一般的であり、本町も街区方式を採用いたします。

以上につきまして当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

終わります。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第36号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。意見書案第1号は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第3号本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願を議題といたします。

請願第3号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。請願第3号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号学校給食センターを引き続き公設・公営で行うことを求める請願を議題といたします。

請願第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は不採択であります。請願第1号は不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

陳情第1号「「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」及び「特養の要介護1、2の入所継続」に関する」意見書提出を求める陳情を議題といたします。

陳情第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は一部修正採択であります。陳情第1号は一部修正採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は一部修正採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。意見書、請願、陳情にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書、請願、陳情にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

◎町長（因 清範君）

平成26年第2回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますけれども、一言御礼の言葉を申し上げます。

去る6月6日に開会されました今定例会におきまして、慎重なるご審議をいただき、提案いたしました全て11件の案件につきまして、原案どおり議決をいただきました。心から御礼を申し上げます。会期中にいただきましたご意見等につきましては、十分に配意し、執行してまいりたいと思います。

終わりにになりましたが、これから先、本格的な梅雨の時期に入ります。議員の皆様方には、十分に体をご自愛いただき、諸方面でのご活躍を祈るものでございます。

今6月定例会の閉会に当たりましてご挨拶といたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

これにて平成26年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時21分)

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 木 村 優 子

署名議員 安河内 勇 臣